

市町村

災害ボランティアセンター ガイドライン



ふれあいネットワーク

はじめに ～本ガイドラインの策定にあたって～

本会では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、本会並びに県内の市町村社会福祉協議会（以下「社協」という。）職員が派遣された福島県いわき市社協の災害ボランティアセンター（以下「災害 V C」という。）をモデルとして、平成 25 年 11 月に「市町村災害ボランティアセンターマニュアル」を策定しました。マニュアルは、これまで各市町村社協におけるマニュアルの策定や災害 V C 設置訓練の実施、各ブロックや隣接する市町村社協との災害時相互応援協定の締結、被災地の災害 V C 運営支援などにおける基盤整備の参考並びに実践的な災害 V C の手順書としての役割を果たしてきました。

そのような中、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、17 の市町村社協が災害 V C 等を設置し、延べ 120,516 人の災害ボランティアを受け入れ、被災者支援活動の調整を行うことができました。（平成 30 年 3 月 31 日集計）

さらに、令和 2 年 7 月には、球磨川流域を中心とした豪雨災害が発生し、13 の市町村社協が災害 V C を設置しました。コロナ禍により県外からのボランティアの受入れが制限されるなか、延べ 40,678 人の災害ボランティアの方々に協力いただき被災者支援活動を行いました。（令和 4 年 3 月 31 日集計）

これは、各市町村社協において、各関係機関や団体との災害支援に関する協議や住民向けの災害ボランティアの養成、災害 V C 設置訓練の実施などを着実にやってきた成果であったと言えます。

しかし、新型コロナウイルスのような感染症発生時における災害 V C の運営には、3 密（密閉・密集・密室）に配慮した運営体制や支援活動が必要となり、令和 2 年 7 月豪雨以降の災害では、災害 V C 運営支援のための ICT の活用も進められてきました。

また、近年の災害が頻発、激甚化、広域化する中で、全国からの応援による支援介入が困難となることも想定し、地域の支援者と共に取り組む協働型の災害 V C 運営が求められています。

平成 25 年に災害 V C の設置運営についての手順書として作成したマニュアルですが、平成 31 年からは「市町村災害ボランティアセンターガイドライン」と改め、災害 V C の考え方や必要なポイント等の項目を追加し、この度の改訂では、感染症発生時における災害 V C の運営や ICT を活用した支援体制等について追記しました。

平時から地域住民間の支え合いの強化や職員間だけでなく、他機関・団体と協議を重ね、さらに災害時の備えの強化を目指すために、本書を活用していただければ幸いです。

※本ガイドラインの策定にあたっては、市町村災害ボランティアセンター運営強化推進会議において御意見をいただきました。

目 次

第 1	基本を押さえる！「災害ボランティアセンターとは？」	
1	災害ボランティアセンターとは？	1
2	社協が災害ボランティアセンターを設置する理由	1
3	災害ボランティアセンターが目指すところ	2
第 2	ポイントを捉える！「災害ボランティアセンターの設置・運営」	
1	発災から災害ボランティアセンター設置～閉所後の生活復興支援 までの流れとポイント	3
2	災害ボランティアセンターにおける連携・協働	9
3	災害ボランティアセンターの資金確保	11
4	災害ボランティアセンターの広報	12
第 3	災害時に備える！「平時から取り組んでおきたいこと」	
1	平時からの取り組み	15
2	組織の現状を整理するチェックリスト・ワークシート	18
第 4	これだけは知っておきたい！「災害に関する法律、制度、用語等」	
1	災害に関する法律	25
2	被災者支援の制度、給付	26
3	用語等の説明	27
第 5	実践に役立つ！「市町村災害ボランティアセンター運営マニュアル」	
1	運営マニュアル	29
2	様式集	107
〔参考	市町村災害ボランティアセンター設置要綱例〕	131
〔参考	協定書例〕	135
1	〇〇ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定書	137
2	3市町村社会福祉協議会災害時相互応援協定書	142
3	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書 (市町村行政と社協の協定書)	145
4	ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に係る事務 (等)に関する委託契約書(災害救助事務費に係る契約)	149
〔参考	市町村災害ボランティアセンター運営強化推進会議設置要綱、 委員名簿〕	153
1	市町村災害ボランティアセンター運営強化推進会議 設置要綱	155
2	市町村災害ボランティアセンターガイドライン策定委員名簿	156

第1 基本を押さえる！「災害ボランティアセンターとは？」

1 災害ボランティアセンターとは？

災害VCは、大規模な災害が発生した際に、被災者の困りごとに対し、ボランティアの力を借りて、被災者の生活の復旧・復興に向けた福祉救援活動を円滑に行うための組織です。また、被災地及び被災者の生活再建を支援することを最大の目的とし、かつボランティア活動を支援することを目的として運営します。また、平成16年の新潟中越地震以降、社協が中心となって災害VCを設置することが一般化していますが、必ずしも設置しなければならないというルールがあるわけではなく、災害の規模や状況等によっては、設置せずに対応するケースもあります。

◆災害VCで行われていること◆

- ・ ボランティア活動に関する行政、関係機関等との連絡調整
- ・ 被災者ニーズの把握、被災世帯調査
- ・ ボランティアの募集、マネジメント
- ・ ボランティア活動の支援(受付～活動報告)
- ・ 様々な支援活動・支援への資源などの調整(資機材の調達・集積や調整)
- ・ 情報発信(被災者への支援活動の告知、ボランティア募集、マスコミ対応)
- ・ ボランティア活動に係る事務(ボランティア活動保険加入手続き、活動資金調達)

(出典：「平成28年度災害ボランティアセンター運営者研修」全国社会福祉協議会全国ボランティア・市民活動センター)

2 社協が災害ボランティアセンターを設置する理由

社協は、地域住民が暮らしやすいまちづくりの推進を図ることを目的とした団体で、平時から様々な地域福祉事業を展開し、また、住民との繋がりもある組織です。災害時にも、社協は、地域住民が一刻も早く安心安全に暮らせるように災害支援を行う必要があります。また、その他にも社協が災害VCを設置する様々な理由があります。

◆社協が災害VCを設置する理由◆

- ・ 行政や地域の関係機関、団体との繋がりがある。
- ・ 福祉サービス事業者として要援護者を把握している。
- ・ 全国的なネットワークがある。
- ・ これまで社協としての災害支援のノウハウがある。
- ・ 閉所後も社協の本来機能として被災者の生活支援、復興支援にあたる。
- ・ 社協が設置することが関係者で合意され、一般的にも定着している。
(※地域防災計画等に明記されている。)

(出典：「平成28年度災害ボランティアセンター運営者研修」全国社会福祉協議会全国ボランティア・市民活動センター)

3 災害ボランティアセンターが目指すところ

災害VCの最大の目的は、被災地及び被災者の生活再建を支援することであり、そのために家の中の泥出しや家具の運び出し、片付け等々の支援活動を行います。しかし、「泥を見ないで人を見る」という言葉があるように、支援活動は目的を達成するための一つの手段であり、活動することだけが目的ではなく、また、被災者の困りごとを何でも支援するということでもありません。活動を行うことで、その先の被災者の生活面や精神面等をどのように支えることができるのか、また、被災者及び被災地域の力をどのように引き出すことができるのかを考えながら被災地及び被災者の生活再建を目指します。

コラム

社協だけじゃない！災害時に地域支援を行う様々な団体

近年では、NPO、協同組合、企業など、様々な主体が支援活動を行っています。

被災地外の組織・団体もあれば、災害発生後に被災地に新たに立ち上げられる組織・団体もあります。このような多様な支援主体が、行政の被災者支援や災害VCのボランティアだけでは対応が難しいニーズに対応するなど、幅広い支援活動を行う事例が増えています。

また、活動が多様化したことで、その活動の支援や組織間の調整を行う中間支援組織やその機能が求められるようになり、その例として、熊本地震では、約300近くの支援団体の情報交換の場「火の国会議」が開催され、その中心を担っていたメンバーがKVOAD(NPO法人 くまもと災害ボランティア団体ネットワーク)を設立し、中間支援組織としての役割を担っています。



【平成28年4月19日 火の国会議の様子】

第2 ポイントを捉える！「災害ボランティアセンターの設置・運営」

1 発災から災害ボランティアセンター設置～閉所後の生活復興支援までの流れとポイント



(1) 被害状況把握

大規模な災害が発生した場合、又は甚大な被害の発生が予測される場合に情報収集を行い、被災状況等を把握しましょう。

《情報収集の方法》

- 市町村災害対策本部
- 現地調査
- 民生委員・児童委員や福祉活動員など平時から繋がりのある地域住民

(2) 災害VC設置の協議

被害状況を踏まえ、各関係機関・団体と災害VC設置の可否を協議します。平時から災害VC設置の判断基準やその決定は誰が行うのかを书面化し、確認しておきましょう。

《災害VC設置の判断基準となるもの》

- 市町村地域防災計画
市町村行政が作成し、災害時の対応について記載されていますので確認しましょう。(具体的に記載されていない場合は、行政と協議しましょう。)
- 災害VC設置要綱
市町村行政等と協議し、作成しておきましょう。
➤(関連 P133「[参考]市町村災害ボランティアセンター設置要綱(例)」)

□ 行政との協定

行政と災害V Cの設置・運営に関する協議をし、協定の締結について働きかけましょう。

➤(関連 P145「[参考]「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書(様式例)」及びP149「ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に係る事務(等)に関する委託契約書(ひな形)」)

□ 関係機関・団体との協定

協定を締結している関係機関や団体に対し、災害V Cの設置・運営のための協議を行いましょう。

これら以外で判断の参考となるものとして、災害救助法の適用を受ける大規模又は広域的な災害であるかどうかやボランティアを多く要する被災者ニーズが予想されるという点も判断材料の一つです。

(3) 災害V C設置・運営の準備

災害V C設置が決定したら、以下の項目を中心に準備を進めましょう。

□ 災害V C設置場所

行政等と協議し、いくつか設置場所を検討しておきましょう。

➤(関連 P23「【ワークシート】災害ボランティアセンター設置候補場所」)

□ ニーズ現地調査・受付

どのような被害があり、どのようなニーズがあるか、ボランティアで対応できる活動か、ボランティアは何名ぐらい必要か、どのような資機材が必要か等を調査しましょう。➤(関連 P48「ニーズ班 地図係」、P50「ニーズ班 ニーズ係」、P58「ニーズ班 現地調査係」)

□ 運営スタッフの調整

職員の被災状況や、継続が必要な社協業務及び災害によって発生した新たな業務を確認した上で、事業全体の職員体制を検討することが必要です。

運営スタッフが不足する場合は、地域住民やNPO、協定を締結している関係機関・団体等へ協力を依頼するとともに、災害時相互応援協定を締結している近隣社協に対しても、人的支援を要請しましょう。

それでも運営スタッフが不足する場合は、県社協と協議し、県内又は県外の社協へ人的支援を要請しましょう。

また、大規模な災害の場合には、多くの被災地支援の経験やノウハウを有する「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(以下「支援P」という。)*」に運営支援者の派遣を要請し、助言や支

援調整を依頼する場合があります。

※支援P：中央共同募金会に設置され、企業・社会福祉協議会・NPO・共同募金会が協働するネットワーク組織。平常時には、災害支援に関わる調査研究、人材育成や啓発活動、災害時には多様な機関・組織、関係者などが協働・協力して被災者支援を行う。

◆地域協働型災害ボランティアセンター◆

- 同時多発的な災害の発生や感染症流行時においては、県外等からの応援が難しくなる場合があります。そのため、平時から、地域住民や連携している社会福祉法人、ボランティア団体、近隣の市町村社協、学生、企業等に災害VCの訓練等への参加を呼びかけ、発災時に運営スタッフとして協力いただけるように働きかけることが重要です。
- 災害VCの運営は、長期間にわたることが多く、自らも被災しながら支援を行う社協職員の負担は大きなものになります。地域の関係者・関係機関等からの応援状況や、通常業務への職員の配置、ローテーションによる職員の休日確保等を十分に配慮するよう心がけましょう。

□ 資機材の調達

被災地の社協で確保する他、県内や全国の社協、災害支援のNPO団体、企業等からの寄付や貸与があります。近隣の市町村社協や県社協とも相談しながら調達しましょう。▶(関連 P82「資材班」)

◆県域における災害VC資機材のストックヤードの構築◆

- 平時に市町村社協が保有する災害VC用資機材の保有状況を把握し、情報を共有することで、発災時にスムーズな貸出や提供を行い、被災地社協を支援する体制を整備しています。
- 県社協とNPO法人バルビーは、過去の災害で使用した資機材等を集約し、発災時にいち早く災害VC運営の為に資機材等を貸出・提供する「熊本資機材ネットワーク事業」を協働で実施しています。

(4) 災害V C設置・運営

災害V Cの設置・運営の準備が整ったら、以下の項目に留意して運営しましょう。また、ボランティア活動の範囲は以下の考え方を参考に検討しましょう。

- マニュアルにとらわれすぎない
マニュアルは、記載のとおりになければならないというものではありません。その時の状況等に合わせて対応しましょう。
- 情報発信
災害V C設置について各関係機関・団体、報道機関、ボランティア、被災者への情報発信を行いましょ。>(関連 P12「災害ボランティアセンターの広報」)
- 多様な支援主体との連携
様々なニーズに柔軟に対応するため、多様な支援主体と連携しましょう。>(関連 P9「災害ボランティアセンターにおける連携・協働」)
- 被災者への対応
災害V Cの周知チラシ等を配布し、引き続きニーズの調査を行いましょ。>(関連 P112【様式5】「活動依頼促進リーフレット」)
- ボランティアへの対応
問合せ対応やボランティア募集について、情報発信を行いましょ。>(関連 P35「総務班(本部)」)
- 資金調達
運営に必要な資金を調達しましょ。>(関連 P11「災害ボランティアセンターの資金確保」)

◆ボランティア活動範囲の考え方◆

- 社協災害V Cは、被災者に寄り添い、被災者の生活の維持や再建に向けた活動を支援する。また、被災した障害者や高齢者、子ども等のニーズを把握し、支援を行う。
- 活動範囲は、その時々地域の状況等によって異なる。各市区町村社協では、平時から考え方の整理をしておいた上で、実際の状況に合わせて柔軟に対応することが重要である。
- 行政責任にかかわる活動や産業・生業支援などは、本来はボランティア活動で支援するものではない。しかし、緊急度やニーズと支援の状況等によっては、ボランティアの安全性を確保しつつ活動を検討する場合もある。
- インフラや地域の産業、流通が復旧し、行政が被災者を雇用して復興を行う段階では、ボランティア活動や救援物資の提供等によって、地域の経済活動等を妨げないように配慮することも求められる。

(出典：「社協における災害ボランティアセンター活動支援の基本的な考え方」平成25年3月25日 全国社会福祉協議会)

(5) 収束に向けた支援体制への移行（閉所）、閉所後の生活復興支援

以下の判断材料を参考に、常設型から週末対応型や随時対応型等の支援体制への移行又は災害V C閉所に向けての協議を行いましょう。また、閉所後の生活復興支援についても検討しましょう。

□ 移行（閉所）の判断

災害V C設置の際に、大まかな移行（閉所）時期を決めておきましょう。被災者のニーズを総合的に勘案し、行政や関係機関・団体等と合意形成を図りながら、移行（閉所）の準備を進めましょう。

センターを閉所すると、高速道路の減免措置が終わることや、災害救助費による経費の一部負担、災害等準備金が使えなくなることも想定しておきましょう。

◆移行判断の参考◆

- 新規の作業依頼や相談件数が減少傾向にあるか
 - 緊急性のあるニーズが減少し日常的なニーズに移行しているか
 - 積み残し案件に対して平時の体制での支援が可能か
 - 相談の内容が、外部支援者のマンパワー（質・量）を必要とするか
 - チラシ配布や戸別訪問などにより、災害ボランティアの情報が複数回被災者にいきわたっているか
 - 行政・支援機関・NPO・地域組織等との情報共有や連携体制ができているか
- ※ 移行については、被災者に不安を与えないよう継続的に支援を行うことを表すために、「災害V C」から「生活復興支援センター」等に名称を変更することも有効な場合があります。

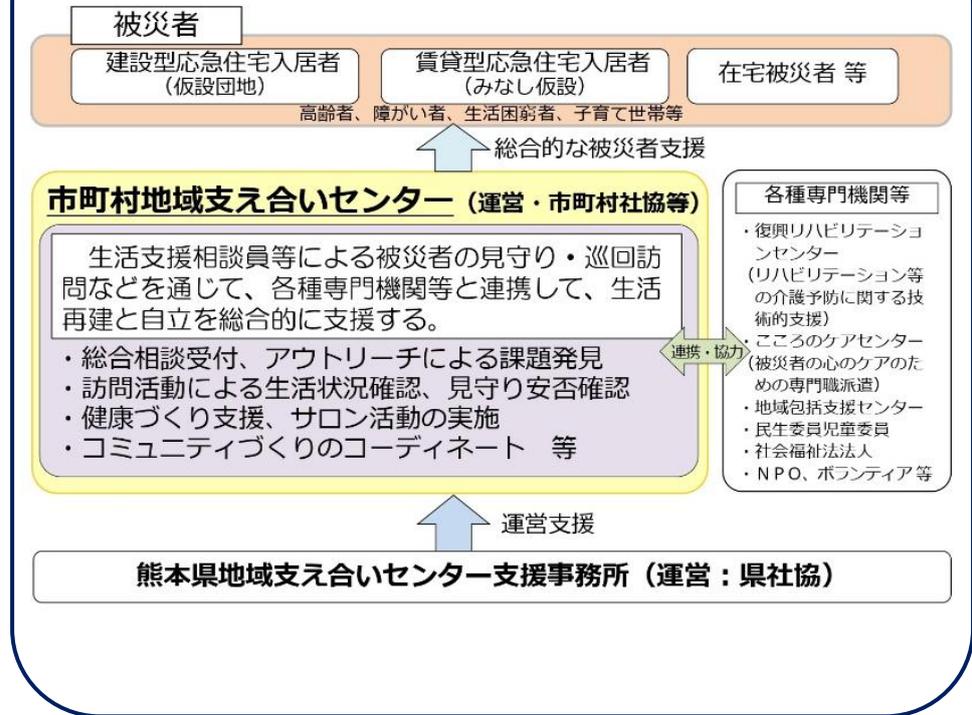
□ 移行（閉所）の周知

広報誌、全戸配布チラシ、ホームページ等を活用し、住民、ボランティア、各関係機関・団体等へ周知しましょう。その際は、被災者に不安を与えないよう、今後の支援活動の継続についても記載しましょう。

□ 閉所後の生活復興支援

災害により日常的なニーズが発生しているため、移行（閉所）後も支援を継続していく必要があります。支援体制や方法は、一律に規定されているものではありませんが、「平成28年熊本地震」以降の大規模な災害では、市町村地域支え合いセンターが設置され、生活支援相談員による被災者の見守り・巡回訪問などを通じて、各種専門機関等と連携して、生活再建を総合的に支援する組織体制を構築しました。

◆地域支え合いセンターの概要◆



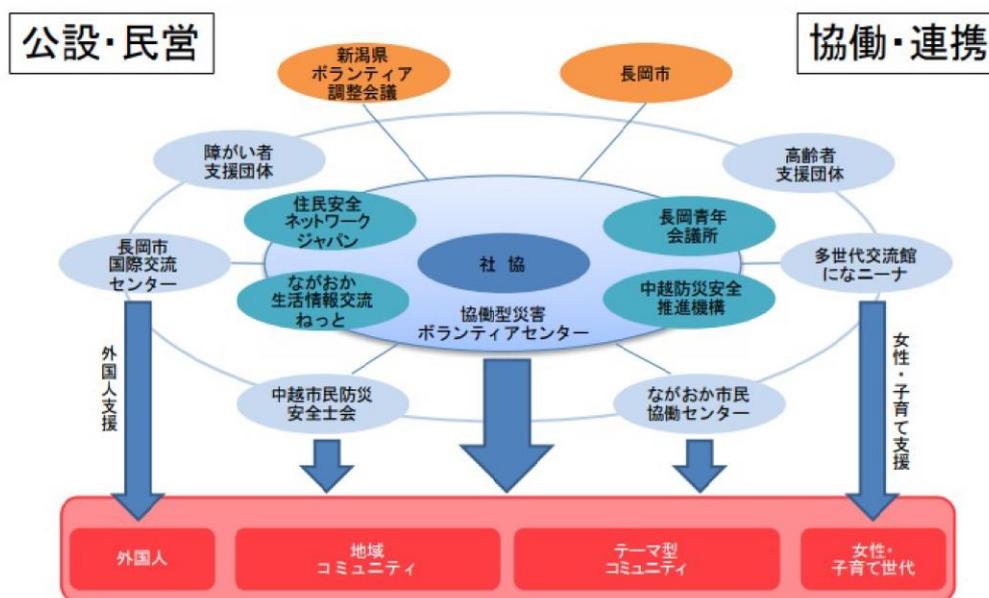
2 災害ボランティアセンターにおける連携・協働

災害の種類や規模にもよりますが、住民個々人の状態や生活環境が異なるため、大規模災害時には多様なニーズが発生します。そのため、社協の災害VCを通じた一般のボランティアだけでは十分に対応できない場合があり、多様な支援団体と連携することが求められます。

また、災害支援は、災害の数だけ違いがあるように、災害VCの形も一律に規定されるものではありません。近年では、行政やNPO等ボランティア団体などと協働型の災害VCを設置している事例もみられます。以下に、協働・連携した災害VCの事例を記載しています。

【事例1：長岡協働型災害ボランティアセンター】

新潟県長岡市では、平成16年新潟中越沖地震などの経験を踏まえ、長岡市社会福祉協議会が主体となり、NPO・ボランティア団体等と協働で災害VCの運営が行われる体制(長岡協働型災害ボランティアセンター)を構築しています。災害VCの設置場所は行政が用意し、民間がその運営に当たることが特徴です。



協働型災害ボランティアセンターのイメージ図

災害VCに所属する団体がそれぞれの特徴やネットワークを活かして災害支援活動を行う。

(出典：「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者連携を目指して～」平成30年4月 内閣府防災担当)

【事例2：平成29年7月九州北部豪雨災害時の朝倉市における連携】

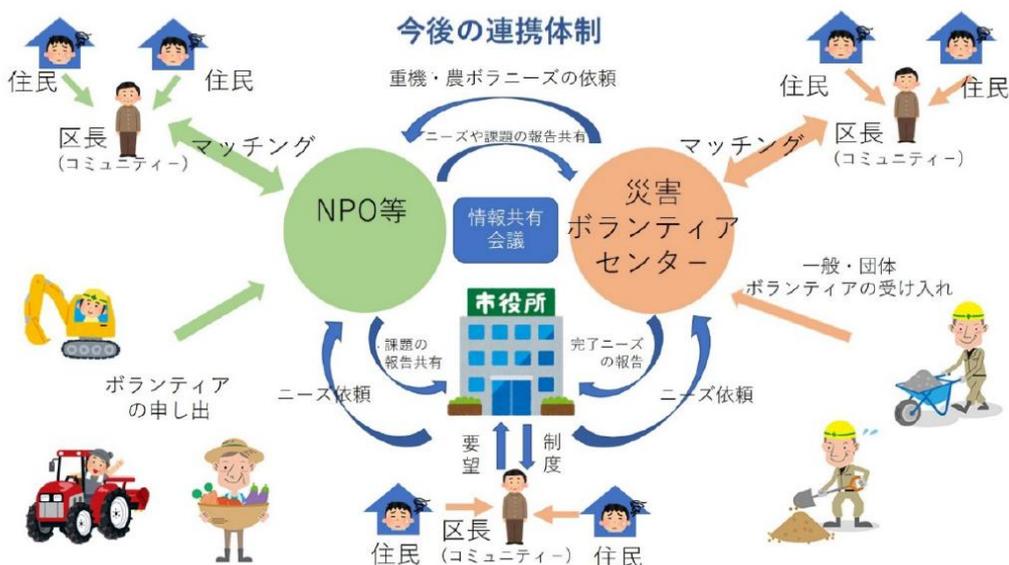
平成29年7月九州北部豪雨災害時に、福岡県朝倉市を中心として以下の連携体制が取られました。大量の土砂や流木により住宅や農地に大きな被害があったこの災害では、「平成29年7月九州北部豪雨支援者情報共有会議」を通じて、重機での土砂搬出等のコーディネートや細かいニーズに対する支援が調整され、被災地全体を見渡した支援活動が行われました。情報共有会議は、全国域の中間支援組織である「NPO法人JVOAD（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）※」と福岡県のNPO法人「ANGEL WINGS」により運営され、支援活動を行っていたNPO関係者のほか、朝倉市、福岡県、内閣府等の行政関係者も参加して開催されました。また、朝倉市の杷木サテライトでは、災害時に地域の代表が被災者ニーズを取りまとめ、災害VCとボランティアをマッチング行う「コミュニティマッチング※」という方法も特徴的なものでした。

※NPO法人 JVOAD（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）

災害時の被災者支援における課題解決のため、支援者間の連携を促進し、支援の調整を行う中間支援組織。

※コミュニティマッチング方式

- (1) 地域の代表者が被災状況を取りまとめる
- (2) 災害VCの地区担当スタッフと地域の代表者が具体的な活動内容や必要なボランティア数を協議
- (3) 活動を希望するボランティアとマッチング



(出典：「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者連携を目指して～」平成30年4月 内閣府防災担当)

3 災害ボランティアセンターの資金確保

災害VCを運営していく上で、資金を確保することは重要なことです。センターを設置する際、行政と協議しておくことが必要ですが、その他、次のような制度の活用や資金調達の方法があります。

(1) 制度を活用する(災害救助法が適用の場合)

ア 災害支援制度(災害等準備金)(共同募金会)

各都道府県共同募金会は、災害に備えて赤い羽根共同募金の一部を積み立て、被災地における災害ボランティア活動の支援や公費による復旧が困難な社会福祉施設の復旧などに助成しています。

支援資金の使途及び配分基準は以下のとおりです。

(ア) 被災地におけるボランティア活動に関わる経費

(イ) 被災地を中心とした災害ボランティア等の活動拠点事務所に関わる経費

(ウ) 公費補助の対象とならない福祉施設における福祉支援に関わる経費

(エ) 公費補助の対象とならない福祉施設の整備・設備費に関わる経費

(オ) 配分基準は「災害支援制度の細目及び基準」による。

【問い合わせ先】熊本県共同募金会

イ 災害救助事務費(災害救助法)(国)

災害ボランティア活動と自治体の実施する救助の調整にかかる事務が災害VCに委託された場合は、当該調整に必要な人件費(社協職員等の時間外勤務手当、社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金)及び旅費(災害VCに派遣する職員に係る旅費)について災害救助法の国庫負担の対象となります。

(2) 自ら運営資金を調達する

ア 専用口座を開設し、災害ボランティア活動支援金を募る。

口座名義は、「〇〇市町村災害ボランティアセンター(代表者氏名)」等。

【注意】

社会福祉法第122条において、「共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。」と規定されており、災害等準備金(配分金)を受けた場合、その後1年間は同事業(災害ボランティアセンター運営支援)に係る寄附を募ることはできない。

「〇〇復興支援金」等であれば寄付を募ることも可能。

イ 助成財団等に助成金の申請をする。

例) 日本財団、車両競技公益資金記念財団等

災害発生時に必ず助成を実施されるとは限らないため、その都度確認する必要があります。情報提供については、可能な限り県災害VCから周知します。

4 災害ボランティアセンターの広報

災害時における広報は、被災者に必要な支援情報を届け、また、支援を考える人々に働きかけるためにも大切なことです。以下に、災害VCにおける発信ツールの使い分けと広報のポイントを記載しています。

(1) 発信ツールの使い分け

災害VCで使う主な発信ツール4つのそれぞれの特徴と対象、掲載する主な内容を記載しています。災害時にすぐに発信できるよう、平時から活用しましょう。

ホームページ

主な特徴(メリット)	検索されやすい、情報を整理して発信ができる
主な対象	ボランティア、支援団体、被災者
掲載する主な内容	問合せ先、被災者支援情報、ボランティア情報、災害VC情報 等

SNS (Facebook・X (旧 Twitter) 等)

主な特徴(メリット)	更新や写真掲載が簡単、情報の拡散が簡単
主な対象	ボランティア、支援団体、被災者
掲載する主な内容	被災地の状況、ボランティア募集、イベント情報 等

プレスリリース ※報道関係者に向けてする発表やそのために配布する印刷物。

主な特徴(メリット)	情報の信頼度が高い、拡散や影響力が大きい
主な対象	マスコミ
掲載する主な内容	災害VC開設/閉所情報、ボランティア募集 等

チラシ

主な特徴(メリット)	伝えたい相手に情報を直接届けることができる
主な対象	被災者、地域住民
掲載する主な内容	問合せ先、被災者支援情報、イベント情報 等

(2) 広報のポイント

災害VCについて広報する際の書き方のポイントや特に気を付けたいことを記載しています。

ア 文章表現は誰が見ても分かりやすく

例えば、「災害VCへの行き方」をホームページに掲載する際、災害VCスタッフの立場だと地図と電話番号を掲載して終わりにするかもしれない。掲載する際に、「はじめてここに来る人だったらどうするかな？」という様々な立場の人の目線で考えることが必要です。

イ NGワード「受け入れ体制が整っていない」

災害VCの広報の中で「これだけは言わないようにしましょう！」というワードがあります。特に気を付けたいのが「受け入れ体制が整っていない」という言葉です。便利な言葉ですが、災害VCの都合と捉えられてしまいます。被災者にとっての都合で考え、その理由を説明しましょう。

【OKワード】

ただいま〇〇に向けて準備中(調整中)です。準備が整い次第、〇〇で発信(連絡)します。

ウ できないことは丁寧に説明を

災害VCが全てのニーズに対応できるわけではありません。危険な作業を伴うものやボランティアが対応すべきことなのか、ある程度の基準が必要になります。なぜできないか、しないのかという理由を公表することが大事です。

エ 感謝の気持ちを書く

感謝の気持ちを伝えるとボランティアや支援団体も気持ちよく活動できます。

オ マスコミに伝える事も大事

災害時には、マスコミが大きな影響を及ぼすことがあり、マスコミに正確な情報を伝えるとともに災害VCとしての情報を発信していくことが重要です。

(1)、(2) (出典：「災害ボランティアセンターにおける広報ガイドライン」平成27年3月 東京ボランティア・市民活動センター)一部修正

第3 災害時に備える！「平時から取り組んでおきたいこと」

1 平時からの取り組み

災害V Cの設置・運営において、円滑かつ効果的に進めるために、平時から以下について取り組みましょう。

□ 行政との協議・確認、計画化

行政と災害V Cの設置の判断や設置場所、運営にかかる費用、資機材等について協議・確認し、災害V C要綱等に書面化して記しておきましょう。ただし、災害V Cの運営は、社協が地域福祉事業を進めるうえでの一つの業務であり、災害時や緊急時には、社協全体の事業をどうするのかを考えなければなりません。全事業の優先度を整理し、災害V Cの運営以外に行わなければならない事業の対応についても平時から話し合っておきましょう。

【参考】群馬県片品村社会福祉協議会 事業継続計画(BCP)の一部抜粋

2 想定する緊急事態の被害及び事業への影響分析結果

(1) 想定する緊急事態

想定される災害	・ 震度6以上の大規模地震 ・ 豪雨災害(時間降雨量100mmを超える豪雨) ・ 豪雪災害(日降雪量1m、又は積雪2mを超える豪雪)
その他	・ 災害救助法が適用になる規模の災害時 ・ 新型インフルエンザ等発生時 ・ 片品村に災害対策本部が設置されるような事態

(2) 各経営資源に対する被害想定

経営資源	想定する被害
要員(役員、職員など)	出勤困難な職員の発生
施設	建物付属設備の被害発生、ガラス等の破損
設備・家具など	上下水道・ガス設備の損傷
情報・システム	サーバー・パソコンの転倒や電源障害による利用困難
購買先(食材、衛生用品等)	3日間調達不能 備蓄品の保管場所が浸水した場合、利用不能
ライフライン(電気・水道・電話等)	3日間利用不能(電気、LPガス、水道、浄化槽、電話、燃料)

(3) 重要な業務と目標復旧時間

事業・業務の名称	優先度	着手	完了
利用者の安否確認	高	3時間以内	3日以内
要援護者の安否確認	高	3時間以内	3日以内
災害ボランティアセンター	高	3日以内	通常体制まで
災害対策本部等の情報収集	高	設置直後	解散まで
共同募金(義援金・支援金)	高	5日以内	配分終了まで
居宅介護支援事業	高	5日以内	30日以内
訪問介護事業	高	5日以内	30日以内
緊急時通院等	高	1日以内	5日以内
応援職員の派遣要請	高	2日以内	BCP解除まで
HP・SNS等の情報発信	高	1日以内	BCP解除まで
心配ごと相談所	中	3日以内	30日以内
日常生活自立支援	中	3日以内	7日以内
予算決算及び経理等	中	3日以内	7日以内
小地域福祉活動・福祉委員	中	3日以内	7日以内
生活福祉資金(緊急小口)	中	7日以内	30日以内
個人情報保護	中	7日以内	30日以内
生活困窮者自立促進支援	中	7日以内	30日以内
福祉有償運送	中	7日以内	30日以内
給食サービス	中	7日以内	30日以内

□ 職員研修等の実施

ボランティア担当だけでなく、職員全員が災害時の対応や災害支援の考え方について理解しておくため、研修等を実施し、職員の意識向上を図りましょう。組織の現状整理や職員間の情報共有のため「チェックリスト・ワークシート」(P18)も御活用いただけます。

□ 行政やNPO等ボランティア団体、その他関係機関との関係構築

災害時の協定締結や災害対応のためのネットワークづくりを行うことも関係構築の一つですが、平時から行政やNPO等ボランティア団体、その他関係機関と地域課題(地域課題の一つに災害や防災への取り組みがある。)を解決するためのネットワークを築き、そのネットワークを災害時も活かせる関係構築を目指しましょう。

【参考】東京都立川市社会福祉協議会 「立川市社会福祉法人地域貢献活動推進ネットワーク」

平成 27 年 9 月に市内の社会福祉法人が地域貢献活動について情報交換するネットワークを設立し、各法人の情報交換の他、地域の課題について異なる業種同士が話し合う地域懇談会を開催しています。また、29 年 2 月には立川市と市内の各法人の間で「災害時における災害活動等の支援に関する協定書」を締結し、災害時の支援・協力体制も構築されています。

詳しくは、東京都社協「福祉実践ポータルサイト」ホームページをご覧ください。

□ 住民相互の支え合い活動の促進

災害時の対応や災害 V C の運営においても地域住民の力は欠かせません。ボランティア活動や小地域ネットワーク活動など、住民相互の支え合い活動の促進に取り組みましょう。

また、その中で災害ボランティアの養成や災害 V C の設置訓練等も取り入れ、災害時にも強い福祉のまちづくりを進めましょう。

2 組織の現状を整理するチェックリスト・ワークシート

(1) 【チェックリスト】組織の現状を確認する

あなたが所属する社協の現状についてチェックリストを用いて整理してみましょう。

また、このチェックリストの設問にぴったりと当てはまらない社協もあると思いますので、所属社協に合わせてチェック項目の内容を加筆・変更していただいても構いません。

A～Gの項目ごとに点数を合計し、レーダーチャートにグラフ化してください。

チェックリストにある「サービス利用者」とは、介護保険事業等の利用者に限らず、日常生活自立支援事業や権利擁護事業、生活福祉資金貸付事業等の利用者を含めて検討してください。

《チェックの方法》

5段階評価で、

4点：十分できている、十分あてはまる、十分ある…など

3点：できている、あてはまる、ある…など

2点：どちらともいえない、ふつう、まあまあ…など

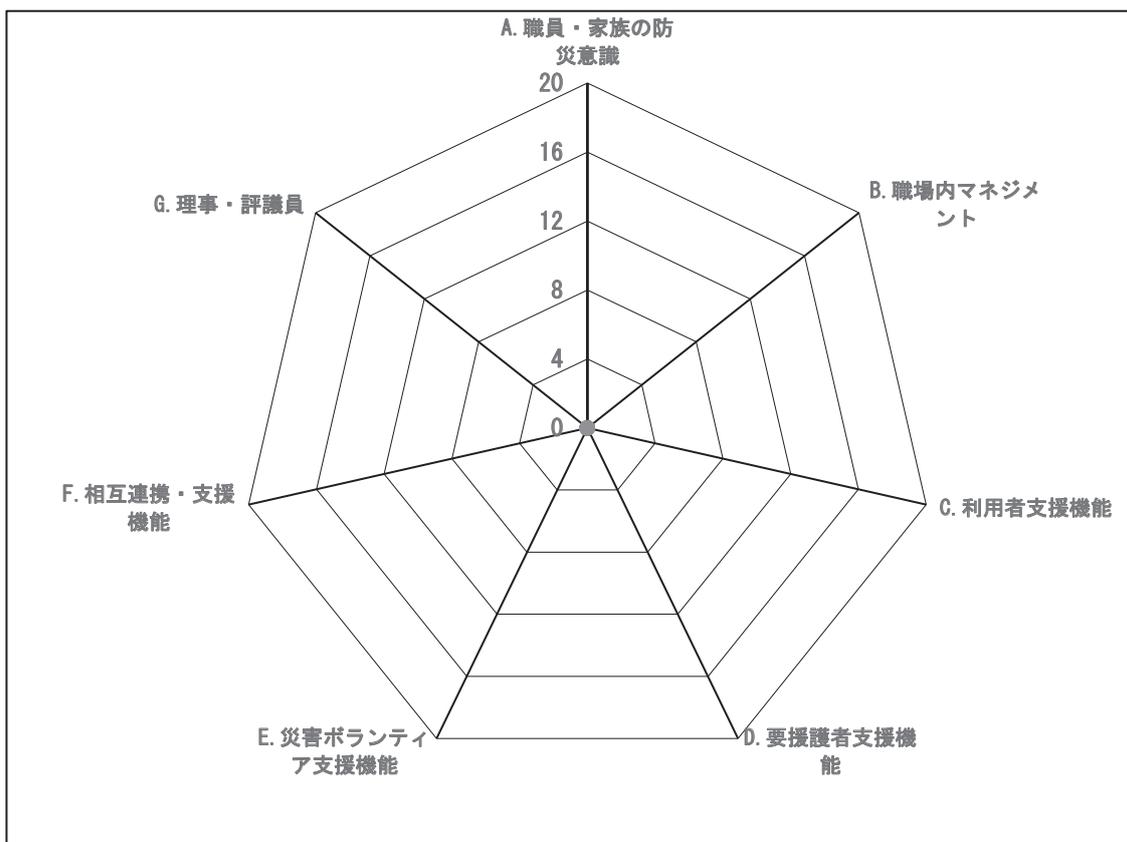
1点：できていない、あてはまらない…など

0点：全くできていない、全くあてはまらない、全く知らない…など

A. 職員・家族の防災意識	点数
1. あなたは、災害に備え、家族と緊急時連絡方法や約束事などの対策を話し合い、家庭における防災対策を行っていますか？	
2. 近隣住民にあなたが社協職員として認知してもらえるような日常的な関わりをしていますか？	
3. 近隣住民と日常的に会話したり、交流を深めたり、お互いの家族構成の実態等を理解し合っていますか？	
4. 気象警報や天気の急変などの情報が入手できるように、防災(無線)ラジオの設置、携帯電話やスマートフォンへの速報の通知契約などを行っていますか？	
5. 住まいや周辺の災害危険度(土砂災害、水害など)を把握し、緊急時の避難方法や避難場所などを理解していますか？	
合 計	
B. 職場内マネジメント	点数
6. 職場内では災害や事故発生時、感染症予防等の各種マニュアルによって職員の行動指針がありますか？	

7. 重要な情報のクラウド管理やサービス利用者台帳の紙台帳管理など、浸水や停電などの状況でも事業継続を行える体制ができていますか？	
8. 急に仕事を休むなどしても、法人組織や同僚は自分の業務フォロー体制がとれていますか？	
9. 職員同士での緊急時の連絡網の整備ができていますか？	
10. 社協(管理)施設は、防災・防火・風水害対策を整えており、閉館中の避難対策や発災後の住民の避難場所提供等を想定していますか？管理施設の防災行動指針を委託先と協議や明文化していますか？	
合 計	
C. 利用者支援機能	点数
11. 居宅介護、デイサービス等の利用者の台帳整備を進め、緊急時の安否確認方法と、その優先順位について整え、職員間で対応の理解を図っていますか？	
12. 災害時のサービス利用者への緊急対応を考えた災害時のアセスメントシートなどサービスの調整や避難所での支援に役立つものを作成していますか？	
13. 居宅介護、デイサービス等利用者本人や家族と直接連絡が取れない場合、地域支援者(隣人、民生委員、福祉委員、自治会)に協力を得て、安否確認ができるようにしていますか？	
14. 災害介護状態(施設が使えない、専門職が不足する、利用者の自宅が損壊、緊急ショートステイが必要な場合など)を考えた、緊急対応策を検討していますか？	
15. 介護スタッフは、平時から利用者の生活サイクルや日常の過ごし方、家族以外で頼りにしている人の存在などに目を向けて、利用者の暮らし全体を考えたサポートを調整・開発・提供していますか？	
合 計	
D. 要援護者支援機能	点数
16. 災害時要援護者の支援、防災講座、防災福祉学習などを通じて、住民や要援護者自身へ啓発・啓蒙活動に取り組んでいますか？	
17. 災害時要援護者(避難)支援プランの推進や個別の支援プラン作りなど具体的な対策に社協として参画していますか？	
18. 要援護者宅の家具転送防止などの被害を軽減、避難支援場所の介助方法の指導などに取り組んでいますか？	
19. 一般避難所や自宅での生活継続が困難と考えられる要援護者への福祉避難所の設置について、自治体や医療・保健・介護機関・団体と検討していますか？	
20. 日頃の見守り活動、集いやサロン、街歩きや地域行事など小地域福祉活動に積極的に取り組んでいますか？	
合 計	

E. 災害ボランティア支援機能	点数
21. 災害ボランティアセンターは、被災者主体を原則に内外のボランティア力を被災者支援に活かす拠点と位置付けていますか？	
22. 災害ボランティアセンターに必要な事務用品・活動資材の確保や入手方法などの準備がなされていますか？また、自治体との災害時の支援協定はありますか？	
23. 災害時に社協が災害ボランティアセンターを設置し支援活動を行うことについて、住民への理解と周知を図っていますか？	
24. 災害ボランティアセンターと地域住民がしっかりつながり、生活復旧や避難生活上の支援ができる協力体制づくりを行っていますか？	
25. 近隣、全域、全国の災害ボランティアセンター運営支援者をつながりを持ち、信頼関係を構築しようとしていますか？	
合 計	
F. 相互連携・支援機能	点数
26. 災害時、県社協、県内社協は、敏速に支援行動を起こし、被災した地域住民やあなたの社協を支援してくれると思いますか？	
27. 県社協や近隣の社協との間で、災害時に相互に支援できるような協定づくりを進めていますか？	
28. 介護サービス利用者や障害者の緊急支援のために、介護、福祉の専門職、介護用品、衣料品、食料品、装具など必要な資源の確保について、事業者間・納入業者と災害支援協定を締結していますか？	
29. 災害時に、「人材」「資機材」「活動資金」などの資源の支援を得られるよう自治体、企業者やボランティア団体・NPOなどと具体的な検討を進めていますか？	
30. 災害救援ネットワークや災害時の要援護者支援連絡会議のような常設委員会があり、平常時・災害時の取組を協働で行っていますか？	
合 計	
G. 理事・評議員	
31. 理事・評議員会研修を通じ、被災社協やその役職員が、実際にどのような住民支援活動を行ったか学ぶ機会を設けている。	
32. 緊急時・災害時に社協の役員として、社協が取り組む被災者支援活動に対して、どのような協力、応援、支援をすべきか理解している。	
33. それぞれの所属の立場、これまでの経験を生かして、住民福祉活動や防災活動、要支援者の支援活動などに関わりを持っている。	
34. 理事会・評議員会では、防災部会や防災担当理事・評議員を決めるなど、社協の危機管理能力を高めるための取り組みをしている。	
35. 理事・評議員として日頃から社協が取り組んでいる地域福祉、ボランティア、介護事務などを把握し、必要な助言や指導を行っている。	
合 計	



このチェックリストに取り組んでみて、(1)担当部署や担当事業、(2)組織で取り組む必要があると思うことは何ですか？

(出典：「平成 28 年度災害ボランティアセンター運営者研修事前課題」全国社会福祉協議会 ボランティア・市民活動振興センター)

(2) 【ワークシート】地域のネットワークづくり

関係機関・団体との日頃からのつながり、災害時に協力できることを話し合ってみましょう。

関係機関・団体名	日頃のつながり	災害時の協力

【参考】関係機関・団体

- (1) 地縁組織及び関係団体(※住民自治組織、地区(校区)社協、婦人会、消防団等)
- (2) 地域内の支援者、組織(※民生委員児童委員、老人クラブ、シルバー人材センター等)
- (3) 企業・商工業関係(※青年会議所、商工会議所・商工会、農協、企業等)
- (4) 学校・文化団体(※小学校、中学校、高等学校、短大・大学、専門学校、教育委員会等)
- (5) 行政機関等(※市町村防災担当、市町村福祉担当、警察署、消防署、保健センター等)
- (6) 保健・医療・福祉等機関(※病院、地域包括支援センター、社会福祉施設等)
- (7) 職能団体(※介護支援専門員協会、社会福祉士会、介護福祉士会、弁護士会、司法書士会等)
- (8) 市民活動団体、ボランティア団体(※NPO法人、ボランティア団体・グループ等)
- (9) 社会福祉協議会及び関係団体(※社協全般、県共同募金会等)
- (10) 報道機関・マスメディア(※地方紙、ケーブルテレビ等)

(3) 【ワークシート】 災害ボランティアセンター設置候補場所

令和5年5月の防災基本計画の改訂により、災害V Cの設置予定場所について、市町村地域防災計画への明記や行政と社協による相互協定の締結等により明確化しておく必要があります。

例)

場所	県総合福祉センター
住所	熊本市中央区南千反畑町3-7
場所の概要	地下1階、地上5階／入居団体15団体／会議室、ホール有／駐車場有(屋外15台、地下17台)
アクセス	市電「水道町」下車徒歩10分／バス「白川公園前」下車徒歩3分／JR熊本駅より車20分

候補 1

場所	
住所	
場所の概要	
アクセス	

候補 2

場所	
住所	
場所の概要	
アクセス	

候補 3

場所	
住所	
場所の概要	
アクセス	

※ 災害V C設置に要する主なスペースは、事務所、ボランティア受付や待機場、倉庫、駐車場等が必要です。

P34の「災害ボランティアセンター各班レイアウト例」をご参考ください。

◆サテライトの設置について◆

- 被害規模が広域で、災害VCの設置場所と被災地が離れている場合、より被災地に近く利便性が高いサテライト(支所)の設置を検討します。
- 駐車場の確保や周辺道路が通行可能であること、トイレ(仮設可)や水場があること等を考慮し、適当な公共施設を選定したり、民間施設の借用も検討しましょう。
- 状況に応じたサテライトの設置・運営を検討しましょう。

例えば・・・

- (1) サテライトに駐車スペース等が確保できない場合は、本部や集合場所からボランティアを送迎する。
- (2) 本部では、ニーズ受付や現地調査、ボランティア募集、広報の役割を担うとともに、サテライトでは、ボランティアの受入れから送り出し、送迎、活動報告、休憩場所の提供を行うなど役割を分担する。

- サテライトを運営する際は、本部との情報共有を密に行うとともに、本部はサテライトへのサポートと連携、サテライトは本部への報告・連絡・相談を徹底することが大切です。

第4 これだけは知っておきたい！「災害に関する法律、制度、用語等」

災害V Cの設置・運営において関連する主な法律、制度等の概要を把握しましょう。

1 災害に関する法律

(1) 災害対策基本法

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とした法律です。

- ア 防災に関する責務の明確化（国、都道府県、市町村等の防災に関する計画の作成・実施、相互協力等、住民等の自発的な防災活動への参加等）
- イ 総合的防災行政の整備・推進（防災会議、災害対策本部の設置等）
- ウ 計画的防災対策の整備・推進（地域防災計画等）
- エ 災害対策の推進（防災訓練義務、市町村長の警戒区域設定権等）
- オ 被災者保護対策（個別避難計画等の作成、避難所等に係る基準等）
- カ 激甚災害に対処する財政金融措置等（激甚災害法）
- キ 災害緊急事態に対する措置（金銭責務の支払いの延期等）

(2) 災害救助法

災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を目的とした法律です。

ア 適用基準

災害により、市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合（例 人口 5,000 人未満 住家全壊 30 世帯以上）及び多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等に行う。

イ 救助の種類（現物給付）

①避難所、応急仮設住宅の設置、②食品、飲料水の給与、③被覆、寝具等の給与、④医療、助産、⑤被災者の救出、⑥住宅の応急修理、⑦学用品の給与、⑧埋葬、⑨死体の捜索及び処理、⑩住居またはその周辺の土石等の障害物の除去

(3) 激甚災害法（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成を行うことを目的とした法律です。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- イ 農林水産業に関する特別の助成
- ウ 中小企業に関する特別の助成
- エ その他の特別の財政援助及び助成

2 被災者支援の制度、給付

「被災者支援に関する各種制度の概要」には、様々な被災者支援制度の概要が記載されています。以下は、主な給付支援の内容です。(令和6年6月1日現在 内閣府)

(1) 災害弔慰金(給付)

災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金が支給されます。

支給額	<p>生計維持者が死亡した場合： 市町村条例で定める額(500万円以下)を支給</p> <p>その他の者が死亡した場合： 市町村条例で定める額(250万円以下)を支給</p>
活用できる方	<p>災害により死亡した方のご遺族。 支給の範囲・順位は、1配偶者、2子、3父母、4孫、5祖父母。 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時そのものと同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)</p> <p>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</p>

(2) 災害障害見舞金(給付)

災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金が支給されます。

支給額	<p>生計維持者が重度の障害を受けた場合： 市町村条例で定める額(250万円以下)を支給</p> <p>その他の者が重度の障害を受けた場合： 市町村条例で定める額(125万円以下)を支給</p>
活用できる方	<p>災害により、重度の障害を受けた者。(両目失明、、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)</p> <p>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</p>

(3) 被災者生活再建支援制度(給付)

災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金が支給されます。

支給額	<p>【全壊・解体・長期避難世帯・大規模半壊】</p> <p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額になります。</p> <p>住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <p>全壊等：100万円 大規模半壊：50万円</p> <p>住宅再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <p>建設・購入：200万円 補修：100万円 賃貸：50万円</p> <p>※一旦自宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円</p> <p>【中規模半壊(令和2年12月4日～)】</p> <p>住宅再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <p>建設・購入：100万円 補修：50万円 賃貸：25万円</p>
活用できる方	<p>住宅が自然災害により全壊等又は大規模半壊した世帯が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none">・住宅が全壊した世帯・住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)・半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯) <p>※被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。</p>

3 用語等の説明

(1) 応急危険度判定

地震後の余震等による二次災害を未然に防止するため、応急危険度判定士が被災した建築物の被害の状況を調査し、その建築物が使用できるか否かの判定・表示を応急的に行うことです。調査結果は、「危険」(赤紙)、「要注意」(黄紙)、「調査済」(緑紙)の三種類の判定ステッカー(色紙)のいずれかにより、見やすい場所に表示します。これは、罹災証明のための被

害調査ではなく、建築物が使用できるか否かを応急的に判定するものです。

(出典：一般社団法人 日本建築防災協会ホームページ)



(2) 住家の被害認定調査

災害により被災した住家の被害の程度を認定することをいい、市町村により実施されます。この認定結果に基づき、被災者の方々に「罹災証明書」が交付されます。被害認定調査については、国で標準的な調査方法を定めており、調査員(市町村の職員等)が原則として2名以上のグループで、被災した住家に伺い、住家の傾斜、屋根、加部東の損傷状況を調査します。

一般的には、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」及び「半壊に至らない(一部損壊)」の6区分で認定を行います。

(出典：「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」内閣府)

(3) 応急仮設住宅

応急仮設住宅とは、災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住居を仮設し、一時的な居住の安定を図るものです。プレハブ等を建設し、被災者に提供する「建設型応急住宅」と民間賃貸住宅等を借り上げて提供する「賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)」等があります。

第5 実践に役立つ！ 「市町村災害ボランティアセンター 運営マニュアル」(1 運営マニュアル)

(1)	災害ボランティアセンターの1日の流れ	31
(2)	災害ボランティアセンター体系図	32
(3)	災害ボランティアセンターにおける活動の流れ	33
(4)	災害ボランティアセンター各班レイアウト例	34
(5)	総務班(本部)	35
(6)	総合受付班	42
(7)	ニーズ班 地図係	48
(8)	ニーズ班 ニーズ係	50
(9)	ニーズ班 現地調査係	58
(10)	ボランティア受付班	60
(11)	オリエンテーション班	67
(12)	マッチング班	72
(13)	グルーピング班	77
(14)	資材班	82
(15)	車両班	97
(16)	活動報告班	102
(17)	救護班	104

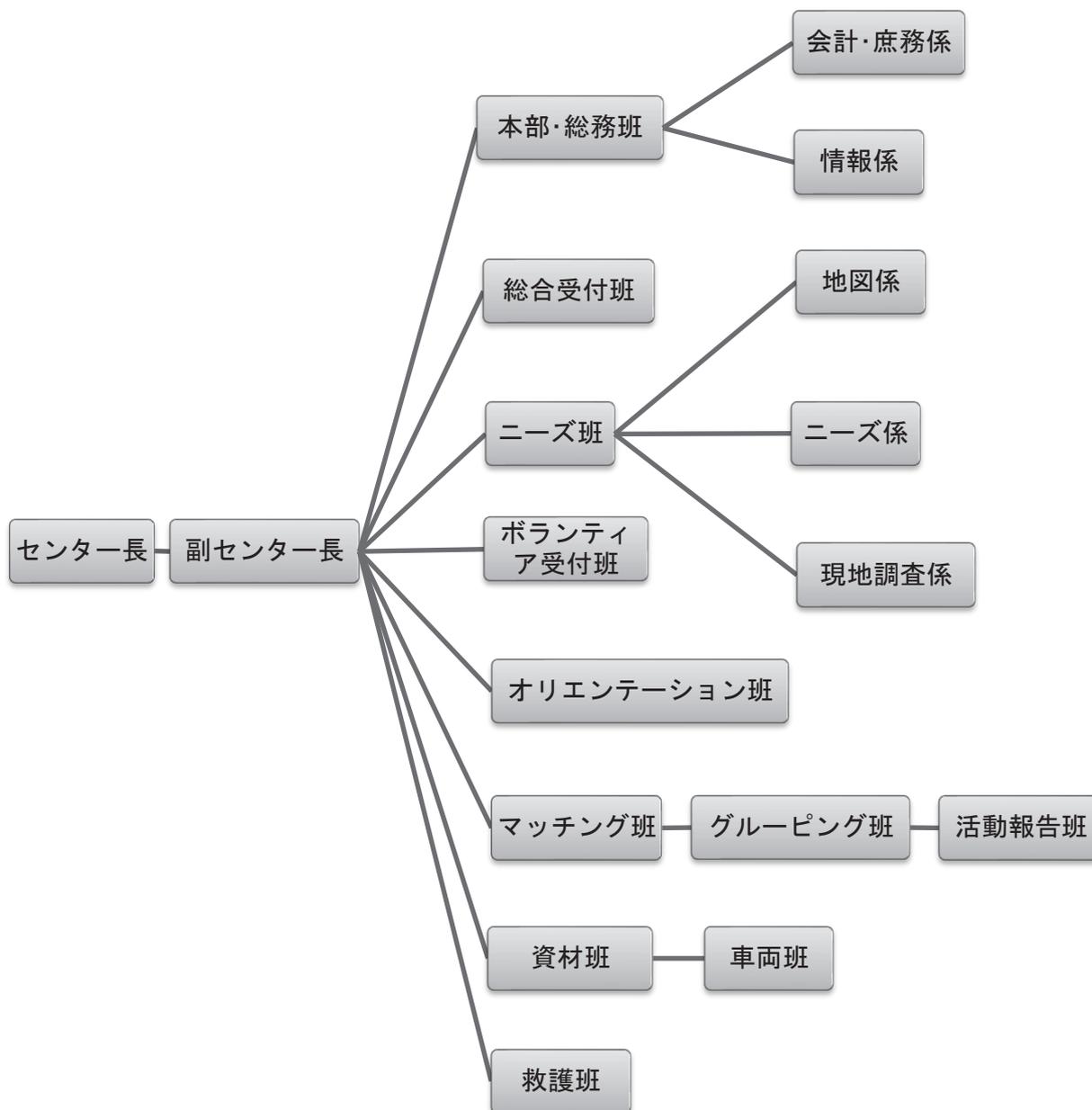
(1) 災害ボランティアセンターの1日の流れ

時 間	業 務 内 容
8:30	<ul style="list-style-type: none"> ○スタッフミーティング <ul style="list-style-type: none"> ・ 本日のスタッフの配置を確認 ・ 本日の予定を確認
9:00	<ul style="list-style-type: none"> ○電話受付開始 ○ボランティア来所受付開始 <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア受付 ・ オリエンテーション ・ マッチング、グルーピング ・ 資材 ・ 車両、送り出し
12:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア来所受付終了 12時以降に来所したボランティアには、受付を済ませ、オリエンテーションまで行い、翌日からの活動
16:00	<ul style="list-style-type: none"> ○電話受付終了 ○ボランティア帰所 ○マッチング・グルーピングコーナーで活動報告受付開始 ○明日以降のニーズ調整
17:00	<ul style="list-style-type: none"> ○スタッフミーティング <ul style="list-style-type: none"> ・ 各セクションリーダーから報告 ・ 本日のボランティア受付数、依頼完了件数、新規依頼件数、継続依頼件数の報告 ・ 団体ボランティアの受け入れ、資材提供等について情報を共有 ・ 明日のスタッフ配置を確認

(2) 災害ボランティアセンター 体系図 (例)

市町村ごとに災害の状況や社協事務局の状況が異なるので、様々なセンターの体系が考えられます。また、人員不足等によりボランティアやNPO等ボランティア団体に協力を得ることも考えられます。

(例えば、ボランティア受付班→地域のボランティア、ニーズ班 地図係→地域のボランティア、資材班→NPO等ボランティア団体を配置するなど。)



* 災害VCにおける業務の流れ(ボランティアの流れ)は、別紙『災害ボランティアセンターにおける活動の流れ』のとおり

(3) 『災害ボランティアセンターにおける活動の流れ』

① ニーズ受付



被災者からの依頼を受け付けます。必要に応じて、依頼促進のチラシ配付や現地調査を行います。

② ボランティア受付



受付票とボランティア活動保険加入カードへの記入、名札の作成を行います。

※ボランティアの募集地域を限定したり、インターネットによる事前登録制の受付を行うセンターが増えていきますので、必ず、事前に被災地災害VCのホームページやフェイスブック等をご確認ください。

③ オリエンテーション



被災者のプライバシーの保護や寄り添うことの大切さなど活動上の留意事項等の説明を受けます。

④ マッチング



被災者からの依頼内容の説明を聞き、参加したい活動に手を挙げ、活動先を選択します。



⑤ グループング



グループをつくり、リーダーを決め、詳しい依頼内容の説明を受けます。

⑥ 資材の貸し出し・送迎



必要な資材等の貸し出しのチェックを受けます。必要に応じて作業用車両の貸し出しやボランティアの送迎も行われます。

⑦ 救援活動



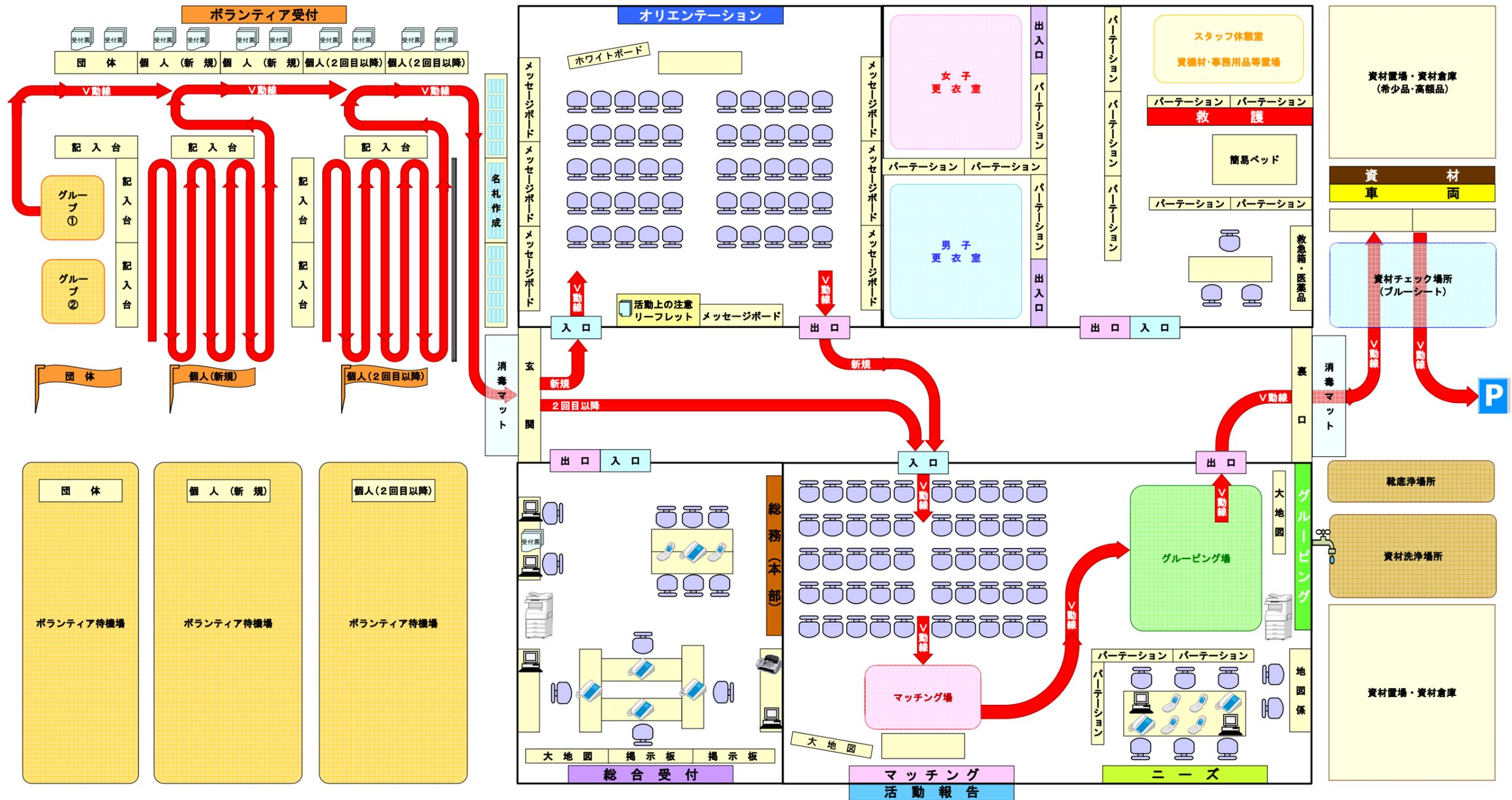
「被災者に『寄り添う』という気持ちを大切にしながら、福祉救援活動を行います。

⑧ 活動報告



リーダーは活動状況と活動継続の有無をスタッフに報告します。活動継続が必要な場合は引継ぎ事項を伝えます。

(4) 災害ボランティアセンター 各班レイアウト例



凡例
 ボランティア受付から送り出しまでのボランティアの動 **V動線**

※本レイアウトは一例であって、実践でこのようなスペースが確保できない場合は、テントを利用するなど臨機応変な対応が求められます。

(5) 総務班(本部)

役割

総務班は、災害V C全体の運営の取りまとめや調整を行う要となる。

各班との情報共有、市町村(災害対策本部)との連携、県社協や外部支援団体等との連絡・調整、荒天時や二次災害の恐れのある際の活動の休止・中止の判断、被災者やボランティア向けの広報やホームページ等による情報発信、活動実績等の集計、マスコミへの対応等を行う。



基本姿勢

ボランティアに対して「来てくれてありがとう！」と感謝の気持ちを伝え、笑顔で絶やさず対応しましょう!!

運営の工夫と着眼点

原則として、ボランティアでは対応しない生業(自営業者)や事業所からの依頼、公道や公共施設における活動などについても、災害の規模や被災状況に応じて柔軟に対応しなければならないケースもあることから、総務班で統一した判断や見解を出し、各班に周知徹底を図る。

ボランティアの安全確保を図るため、特別警報、大雨警報、避難勧告・避難指示などが発令された場合には、ボランティア活動や災害V C運営の休止・中止を速やかに決定し、各班に指示・伝達する。

マスコミの取材については、統一見解となる(見解がぶれない)よう、マスコミ対応の窓口となる責任者を定める。

災害V Cの開設から1週間を過ぎるころから、多くの職員が疲労やストレスを溜めるケースがみられることから、センター長等の運営管理者は、早期に近隣社協や県社協等へ職員派遣の支援を求め、休暇のローテーションを組むなど、職員が休めるよう配慮する。

各班の班長等には、各スタッフが被災者へ寄り添う気持ちを大切にすることや少しでも不安を軽減させるような対応を心がけるよう指示する。

各系の業務内容

庶務係

◇駐車場の確保

災害時には、設置場所に付設された駐車場だけでは不足する場合が多く、特に休日は、近隣の病院や銀行などの駐車場を使用できるよう平時から協力体制を整えておく。

◇市町村(災害対策本部)及び県社協との情報交換・連携

発災直後から、様々なNPO等のボランティア団体からの支援により、協働型で災害VCを運営することが望ましいが、申し出のあった団体が不明な時などは、県社協へ連絡する。県社協はくまもと災害ボランティア団体ネットワーク(KVOAD)や災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(支援P)、全社協などと情報を共有する。

◇ボランティア活動証明書【様式1】や災害派遣等従事車両証明書発行に係るボランティア活動受け入れ予定証明書などの各種証明書の発行

◇朝・夕のスタッフ・ミーティングの実施

◇活動集計、報告

ボランティア受付数、活動依頼件数、活動完了件数等、各班からの報告を受けてデータ化する。

ボランティア受付票の整理・保管(個人・団体のボランティア受付票【様式2、3、4】を必要な箇所のみデータ化する)

会計係

◇会計、物品管理等

資金の調達・管理、会計処理、ボランティア活動資金募金の呼びかけ
備品・物品・資材・車両の確保、貸与手続き、管理保守

◇ボランティア活動保険加入手続き及び掛け金の納付

新規ボランティア受付票からボランティア活動保険未加入者氏名をパソコン等で一覧表にする。未加入者分の掛け金を納付したあと、作成した一覧表を「ボランティア活動保険加入申込書(代表者名は保険加入受付社協名)」に添付し、全国社会福祉協議会に提出する。

情報係

◇情報収集

災害情報、避難所情報、公共交通機関情報、公的機関(福祉施設、病院等)情報、
宿泊施設・小売店運営情報

◇情報発信

SNS(Facebook・X(旧Twitter)等)を活用し、ホームページやブログの更新情報、活動状況報告や不足している資材等の情報を発信する。(別紙1「災害ボランティアセンターのSNS(Facebook・X(旧Twitter)等)の発信例」、別紙2「災害ボランティア募集リーフレット」を参考)

活動依頼件数が少ない場合は、活動依頼促進リーフレット【様式5】(通称「ニーズチラシ」)を配布する。

①ニーズ班の現地調査係による調査先周辺世帯への配布

②ボランティアによる活動先周辺世帯への配布

③自治会長や民生委員、ボランティアによる被災地域の世帯や避難所、仮設住宅等での配布

◇次の事項については、センター長や班長などの管理的立場の職員の中から対応者・担当者をあらかじめ決めておく。

①報道機関への対応

②市町村(災害対策本部)・外部支援者との交渉調整

③大口の資金援助や資機材の寄付への対応

④ボランティアバスなど団体での支援・来所の調整

*各部所と調整し、期日・活動場所・活動内容などを決定し、連絡する。



総務班



- ◇センター運営状況、ボランティア活動状況、被災状況の記録を行う。
災害VC活動の記録や振り返りを行うため、予め写真や動画等を撮影する記録担当者を決めておく。
- ◇別紙3「災害ボランティアセンタースタッフ配置図」を参考に、模造紙で災害VCの配置図を作成し、ホワイトボード等に掲示する。

準備品

No.	資 機 材 名
1	【様式1】ボランティア活動証明書
2	【様式2, 3, 4】ボランティア受付票(新規個人・継続個人、団体)
3	【様式5】活動依頼促進リーフレット
4	別紙1「災害ボランティアセンターのSNS(Facebook・X(旧Twitter))等の発信例」
5	別紙2「災害ボランティア募集リーフレット」
6	別紙3「災害ボランティアセンタースタッフ配置図」
7	デジタルカメラ
8	被害地域全域地図
9	固定電話
10	携帯電話
11	パソコン
12	プリンター
13	ファックス
14	ボランティア活動保険加入申込書
15	模造紙(スタッフ配置表)
16	ホワイトボードまたは掲示板

◆災害VC運営のためのICTの活用◆

【ボランティアの事前登録】

○ ボランティアの人数等にもよりますが、ICTを活用した事前登録制の導入により、次の効果が見込まれます。

- ・ 当日のボランティア活動予定人数の事前把握
- ・ 活動予定人数と合わせたニーズとのマッチング（被災者の方に急な変更を依頼するケース（当日の活動依頼やキャンセル等）の減少）
- ・ ボランティア活動者の資格や技能を活かした調整
- ・ ボランティア情報入力作業の簡略化（自動でデータ化・リスト化されるため、入力作業が不要）
- ・ 当日受付時の記入情報の簡略化（スムーズな受付対応）

○ ICTを活用した事前登録の方法

- (1) 担当者がkintoneやGoogleを活用して「事前受付フォーム」を作成し、HPやSNSで発信する。
- (2) 活動希望者は、パソコンやスマホ等で「事前受付フォーム」にアクセスし、必要項目や活動希望日をオンライン上で申込む。
- (3) 活動人数の制限や日程の調整を行う場合には、担当者は、申込のあった活動希望者へメール等で決定や伝達事項の連絡を行う。

※ 注意！

ボランティア活動に参加したいが、ネット環境がない方やスマホを持っていない、うまく使えない方もいるため、オンライン申込以外の方法も併せて整えておく必要があります。

【QRコードによる受付】

○ 当日の受付についても、QRコードを活用して受付を行うことで、次の効果が見込まれます。

- ・ 受付開始時に多くのボランティア活動者が集まることによる混雑、混乱の解消
- ・ ボランティア活動者の送り出し、活動開始までの時間の短縮
- ・ 受付対応に要するスタッフ人数の削減
- ・ データ化、クラウド保存によるスタッフ間の情報共有

○ QRコードを活用した当日受付の方法

- (1) 担当者がkintoneやGoogleを活用して「受付フォーム」を作成し、公開用URLをQRコード化して印刷する。
- (2) 受付担当者は、受付場所の周囲に印刷したQRコードを掲示する。（掲示場所が1か所に偏らないようにする。）
- (3) ボランティア活動者は、自身のスマホでQRコードを読み取り、必要事項を入力し回答する。その後、回答結果をスタッフへ提示し、名札を記入する場所へ移動する。

※ 注意！

- (1) ボランティア保険未加入の方には、別途案内が必要です。
- (2) スマホをお持ちでない方や入力に不慣れな方もいるため、タブレット等を持ったサポートスタッフを準備しておくとい良いでしょう。

【別紙1】（SNSの発信例）

災害ボランティアセンターの SNS (Facebook・X《旧 Twitter》等) の発信例

Facebook・X《旧Twitter》等のSNSは、時間とともに情報が流れていくため、「こまめに投稿すること」が発信のポイントです。

この定型文にこだわらず、物資の情報やセンターの様子など、ありのままのボランティアセンターの姿を伝えていくことが求められます。また、発災後は様々な情報が発信されますので、公式アカウントなどの信頼できる情報を得るよう促すことも大切です。

フォロワーからのメッセージや問い合わせに対しては、バランスの良い対応をするために、基本的に「返信」は行いません。無理に行うと、かえってボランティアセンターの信頼を損ねる恐れもあります。

【朝】

〇〇町災害ボランティアセンター

おはようございます。本日から(も)、ボランティアの受付を行い(再開)します。皆様のお越しをお待ちします。活動時間や場所、内容は、こちらをご覧ください。 <http://>

〇〇町災害ボランティアセンター

おはようございます。本日もボランティアの受付を行いますが、天候の状況により活動を中断する場合があります。中断や再開については、このアカウントでお知らせします。 <http://>

〇〇町災害ボランティアセンター

おはようございます。本日は、悪天候のためボランティア活動を中止します。ご了承ください。活動の再開については、このアカウントでお知らせします。 <http://>

【昼】

〇〇町災害ボランティアセンター

こんにちは。本日は●●名もの方々がボランティア活動に参加されています。本当にありがとうございます。おケガのないようよろしくお願いいたします。 <http://>

〇〇町災害ボランティアセンター

本日のボランティア活動は、悪天候のため中止します。活動中の方々は、至急、当センターにお戻りください。 <http://>

【夕】

〇〇町災害ボランティアセンター

本日は、●●件のご依頼に●●名ものボランティアの方々が参加されました。ありがとうございます。明日もよろしくお願いいたします。 <http://>

〇〇町災害ボランティアセンター

本日は、●●件のご依頼に●●名ものボランティアの方々が参加されました。ありがとうございます。明日は天候不良が予想されますので、活動の実施については明朝お知らせします。 <http://>

災害ボランティアを募集しています!!

〇〇町〇〇地区で〇月〇日に発生した〇〇災害によって数多くの住民の方々が被災され、自宅の後片付けに困っておられます。

このため、〇〇町社会福祉協議会では、『〇〇町災害ボランティアセンター』を設置し、被災者の住居の後片付けや災害ボランティアセンターにおける電話受付などのボランティアを募集しています。皆様の温かいご協力をお願いします。



1 活動内容

- (1) 被災者の住居の後片付け、敷地内や住居内の汚泥の除去
- (2) 避難所でのお手伝い(食事のお世話、救援物資の配付など)
- (3) 救援物資の仕分け(衣料、飲料、食料品、衛生用品などに分ける作業)
- (4) 災害ボランティアセンターの運営のお手伝い

2 募集期間

平成〇〇年〇月〇日～当面14日間程度

* 状況によって、期間は変更される場合があります。また、荒天により募集を中止する場合もございます。

3 携行品・持参品・服装

- | | | |
|------------|------------|-----------------|
| ・軍手 | ・帽子(キャップ型) | ・雨具(カッパ、レインコート) |
| ・防塵マスク | ・作業用ゴーグル | ・作業着(長袖、長ズボン) |
| ・作業用ゴム手袋 | ・ゴム長靴 | ・クギ等の踏み抜き防止の中敷き |
| ・ビニール製スリッパ | ・タオル | ・ラジオ |
| ・携帯電話 | ・飲料水2ℓ程度 | ・弁当 |
| ・塩飴 | ・防寒着 | ・使い捨てカイロ |
| ・保険証のコピー | ・ヘルメット | ・携帯電話 |
| ・移植ゴテ | ・作業用皮手袋 | ・ブルーシート |

4 集合場所・時間

〇〇町総合福祉センターに
午前9時00分～午前10時までに集合ください。

《ご連絡先》

〇〇町災害ボランティアセンター

TEL 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

* お手数ですが、お近くの社会福祉協議会でボランティア活動保険に加入してご参加ください。



災害ボランティアセンタースタッフ配置図（例）

本部・ 総務班	総合受付班	ニーズ班			ボランティア 受付班	オリエン テーション班	マッチング班 グループ班 活動報告班	資材班	車両班	救護班
		地図係	ニーズ係	現地 調査係						
鈴木					熊本市社協 山田 4/1～4/7					ボランティア ナース 中田 4/1～4/5
休み	熊本ブロック 水前寺町社協 佐藤 4/1～4/14									

付箋紙の色で所属を区分し、期間に限りのあるスタッフは、その期間を明記

【凡例】 被災地 社協職員名	鈴木
【凡例】 ブロック外 支援職員名	熊本町社協 山田 4/1～4/7
【凡例】 ブロック 支援職員名	熊本ブロック 水前寺町社協 佐藤 4/1～4/14
【凡例】 ボランティア スタッフ名	ボランティア ナース 中田 4/1～4/5

中村	加藤	山本
----	----	----

(6) 総合受付班

役 割

総合受付班は、デパートの総合案内やホテルの電話交換のような役割を担う。

主な業務は、ボランティア活動参加希望者からの問い合わせの電話対応と、被災者からの活動依頼内容の電話での聴き取りを行う。

ボランティアや被災者との最初の接点となることから、特に被災者への寄り添いに配慮しながら、ボランティアの求めている情報の的確な提供、被災者の基本情報等を聴き取る。

また、行政やマスコミ、関係機関等からの問い合わせに対しては、責任者や担当部署へ迅速に電話をつなぐ。簡易な質問等には、受付班の掲示板等を参照しながら問い合わせ先や連絡先などの紹介を行う。



基本姿勢

被災者には、寄り添う気持ちを大切にし、少しでも不安を軽減できるような声かけをしましょう!!

ボランティアには、「来てくれてありがとう!」と感謝の気持ちを伝え、明るく笑顔で接しましょう!!

被災者等からの活動依頼への対応

手 順

- 1 電話、ファックス、来所により被災者からの依頼内容を聴き取る。
- 2 ニーズ票【様式6】の太枠部分を聴き取り、記入する。
氏名、性別、電話番号、住所、依頼内容、世帯状況、希望日(第2希望まで)
- 3 記入済みのニーズ票を地図係に渡す。

注意事項・工夫する点

聴き取りの際の留意事項

- ◇希望日や希望の時間帯に添えない場合があることを説明する。
- ◇下着等の衣類の整理などでボランティアの性別を考慮する必要があるかを確認する。
- ◇対応の判断が難しい依頼については、内容だけを聴き取り、被災現場を見て判断することを伝える。
- ◇活動終了時間(災害VCへの帰所時間)が午後4時であることを伝える。
- ◇活動現場に居住しているか、避難所に避難しているかを必ず確認する。
- ◇後日、詳しい依頼内容の確認と日程調整のために、災害VCの担当職員から電話があることを伝える。



- ◇ボランティアバスなど団体でのボランティアの申し込みがあった場合は、総務班に連絡する。
- ◇電話対応の中で方言や地名等、地域の人にしか分からない言葉も出てくることから、総合受付班には地域のボランティアを配置する。

スタッフ間で共有が必要な事項

- ◇依頼内容が危険な作業や専門技術の必要な作業、企業の営利活動に関するもの、極端な重労働などに該当するものなど、災害VCでは対応できない(対応しない)依頼内容については、事前に整理し、スタッフミーティング等で災害VCの見解を統一しておく。また、対応できない依頼内容については、関係機関やNPO等ボランティア団体が対応できないか相談する。
- ◇緊急性が高い依頼内容の基準など、ニーズ票の優先順位の基準や見解を統一しておく。
- ◇ボランティアの依頼だけではなく、ガレキの仮置き場の場所や罹災証明書の発行場所、ボランティアへの苦情や意見などの様々な声が数多く寄せられるため、内容をよく聴き取り、事務局用掲示板への掲示、ミーティングでの報告などにより、常に情報をスタッフ間で共有する。

特に把握しておくべき情報

- ◇行政の災害対策情報(避難所の状況、被害状況等)
- ◇被害状況に基づいた被災地図
- ◇ガレキ等の災害ゴミの廃棄曜日・仮置き場の場所、罹災証明書の交付場所、各種行政窓口の電話番号等

ニーズ票について

- ◇緊急を要すると思われる依頼については、ニーズ票の「 緊急」にを入れる。

発言例

- 1 おはようございます(こんにちは)。〇〇災害ボランティアセンターでございます。
- 2 ご用件をお伺いいたしますが、ボランティアに参加したいというお問い合わせでしょうか？それとも、自宅の後片付けなどのボランティア活動のご依頼でしょうか？
- 3 ボランティア活動のご依頼ですね。大変な災害でしたね。おケガ等はございませんでしたか？まずは、お名前をお聞かせください。
- 4 現在、どちらにいらっしゃいますか？ご自宅でしょうか？避難所でしょうか？
 - * 自宅で生活中なのか、避難所から帰宅するための自宅の片付けなのかを確認
- 5 ご自宅は今どのような状況ですか？(半壊、床上・床下浸水、土砂流入等)
- 6 被害に遭ったお部屋は、何部屋ありますか？
また、それぞれ何畳のお部屋ですか？
- 7 ご希望の日時はございますか？ご依頼が多い日は、ご希望に添えない場合がありますので、できれば第2希望まで教えてください。
- 8 ありがとうございます。もう少し詳しい状況をお聞きするために、順番に専門のスタッフが、こちらから電話をいたしますので、いつでも連絡が取れる方のお名前、性別、年齢、ご住所、携帯等の電話番号をお教えてください。(避難所へ

の避難者は、避難所名も聴取する。)

9 ありがとうございます。

依頼や電話が混み合っている場合

→現在、ご依頼が大変混み合っておりますので、専門のスタッフからの連絡が〇日以降になる場合がございますので、ご容赦ください。それでは、こちらからのお電話があるまで、今しばらくお待ちください。失礼いたします。

ボランティア参加希望者への対応

手 順

参加希望者に、災害VCのホームページやブログ、ツイッターが見られるパソコンや携帯端末等の環境がある場合は、閲覧を促すとともに概略を説明し、特に留意する事項を強調して説明する。説明内容については、発言例を参考に対応する。

注意事項・工夫する点

高校生以下の参加希望者への対応

◇災害救援活動は、ケガや二次災害など危険を伴う活動となることから、高校生以下の児童・生徒の参加については、必ず保護者(親権者)や家族の理解と了解を得て参加させること。

また、学校関係者の引率がなく、高校生以下の児童・生徒が活動への参加を希望する場合は、原則として、次の表のとおり対応すること。

区 分	学校関係者の引率がない場合の対応
(1) 小学生以下の児童・乳幼児等	ケガや他のボランティアに迷惑がかかる恐れがあることから、保護者の同伴があっても参加不可とする。
(2) 中学生	保護者の同伴がある場合は、参加可とする。
(3) 高校生	保護者の同伴がない場合は、保護者の参加同意書【様式7】の提出により参加可とする。

特に把握しておくべき情報

◇災害派遣等従事車両証明書の交付場所、災害VCの最寄駅・バス停情報、交通機関・道路・水道・電気・ガス等の復旧情報、最寄駐車場・ホテル等の宿泊施設・コンビニエンスストア・スーパー・飲食店・ガソリンスタンド・レンタカー営業所などの営業状況については、特に問い合わせが多いことから最新情報を把握しておく。

運営効率化のためのICTの活用

◇kintoneやgoogle等のICTを活用し、オンラインによる事前登録や活動日の仮予約を行う災害VCが増加している。これにより、ボランティアも災害VCも、事前に活動計画を立てやすくなることから、特に大規模な災害が発生した際には運用が進められている。ただし、インターネットが得意でない方もいることから、ボランティア受付はオンラインのみとせず、従来どおり紙や電話での受付も準備することが大切である。▶(関連 P38「◆災害VC運営のためのICTの活用◆」)

総合受付班



発言例

お電話ありがとうございます。〇〇町災害ボランティアセンターでございます。

問『ボランティアに参加したいのですが、どのようにしたらいいですか？』

1 いつから参加されるご予定ですか？

(1) 1週間以内での来所など確実にセンターが開設されている期日の参加
→2へ進む

(2) 1か月後や未定など閉所の恐れがある期日の参加
→被災者からのご依頼数の減少や二次災害の発生などによって、ボランティアの募集を中止したり、センターを閉所したりする場合がありますので、出発日の1週間前くらいにもう一度お電話ください。(電話を切る。)

2 現在、お願いしている活動は、主に次の3つです。

- (1) 被災者宅の後片付けや、敷地内の汚泥の除去
- (2) 避難所での食事のお世話や救援物資の配付などのお手伝い
- (3) 衣料、飲料、食料品、衛生用品などに分ける救援物資の仕分け作業の3つとなっています。

また、5日間程度連続してご参加できる方には、災害ボランティアセンターの運営スタッフとしての活動もお願いしています。

その日のご依頼の数やボランティアの数にもよりますので、ご希望に添えない場合もございます。

ご理解・ご了承のうえ、センターにお越しいただくよう、ご案内させていただいています。

3 これらの活動でよろしければ、是非お願いしたいのですが、よろしいですか？

(1) 「はい」の場合

→「4」へ進む

(2) あんま・マッサージ、散髪、ペットのお世話など、技術、資格、特技を活かした活動や、炊き出し、足湯、歌の披露・器楽演奏などのイベント系の活動を希望される場合は、

→被災者や避難所(仮設住宅)、市町村(災害対策本部)などから、依頼や希望があった場合には、ご連絡いたしますので、氏名、電話番号、ご希望日を教えてください。(メモをとる。)

なお、ご連絡は、依頼や希望があった場合のみ、こちらからご連絡いたしますので、ご了承ください。お電話ありがとうございました。(電話を切り、連絡先等のメモを総務班に渡す。)

4 ボランティアの受付時間は、午前9時から正午までです。早く来られた方から順番に活動を紹介させていただいています。この時間以降にお越しいただいた場合には受付だけとなり、活動は翌日からになる場合がありますので、ご了承ください。

5 当センターに駐車場はありますが、すぐに満車になってしまいますので、複数の方でお越しの際は、相乗りにご協力願います。満車の場合は、近隣の有料駐車場などのご利用となりますのでご容赦ください。

- 6 食事や飲み物は、各自でご持参ください。なお、活動場所や避難所近くのコンビニやスーパーでは、被災者の方々がお弁当や飲み物などを購入されていますので、ボランティアさんの購入はご遠慮いただき、被災地以外での購入のご協力をお願いしています。
- 7 宿泊される場合は、各自で宿泊所の確保をお願いします。当センターでは、宿泊のあっ旋は行っていません。また、避難所やセンターでの車中泊、テントや寝袋を持ち込んでの宿泊はできませんのでご注意ください。
- 8 持参品・携行品は、当センターのホームページに掲載してあります。長袖・長ズボンの作業着、長靴、踏み抜き防止インソール、スリッパ、軍手、作業用のゴム手袋、野球帽タイプの帽子、タオル、防塵(ぼうじん)マスク、ゴーグル、雨具などを各自でご準備ください。
また、ご自宅にヘルメット、移植ゴテがあればご持参ください。
- 9 水やスポーツドリンク等の飲料は、2ℓ程度ご持参ください。
- 10 レジャーシートは、活動現場で荷物を置いたり、弁当を食べたりする際に重宝しますので、お持ちであればご持参ください。
- 11 当センターでは、用具を運搬したり、ガレキを運搬したりする作業用の軽トラックが不足しています。お持ちであれば、乗車してお越しくください。
- 12 当センターまでの往復の交通手段は、各自で確保願います。
- 13 申し訳ございませんが、飲食代、交通費、宿泊費は自己負担となりますので、よろしく願います。
- 14 ○○町災害ボランティアセンターの場所は、○○駅(○○バス停)から徒歩○分、近くの○○という建物(看板など)が目印です。場所が分からない場合は、またお電話ください。
- 15 最後に、当センターの紹介でボランティア活動をされる方には、全員、ボランティア活動保険の加入をお願いしております。活動中のご自身のケガや被災宅の家財を壊したり、人にケガを負わせたりした場合に補償される保険です。加入されていない方は、活動に参加できません。お近くの社会福祉協議会で、出発前に、必ずご加入ください。
なお、年間保険料が最低で●●円必要となります。詳しくは、お近くの社会福祉協議会にお尋ねください。
- 16 ご連絡・ご説明は以上です。ご質問はありませんか？
- 17 お電話ありがとうございました。お越しの際は、気をつけてお越しくください。

その他の問い合わせへの対応

留意事項

電気・ガス・水道・道路・交通機関等の復旧状況、罹災証明、避難所、仮設住宅、救援物資の送付先、大型ゴミやガレキの集積所など、行政への問い合わせの電話も頻繁にかかってくるため、問い合わせ先と電話番号を模造紙に大きく記入して掲示したり、確実な情報を把握している場合は回答したりするなど、たらい回しにならないよう、ワンストップサービスを心がけること。

また、ボランティアは自己完結による参加を原則としているが、ボランティア向けの宿泊所や駐車場の有無、スーパーやコンビニの営業状況、災害VCま



総合受付班



での交通機関の乗り継ぎ方法などの問い合わせも多くなるため、「おもてなし」の精神で情報を整理し、掲示板に掲示するなどして関連情報の提供についても丁寧に対応する。

準備品

No.	資 機 材 名
1	【様式6】ニーズ票
2	【様式7】災害ボランティア活動参加同意書
3	固定電話5台程度
4	ファックス
5	掲示板、模造紙(広用紙)
6	被害地域全域地図
7	行政の災害対策情報

(7) ニーズ班 地図係

役 割

地図係は、総合受付班やニーズ班のスタッフから受け取ったニーズ票【様式6】に記載される活動現場の住所を基に住宅地図を複写し、災害VCから活動現場までのルート(道のり)がわかる地図を作成する役割を担う。

地図は、活動現場に向かう土地勘のない(地理に詳しくない)ボランティアも使用することから、災害VCから活動現場までの大まかなルートがわかる広域地図と現場付近で活動現場が特定できる詳細地図の2種類を作成する。



基本姿勢

地図は、マッチング班、グルーピング班での説明資料となり、活動に向かうボランティアグループの手持ち資料にもなるため、枚数が多くならないように配慮し、誰が見てもわかりやすい地図を作成しましょう!!

手 順

- 1 総合受付班やニーズ班のスタッフから受け取ったニーズ票の太枠内に記入漏れがないかを確認する。
- 2 災害VCから活動現場までの広域地図と活動現場の詳細地図を準備する。
- 3 地図の主要な地名にフリガナを入れる。
- 4 ニーズ票の「住宅地図の記号」の欄に活動場所に該当する地図のクロス番号を記入する。
- 5 ニーズ票と住宅地図(広域・詳細)をニーズ班ニーズ係に渡す。

注意事項・工夫する点

- ◇地図係のスタッフは、被災地の地理に詳しい(土地勘のある)者でないと業務に支障をきたすことから、地域のボランティアを配置する。
- ◇住宅地図は、ページにより縮尺が異なるため、コピーの拡大・縮小機能を使って同じ縮図になるよう複写し、原則としてA4サイズ(困難な場合にはA3サイズ)になるように余白や不要な部分をハサミやカッターナイフでカットし、セロハンテープ等で裏面を張り合わせ、できあがったものを複写してニーズ票にクリップで留める。
- ◇住宅地図は、ボランティアが活動現場に移動しながら使用するものであるため、枚数が多いと使い勝手が悪くなることから、最大でも3枚以内にまとめる。
- ◇広域地図は、市町村観光課等が発行している観光マップや道路マップの方が見やすい場合が多いことから、取り寄せて確認しておく。



- ◇住宅地図は、活動現場で濡れたり、汚れたりするなどして、き損・破損し、再度作成する場合がある。このため、ニーズ票の「住宅地図の記号」の欄に活動現場の住宅地図のページ番号と地図の縦軸と横軸のクロス番号を記入する。
(例：熊本市東部地区版の95頁のHと6がクロスする家屋が活動場所となる場合→「東部95 H-6」)
- ◇住宅地図は、活動依頼の完了後、ニーズ係でニーズ票をファイルし保管する際に、かさ張る(場所をとる)ため、シュレッダーにかけ廃棄される。廃棄後に活動の再依頼があったり、復興期に再訪問することもあるため、クロス番号の記入漏れがないよう注意する。

準備品

No.	資 機 材 名
1	【様式6】ニーズ票(総合受付班から受け取る)
2	住宅地図
3	観光マップ・道路マップ
4	コピー機

(8) ニーズ班 ニーズ係

役 割

ニーズ班は、総合受付班で受け付けた被災者からの依頼や自治会長、民生委員、福祉協力員、被災者の近隣住民等から寄せられた情報を基に、被災者宅の現地調査を行ったり、被災者へ電話をかけ、十分な聴き取り調査を行ったりするなどして、ニーズ票【様式6】を完成させる役割を担う。

また、ボランティア用車両のカギの管理業務や出発したボランティアの安全確認、給水指示、災害発生時の緊急連絡と安否確認など、活動中のボランティアの安全管理業務も担う。

1枚のニーズ票が活動するボランティアのみならず、マッチングやグループピング、資材の貸し出しを行ううえで唯一の情報となることから、記入漏れのないよう、正確で的確なニーズ票の作成が求められる。このため、「要のニーズ」と呼ばれ、災害V Cの「縁の下の力持ち」的な存在となる。



基本姿勢

被災者には、寄り添う気持ちを大切にし、少しでも不安を軽減できるような声かけをしましょう！

ボランティアがケガや事故、二次災害に遭わぬよう、常にボランティアの安全確保に取り組みましょう!!

手 順

ニーズ票の作成

- 1 総合受付班と地図係を経由したニーズ票を受け取り、記入漏れや住宅地図の添付漏れがないかを確認する。
- 2 原則として現地調査を行い、依頼者の被災状況や活動内容の確認後、緊急性や危険性の判断、必要人員や必要資材の算定等を行い、ニーズ票を完成させる。
なお、現地調査へ向かう前に、必ず依頼者の了解を得て出発する。
- 3 被災地社協の職員が少なく、調査系のスタッフを十分配置することが困難な場合は、依頼者への電話による聴き取り調査を行い、依頼者の被災状況や活動内容の確認、緊急性や危険性の判断、必要人員や必要資材の算定等を行い、ニーズ票を完成させる。
- 4 現地調査や聴き取り調査の結果、ボランティアでは対応できない活動内容であると判断される場合は、行政の相談窓口や専門業者等の連絡先を伝えるなど、丁寧・丁寧に依頼を断る。ただし、生活に支障をきたす内容などについては、行政やNPO等ボランティア団体、関係機関と相談し、対応を考える。



- 5 現地調査を行わない場合は、初回に活動するボランティアのメンバーが調査員的な役割を担うため、人員や資材については、不安や不足が生じないように多めの数をニーズ票に書き入れる。また、活動現場に入ったリーダーに安全性の確認や人員・資材に不足がないかの確認を速やかに行い、フォローする。
- 6 現地調査を実施した場合は、ニーズ票の「現地調査」欄の「済」に○印を、未調査の場合は「未」に○印を記入する。
- 7 希望日が3日以内の場合は、ニーズ票の「□ 緊急」に☑を入れる。
- 8 全項目に記入漏れがないか再度チェックし、完成となる。
- 9 完成したニーズ票に住宅地図(広域・詳細)を添付し、クリアファイルに挟み、「本日受付ボックス」に入れる。
- 10 夕方のスタッフミーティング前までに、本日受付ボックスのニーズ票の件数を確認し、総務班に報告後、「保管ボックス」に希望日順に移し入れる。

マッチング前日の作業

- 1 ニーズ票の保管ボックスの中から、希望日が明日になっているニーズ票を取り出す。
- 2 取り出したニーズ票の中で、優先順位の高いものから順に、依頼者に電話をかけ、明日の午前(又は、午後)にボランティアを活動現場に向かわせたいと思っているが、都合は良いか確認する。
- 3 都合が良ければ、明日、ボランティアが活動現場に入るため、現地での立ち会いを依頼する。ただし、天候不良や新たな崖崩れ、大きな余震の発生、極端にボランティアの集まりが少ない場合には、活動現場に入れられないこともあるため、明日の出発前に災害VCから再度電話をかけると伝え、電話を切る。
* 都合が悪い場合は、希望日を聞き直し、修正してニーズ票の保管ボックスに戻し入れる。
- 4 マッチングすることが確定したニーズ票には、優先順位の高い順(明日のマッチング予定の順)に、ニーズ票No.の欄に「1」から順に番号を記入する。
- 5 記入後は、ニーズ票をコピーし、①ニーズ票の写し、②住宅地図(広域・詳細)、③ニーズ票No.と同じ番号を記入したグループ名簿【様式8】、④ボランティア紹介リーフレット【様式9】、の4点をクリップ留めする。
- 6 ニーズ票の原本と5の①~④の計5点をニーズ票No.と同じ番号の付いた「マッチング用クリアファイル」に入れる。
- 7 災害VCの軽トラック等の公用車を使用することになっているニーズ票のファイルには、公用車のカギの保管場所からカギを取り出して入れる。
公用車のカギ保管場所のカギが掛けてあったフックには、ニーズ票No.と同じ番号を書いた付箋紙を貼り付け、どの鍵(車)が何番のニーズ票に使われているかを明示する。
- 8 完成したニーズ票を番号順に「マッチングボックス」に重ねて置く。
- 9 翌日分のニーズ票の準備が完了したら、引き続き翌日以降(2~5日後くらいまで)のニーズ票をニーズ票保管ボックスから期日順に取り出し、翌日分と同様に依頼者へ受け入れ都合の確認をとる。
- 10 翌日分のニーズ票が少ない場合は、ニーズ票の保管ボックスの中で「☑緊急」になっているニーズ票や、2日後~5日後の希望日となっているニーズ票を抽出し、希望日を明日に変更できないかの確認の電話をかけるなど、翌日分のニーズ票を増やす工夫を図る。

それでも少ない場合は、総務班と連携を取り、自治会長や民生委員等の地域のリーダーや関係機関に電話連絡等を行い、潜在ニーズの掘り起こしに努める。

マッチング直前の作業

- 1 早朝、総務班にボランティア活動が実施されることを確認し、前日に完成したニーズ票の番号順に依頼者へ電話をかけ、予定どおりにボランティアが入ることを伝える。なお、荒天等で活動が中止や休止となる場合は、希望日の変更・調整を行う。
- 2 クリアファイルの書類等を確認する。
 - ①ニーズ票(原本・写し)、②住宅地図(広域・詳細)、③グループ名簿、④ボランティア紹介リーフレット、⑤公用車のカギ
- 3 クリアファイルの番号、ニーズ票No.の番号、グループ名簿の「ニーズ票No.」の欄の番号の3つが一致しているか確認する。
- 4 クリアファイルを番号順にマッチングボックスに入れ、マッチング班へ渡す。(または、マッチング班が取りに来る。)

マッチング後の作業

- 1 マッチング班からマッチングが済んだクリアファイルを受け取り、①ニーズ票の原本、②グループ名簿の原本が入っているか確認する。

また、クリアファイルの番号とニーズ票No.の番号、グループ名簿の「ニーズ票No.」の番号の3つが一致しているか確認し、「活動中ボックス」に入れる。
- 2 ボランティアグループが活動現場に到着し、作業を開始した時刻を見計らって(概ね午前11時前後に)、活動中の各リーダーに電話を入れ(携帯電話番号は、クリアファイルの中のグループ名簿で確認)、①無事に到着したか、②不足している資材がないかを確認し、③熱中症予防のため給水は20～30分おきに、休憩は各自の体調に合わせて十分取るよう伝える。
- 3 資材に不足がある場合は、不足する資材を持たせた2～3名のボランティアを活動現場に向かわせると伝え、ニーズ票の写しに不足する資材(追加の2～3名分の資材も含む)を赤ペンで記入し、住宅地図、グループ名簿を準備し、追加人員のマッチングとグルーピングをマッチング班に依頼する。
- 4 移動中や活動中に大きな余震や雷雨などが発生した場合は、直ちにリーダーに連絡し、メンバーの安否を確認し、安全な場所への避難を指示する。指示後は、総務班に活動の中止・続行を確認し、決定内容をリーダーに伝える。
- 5 活動中のグループが午後4時までには災害VCに帰所できるよう、後片付けの時間と災害VCまでの移動時間を考慮して、概ね午後3時前後には各リーダーに連絡し、作業が残っていても後片付けをして災害VCに戻るよう伝える。
- 6 ボランティアグループが、午後4時になっても活動現場から帰って来ない場合は、リーダーに連絡し、災害VCに戻るよう連絡する。

活動報告後の作業

- 1 活動報告班(マッチング班)から次の書類が入ったクリアファイルを受け取る。
 - ①リーダーからの聴き取りによって作成された活動報告書【様式10】
 - ②ニーズ票の写し
 - ③住宅地図(広域・詳細)
 - ④グループ名簿の写し
- 2 グループ名簿の写しは、再利用することがないため、シュレッダーにかけ廃棄する。



ニーズ班・ニーズ係



- 3 「活動中ボックス」からニーズ票の番号と同じ番号のクリアファイルを取り出す。
- 4 ニーズ票の原本にグループ名簿の原本と活動報告書の原本を順に添付する。
- 5 活動報告書では「完了」になっていても、「継続」を希望している依頼者がいる場合があるため、報告のあったすべての依頼者に電話をかけ、活動の継続希望の有無を再度確認する。
- 6 活動の継続が必要である場合は、活動報告書をコピーし、ニーズ票の写しに添付し、住宅地図とともにファイルに戻し、ニーズ票の保管ボックスに入れる。
*継続の活動が翌日であれば、「マッチングの前日作業」の2の作業へ移行し、翌日の活動の調整を行う。
- 7 活動の完了を確認した場合は、①ニーズ票の写し、②住宅地図(広域・詳細)をシュレッターにかけ、①ニーズ票の原本に②活動報告書の原本、③グループ名簿の原本を添付し、ニーズ票の原本の余白に朱書きで「完了 ○/○(○月○日)」と記入し、完了番号(通し番号)を付して、番号順(時系列順)に「完了ファイル」に綴じる。

注意事項・工夫する点

- ◇ニーズ班ニーズ係のスタッフは、依頼者や被災者、ボランティア等の個人情報に触れることから、守秘義務のある社協職員を配置する。
- ◇ニーズ票に記載してある資材(用具や道具)については、災害の種類によって異なるため、必要に応じて様式の追加・削除を行う。
- ◇特に緊急性の高いニーズ票は、手渡しでマッチング班に渡す。
- ◇ニーズ班のコーナーは、マッチングの進捗状況を見ながら迅速にニーズ票が渡せるよう、マッチング班と同室の一角に構えるなど、マッチングコーナーが見渡せる場所に設置する。
- ◇団体ボランティアについては、総務班と連携し(協働し)、活動希望日の前日までにニーズとの調整(マッチング)をしておく。
- ◇(依頼者が被災者の家族や親戚・自治会長・知人などで)依頼者と対象者(被災者)が異なる場合は、依頼者に対象者(被災者)の了解を得ているかを必ず確認する。
また、被災者が活動に立ち会えない場合は、依頼者や親族等に立ち会いを依頼し、立会者なしでの活動を避ける。
- ◇依頼件数(ニーズ)が少ない場合は、活動依頼促進リーフレット【様式5】の配布を総務班に要請する。要請を受けた総務班は、状況に応じて次のいずれかの配布方法を指示する。
 - ①ニーズ班の現地調査係による調査先周辺世帯への配布
 - ②ボランティアによる活動先周辺世帯への配布
 - ③自治会長や民生委員、ボランティアによる被災地域の世帯や避難所、仮設住宅等での配布
- ◇毎日、夕方のスタッフミーティングで、本日の依頼件数と完了件数の報告が求められるため、ニーズ票の「本日受付ボックス」を用意し、①本日受付ボックスに溜まったニーズ票の件数を依頼件数として、②本日付けで完了ファイルに綴じたニーズ票の件数を完了件数として報告できるよう準備しておく。報告後、

本日受付ボックスに溜まったニーズ票は、ニーズ票保管ボックスに移す。

発言例

ニーズ票の作成における依頼者への電話による聴き取り調査の発言例

- 1 こんにちは、〇〇町災害ボランティアセンターの〇〇ですが、〇〇様のお宅(携帯電話)でしょうか？
- 2 ボランティア活動のご依頼をいただきましたので、その詳しい内容の確認と被災状況などをお聞かせください。
- 3 活動の場所は、〇〇町〇丁目〇-〇で間違いないでしょうか？
〇〇公民館のお近くですね。(住宅地図から近くの目印となる建物を聞く。)
- 4 ご依頼の内容は、床上浸水による家の中の泥出しと大型家電や粗大ごみの運び出し、倒れた家具起こし、衣類や食器の整理、それから、お庭と側溝の汚泥も取り除いて欲しいとのことですね？(…等々、詳しく確認する。)
- 5 洋服や肌着(下着)類の整理などで、特に女性あるいは男性のボランティアだけをお願いしたい内容はございますか？
- 6 ご家族の方は、ご一緒にお住まいですか？(ニーズ票の世帯状況を確認)
ご高齢者や障がいがある方は、いらっしゃいませんか？
*聞き取れる範囲で聞くこと。無理に聞きださないこと。
- 7 次に、建物の状態や家の周りの状況をお聞かせください。(活動場所の危険度合を確認)
- 8 水道やガス、電気は通っていますか？(ライフラインを確認)
- 9 水道が止まっておられるとのことですが、汚泥の除去の際に水が必要となる場合があります。近くに給水所はありますか？
- 10 給水所がない場合は、ポリタンクで水を持ってきて作業しますし、停電している場合は、発電機を持ってきて作業しますので、ご安心ください。
- 11 ボランティアさんの車を停められるスペース(駐車場)はありますか？
- 12 駐車場がない場合は、当センターでボランティアさんを送迎しますので、ご安心ください。
- 13 トイレは使用できますか？ボランティアさんが作業中にお借りする場合がありますので、ご協力願います。
- 14 トイレが使用できない場合は、お近くの公民館や隣近所でトイレをお借りできるところはございますか？(トイレの有無の確認)
- 15 掃除機やほうき、スコップ、ホース、土のう袋、ブルーシート、一輪車など、そちらでお借りできる道具はございますか？(依頼者で準備できるものを確認)
- 16 現在、たくさんの被災者の方々からご依頼をいただいております。お申込みの順番に調整させていただいております。ボランティアのご希望日は、〇月〇日をご希望されておられますが、×月×日ではいかがですか？(×月×日以降でご都合の良い日はございませんか？)では、×月×日で調整させていただきます。(×月×日以降で、調整させていただきます。)
- 17 調整が整い次第、ご連絡を差し上げます。調整には、2～3日かかる場合もございますので、ご了承ください。



ニーズ班・ニーズ係



<調整後>

- 18 ボランティアの活動日が決まりましたので、お電話いたしました。
- 19 ×月×日の午前中にボランティアがご依頼の場所に参加します。立ち合いが必要となりますので、よろしくお願ひします。なお、当日の天候が悪かったり、ボランティアさんが少なかったりした場合は、ご希望に添えないこともございますので、ご了承ください。当日は、事前にボランティアが行けるかどうかのご連絡をいたします。
- 20 また、〇〇様のご都合が悪くなられた場合は、お早めに当センターまでご連絡ください。では、失礼いたします。

マッチング前日の依頼者への電話の発言例

- 1 こんにちは。〇〇町災害ボランティアセンターの〇〇と申します。
- 2 明日、ボランティアさんをご依頼の活動場所に向かわせますが、ご都合はいかがですか？
- 3 ボランティアさんは、〇名で、車〇台で参加します。作業を始める前には、必ずご依頼者か代理の方の立ち合いをお願いしております。ご本人さんの立ち合いでよろしかったでしょうか？
- 4 では、明日の午前10時から11時の間には到着すると思ひます。
- 5 天候が悪くなって活動が中止となる場合もありますので、明日の出発前にもう一度お電話しますので、よろしくお願ひします。

マッチング当日の依頼者への電話の発言例

- 1 おはようございます。〇〇町災害ボランティアセンターの〇〇と申します。
- 2 本日は天候も良いので、予定どおり午前10時から11時の間にはボランティアが到着すると思ひます。ご都合はよろしいでしょうか？
- 3 では、到着まで今しばらくお待ちください。

マッチング後のボランティアリーダーへの電話の例

<作業開始時(概ね午前11時頃)>

- 1 〇〇町災害ボランティアセンターの〇〇ですが、リーダーの〇〇さんですか？
- 2 活動現場には無事到着しましたか？作業は順調に始まっていますか？
- 3 道具で足りないものはありますか？
- 4 土のう袋が100枚と角スコップが5本足りないのですね。わかりました。人員はあと2～3名くらい入れますか？あと4～5名は入れるようですね。
では、土のう袋200枚と角スコップ9本を持って、応援隊のボランティアさんを4名向かわせしますので、そちらで合流願ひします。応援隊のリーダーには、そちらのグループ名簿の写しを渡しておきますので、場所がわからないなどの電話があった時は対願ひします。応援隊のリーダーの名前と電話番号は、決まり次第ご連絡します。
- 5 今日は曇っていますが、曇っていても熱中症は発症しますので、20分おきに給水してください。また、決して無理せず、休憩も小まめにお取りください。
- 6 では、おケガのないよう、よろしくお願ひします。お疲れ様です。

<活動現場出発時間の30分前(概ね午後3時頃)>

- 1 お疲れ様です。〇〇町災害ボランティアセンターの〇〇ですが、リーダーの〇〇さんですか？
- 2 ケガ人や体調の悪い方は、おられませんか？
- 3 センターには午後4時までに戻っていただくことになっていますので、そろそろ後片付けを始めてください。作業が完了していなくても、明日以降も引き続き次のボランティアさんたちに入っていただきますので、無理せず切り上げて戻ってきてください。その際には、ご依頼者に「明日以降もボランティアさんに入ってもらうようセンターに伝えておきます」と伝言してください。
- 4 センター到着後は、今日の活動で特にやり残した作業や足りなかった道具、次回の作業で必要となる人数などを報告していただきますので、依頼者やメンバーの方にも意見を聞いて帰ってきてください。
- 5 活動現場には道具を忘れないように、ニーズ票の道具が全部揃っているか確認して戻ってきてください。お疲れ様です。

活動報告後の依頼者への電話の発言例

<活動報告で「完了」としてある場合>

- 1 こんにちは。〇〇町災害ボランティアセンターの〇〇と申します。
- 2 本日は、ボランティアさんがご依頼の作業をお手伝いいただきましたが、いかがでしたか？(特に、トラブル等はありませんでしたか？)
- 3 今日入りましたリーダーさんからの話では、ご依頼内容の作業は本日で終了したとの報告がありましたが、何かやり残している作業はありませんか？
*やり残しがあれば、継続で調整する。(別の内容の追加がある場合は、ケースによってはニーズ票を新たに作成し、新規で受け付ける。)
- 4 では、今回のご依頼はこれで終了させていただきます。また、何かお困りごとがございましたら、ご連絡ください。では、失礼いたします。

<活動報告で「継続」としてある場合>

- 1 こんにちは。〇〇町災害ボランティアセンターの〇〇と申します。
- 2 本日は、ボランティアさんがご依頼の作業をお手伝いいただきましたが、いかがでしたか？(特に、トラブル等はありませんでしたか？)
- 3 今日入りましたリーダーさんからの話では、明日以降も引き続き作業が必要との報告がありましたが、引き続きボランティアさんに活動をお願いしようと思っておりますが、よろしいでしょうか？
- 4 では、明日も同じ時刻にボランティアさんが参りますので、立ち会いをよろしくお願います。
- 5 明日の都合が悪いようでしたら、ご希望日を第2希望まで教えてください。
- 6 では、調整後、改めてお電話しますので、ご連絡をお待ちください。失礼します。





準備品

No.	資 機 材 名
1	【様式5】活動依頼促進リーフレット
2	【様式6】ニーズ票(原本・写し)
3	【様式8】グループ名簿
4	【様式9】ボランティア紹介リーフレット
5	【様式10】活動報告書
6	住宅地図(広域・詳細)
7	クリアファイル200枚程度(保管用・マッチング用)
8	仕分けボックス(本日受付、ニーズ票保管、マッチング、活動中)
9	公用車のカギ
10	シュレッダー
11	コピー機
12	ニーズ完了ファイル
13	固定電話
14	携帯電話

(9) ニーズ班 現地調査係

役 割

現地調査係は、災害VCに直接来られる依頼者の相談に応じるとともに、依頼者の被災状況や活動内容等を確認後、依頼者に同行して(又は、後日)活動依頼場所に出向き、ボランティアで対応可能な現場であるか、ボランティアが何名必要か、どのような資材がどのくらい必要か、災害VCから現場までの間で通行不可の道路はないかなどの調査を行い、ニーズ票【様式6】を完成させる役割を担う。



現地調査は、ニーズ班ニーズ係からの指示により行うことが多く、調査スタッフは、ニーズ係のスタッフと同様に、緊急性や危険性の判断、必要人員や必要資材の算定等の高度な判断が求められる。

また、自治会長や民生委員からの連絡や通報で、被災地区を広範囲にわたって調査する場合もあることから、地理に詳しく(土地勘があり)、自治会長や民生委員などの地区のリーダーとも面識がある(信頼関係のある)被災地社協の職員を配置する。

原則として、災害VCが受け付けたすべての活動依頼に対して、現地調査を実施するが、調査係のスタッフを十分配置することが困難な場合は、依頼者への電話による聴き取り調査を行い、ニーズ票を完成させる場合もある。

基本姿勢

被災者には、寄り添う気持ちを大切にし、少しでも不安を軽減できるような声かけと傾聴に心がけましょう！

手 順

- 1 災害VCに直接来所した依頼者から、被災状況や活動内容等を聴き、ニーズ票に必要事項を記入する。
- 2 ニーズ係からの指示の場合は、ニーズ票と住宅地図を受け取り、不明な点について内容を確認する。
- 3 来所以外の依頼の場合は、調査に出向く前に、依頼者に被災状況の確認のために活動現場に向かうとの電話をかけ、現場での立ち会いを依頼する。
依頼者が避難所に避難しており、高齢等の理由で立ち会いができない場合は、避難所に聴き取り調査に行き、家族・親戚・自治会長・民生委員等の中から立ち会いの代理人を決めてもらう。
- 4 ニーズ票、住宅地図、活動依頼促進リーフレット【様式5】、デジタルカメラを持って活動依頼場所に出向く。
- 5 依頼者(又は、代理人)の立会いのもと、ニーズ票を基に次の項目について調査を行う。



- (1) 依頼内容
 - (2) 被災状況
 - (3) 活動場所の危険度合
 - (4) ライフラインの状況
 - (5) 駐車スペースの有無
 - (6) トイレの有無
 - (7) 必要資材の数量(依頼者で準備できる資材も確認)
 - (8) 必要人員
- 6 調査結果を持ち帰り、ニーズ票を完成させる。

注意事項・工夫する点

調査時の人員体制

- ◇現地調査では、依頼者からの聴き取りや視覚的に見た現状から、より細部まで情報を把握する必要があるため、最低でも2人1組で出向く。
- ◇被災地外の社協職員やボランティアが現地調査に出向く際には、必ず被災地の地理に詳しく、依頼者や自治会長・民生委員などの地域のリーダーと面識のある被災地社協職員か地域のボランティアをペアにして調査に当たる。

潜在するニーズの把握

- ◇依頼件数が少ない災害V C設置直後や依頼件数が減少傾向にある閉所間近な時期には、調査に入った際に周辺地域を巡回して依頼促進リーフレットを配布したり、防災無線で呼びかけたりして潜在しているニーズを発掘する。
- ◇個人宅からの依頼だけでなく、自治会長、民生委員、福祉協力員等からの通報による活動依頼も積極的に取り入れる。

調査の際に明確にしておきたいこと

- ◇現地調査の際には、必要に応じて、ニーズ票には載っていない次の事項も確認する。
 - ①活動場所までの道路の状況(車が通れるかどうか)
 - ②活動場所までの移動時間

定期的なニーズ調査

- ◇活動依頼が減少する時期には、潜在するニーズを発掘するために、再度現地調査を行う。

準備品

No.	資 機 材 名
1	【様式5】活動依頼促進リーフレット
2	【様式6】ニーズ票
3	地図(地図係から受け取る)
4	現地調査用車両
5	活動できる服装
6	デジタルカメラ

(10) ボランティア受付班

役 割

ボランティア受付班は、ボランティアの登録手続きと名札の作成、災害VC内の案内・誘導などの役割を担う。

従来は、ボランティア活動保険の加入手続き業務も担っていたが、受付に要する時間を短縮し、受付会場前のボランティアの滞留をできる限り解消するため、保険の手続き事務は総務班、保険の概要説明はオリエンテーション班で行う。



また、当日受け付けたボランティア団体・個人の集計、ボランティア保険未加入者の受付票の抽出、ボランティアバスの出発時間の掲示、忘れ物・落とし物の保管・管理などの業務も行う。

受付終了後は、集計と次の日の準備に分かれ、作業終了後は、資材班で疲れて帰ってくるボランティアへの声かけやドリンク・炊出しの配食などを手伝う。

作業を終えて仲良くなって帰ってきたボランティアや各グループに、災害VCの横断幕の下での記念写真を勧めたり、オリエンテーション会場に設けられた被災者やボランティアへの「メッセージボード」への書き込みを勧めたりするなど、『肥後のおもてなし』を企画し実行する。

簡単な受付業務のため、ボランティアスタッフを中心に運営することができるポジションとなっている。

基本姿勢

初めて参加されるボランティアの不安や緊張を和らげるためにも、大きな声で「おはようございます！」と笑顔で明るく挨拶しましょう!!

「来てくれてありがとう！」と感謝の気持ちを持って、ボランティアへの声かけをするなど積極的に接しましょう!!

手 順

- ①新規(初めて)参加の個人、②継続(2回目以上)参加の個人、③団体の3つの受付コーナーを広く設ける。(机を多数準備する。)
- ①新規参加の個人は新規ボランティア受付票(個人用)【様式2】に、②継続参加の個人は継続ボランティア受付票(個人用)【様式3】に、③団体の代表にはボランティア受付票(団体用)【様式4】に記入してもらう。
 - *ここでの「団体」は、総務班で事前に予約や連絡を受け、調整(マッチング)が行われている団体のみを原則として受け付ける。
 - *当日、事前連絡のなかった団体については、ボランティアバスで来所しているケースを除き、原則として個人受付で対応する。
- 団体の代表以外のメンバーは、代表の事務手続きが完了するまでの間、1か所に待機するよう促す。



- 4 ボランティア活動保険未加入者には、ボランティア活動保険加入カード(団体の場合は、未加入分の人数のカード)を渡し、出発までに必要事項を記入するよう伝える。
なお、保険の内容等については、次のオリエンテーションコーナーで説明があると伝える。
- 5 受付票の記入漏れをチェックし、漏れがなければ、名札となる布粘着テープに氏名をカタカナ(フルネーム)で太字の油性ペンで書いた後、利き腕でないほうの上腕部(左上腕部に統一しても可)に貼るよう伝える。
- 6 活動現場まで車両を提供できる方には、付箋紙にカタカナで氏名、運転手を除く乗車可能人員、車種を記入してもらう。(【別記】車両提供付箋紙(記入例)を参考)
なお、記入した付箋紙は、マッチングコーナーの入り口でスタッフに渡すよう伝える。
- 7 受付終了後は、当日受け付けたボランティア団体・個人の人数を集計し、集計結果を総務班に報告する。
- 8 集計終了後は、「新規ボランティア受付票(個人用)」をボランティア活動保険の「加入済」と「本日加入」とに分け、「継続ボランティア受付票(個人用)」と「ボランティア受付票(団体用)」をそれぞれ束にして総務班に引き継ぐ。
* 総務班は、個人・団体のボランティア受付票をデータ化するとともに、当日分のボランティア活動保険未加入者のリストを作成し、翌月5日までに掛金の納付と併せて保険の加入手続きを行う。
* 受付票のデータ化についても、ボランティアスタッフの協力を得るなどして入力する。
- 9 受付終了後は、翌日の準備を済ませ、集計のスタッフを除き、資材班で資機材の洗浄や疲れて帰ってくるボランティアへの声かけ、ドリンクや炊出しの配食などを手伝う。
- 10 作業を終えて仲良くなって帰ってきたボランティアや各グループに、災害V Cの横断幕の下での記念写真を勧めたり、オリエンテーション会場に設けた被災者やボランティアへの「メッセージボード」への書き込みを勧めたりするなど、『肥後のおもてなし』を企画し実行する。

注意事項・工夫する点

設置場所

- ◇災害V Cのスペースが狭い場合は、ボランティア受付のコーナーは駐車場等の屋外に設置しても差し支えない。この場合、テントでは雨風や直射日光、寒気等を十分しのげないことから、冷暖房可能なスーパーハウスをレンタルすることも視野に入れる。

コーナーの設営

- ◇災害V C出入口(主にボランティア受付コーナー、資材班の資材返却コーナー)には、汚泥に含まれる雑菌やばい菌が災害V C内に持ち込まれないように、トロ箱に水を張った靴底の泥落としコーナーと、雑巾やタオルに200~500倍に薄めたオスバン液をしみこませた消毒マットを必ず準備する。(オスバン液は救護班で保管)

- ◇混雑を避けるため、ボランティア受付には、①受付票記入コーナー(新規個人、継続個人、団体)②名札テープ記入コーナー③車両提供付箋紙記入コーナーの3つを設ける。
- ◇受付票の記入コーナーは、ボランティアの流れをスムーズにするため、机はできる限り数多く準備する。
- ◇受付票の記入コーナーでは、ボランティアの滞留が起きやすいため(特に土日・休日)、立ったままでも記入できるよう、受付票を挟んだ用箋バサミ(クリップボード)と筆記用具を準備しておく。

受付時間

- ◇当日のボランティア受付時間は、原則として午前9時から正午までとし、参加の多い土日や休日は、臨時的に30分繰り上げて午前8時30分から受付を開始するなど柔軟に対応する。
- ◇正午以降に来所したボランティアを受け付けるか否かについては、統一した対応が求められることから、スタッフミーティング等で情報を共有しておく。
- ◇正午以降もボランティアの受付を行う場合は、翌日以降の活動参加を要件に午後2時までに「ボランティア受付」と「オリエンテーション」を行う。次回来所時は継続参加として受付後、「マッチング」のコーナーに進んでもらうよう伝える。
- ◇午後2時以降は、ボランティアが作業を終えて帰所を始める時間となり、災害VC内の各班も帰所の受入れ準備が必要となることから、ボランティアの受付は原則として行わない。

高校生以下の参加希望者への対応

- ◇災害救援活動は、ケガや二次災害など危険を伴う活動となることから、高校生以下の児童・生徒の参加については、必ず保護者(親権者)や家族の理解と了解を得て参加させること。

また、学校関係者の引率がなく、高校生以下の児童・生徒が活動への参加を希望する場合は、原則として、次の表のとおり対応すること。

区 分	学校関係者の引率がない場合の対応
(1) 小学生以下の児童・乳幼児等	ケガや他のボランティアに迷惑がかかる恐れがあることから、保護者の同伴があっても参加不可とする。
(2) 中学生	保護者の同伴がある場合は、参加可とする。
(3) 高校生	保護者の同伴がない場合は、保護者の参加同意書【様式7】の提出により参加可とする。

混雑防止

- ◇大勢のボランティアが駆け付けた場合は、受付に行列ができるため、ロープ等を張るなどして順路を作り、最後尾にはボランティアスタッフがプラカードを持って明示する。また、待ち時間の間に受付票を挟んだクリップボードと筆記用具を配り、立ったままで受付票を記入してもらう。
- ◇ボランティア受付のコーナーにボランティアが入り過ぎないように、順番に区切りながらボランティアを誘導するボランティアスタッフを配置する。

ボランティア活動保険の保険料

- ◇ボランティア活動保険の保険料をボランティアから徴収するのか、社協が負担するのかを開設当初に決定しておくこと。(つり銭の準備や金銭の管理、領





収書発行、受付時間の延長などの発生や、社協や行政への負担軽減の要望や苦情などにより、徴収していない社協が多い。)

名札用カラー布粘着テープ

- ◇名札用の布粘着テープは、模倣した悪質ボランティアに利用されないようカラーの布粘着テープを使用し、日によって色を変えるなどの工夫を行う。
- ◇名札は「ひらがな」より「カタカナ」の方が、油性ペンは「細字・中字」より「太字」の方がハッキリ見えるため、これらを指定している。
- ◇布粘着テープの中には、油性ペンのインクをはじくテープや、粘着力が弱く剥がれやすいテープがあるため注意する。
(推奨品) * 県社協が訓練で使用しているもの

布粘着テープ	ニチバン	ピンク、ライトブルー、オレンジ、黄など
油性ペン	ゼブラ	ハイマッキー(太・細)黒、赤

- ◇ケガや病気、介護等のニーズへ迅速に対応できるように、看護師、介護福祉士、訪問介護員等の有資格者には、名札とは別の色のテープに資格名を明記して貼ってもらう。
- ◇テープは、受付開始前からカットして机に貼っておく。その際、記入後に机から剥がしやすいうように、角を小さく折り曲げること。また、接着面に空気が入っていると書きにくいいため、全面がきちんと接着するように貼りつけておく。

車両提供付箋紙

- ◇ボランティアの中で、活動現場までの移動手段に使用する車両の提供が可能な方には、付箋紙に必要事項を記入してもらう。
- ◇地理に詳しいと思われる被災地の市町村内の方はピンク色の付箋紙に、それ以外の方はクリーム色の付箋紙に記入してもらう。

情報収集・提供

- ◇ボランティアバスの出発時間の掲示、忘れ物・落とし物の保管・管理のほか、最寄駅やバス停からの電車・バスの発車時刻、宿泊施設や近隣のコンビニエンスストアの営業状況なども把握し、ボランティアからの問い合わせにできる限り対応する。

運営効率化のためのICTの活用

- ◇kintoneやgoogle等のICTを活用し、QRコードにより当日受付を行う災害VCも増加している。これにより、受付開始時の混雑を解消し、ボランティアの方が長時間受付に並ぶといった負担の軽減やスムーズな活動への送り出し、ボランティア参加者のデータ化などが可能となる。特に大規模な災害が発生した際には、多くのボランティアの参加が見込まれることから効果的である。ただし、QRコードを読み取るためのスマホがない方や文字入力の不慣れな方もいることから、タブレット等を持ったサポートスタッフを配置しておくことも大切である。➤ (関連 P38「◆災害VC運営のためのICTの活用◆」)

準備品

No.	資 機 材 名
1	【様式 2, 3, 4】ボランティア受付票(新規個人・継続個人、団体)
2	【様式 7】災害ボランティア活動参加同意書

3	【別記】車両提供付箋紙(記入例)
4	車両提供付箋紙(記入用)/ピンク色とクリーム色の2種類
5	ボランティア活動保険加入カード
6	名札用カラー布粘着テープ(3色程度)
7	油性ペン
8	ボールペン
9	用箋バサミ(クリップボード)
10	スーパーハウス
11	ロープ
12	プラカード(最後尾と記入)

発言例

新規個人ボランティアの受付

- 1 おはようございます。ご参加ありがとうございます。
- 2 当センターの活動に初めてご参加される方は、こちらへどうぞ。
- 3 こちらのボランティア受付票に必要事項のご記入をお願いします。
- 4 受付票の記入が終わった方は、隣(あちら)の机に貼ってある粘着テープに太字のペンで、ご自分のお名前をカタカナで大きくハッキリと書いてください。
- 5 お名前は、苗字も名前も(フルネームで)書いてください。書き終わったら、利き手の反対の腕にしっかりと貼り付けてください。
- 6 ボランティア活動保険に未加入の方は、当センターで加入手続きをしておきますので、活動現場に出発するまでに、この「ボランティア活動保険加入カード」に必要事項のご記入をお願いします。
活動中は、このカードを携帯願います。補償内容は、カードの裏面に書いてあります。次の「オリエンテーション」のコーナーで保険の説明がありますので、ここでは省略いたします。
- 7 活動現場までは、ボランティアさんの車に相乗りして向かっていただいています。できるだけ多くの方々の車のご提供をお願いしています。ご協力いただける方は、こちらの付箋紙に記入例を参考にご記入をお願いします。
なお、ご記入された付箋紙は、オリエンテーションを受けた後、「マッチング」のコーナーの入り口でスタッフにお渡しください。
- 8 すべて書き終わりましたら、次の「オリエンテーション」のコーナーにお進みください。

継続個人ボランティアの受付

- 1 おはようございます。ご協力ありがとうございます。
- 2 当センターでの活動が2回目以上の方は、こちらへどうぞ。
- 3 こちらのボランティア受付票に必要事項のご記入をお願いします。



ボランティア受付班



- 4 受付票の記入が終わった方は、隣(あちら)の机に貼ってある粘着テープに太字のペンで、ご自分のお名前をカタカナで大きくハッキリと書いてください。
- 5 お名前は、苗字も名前も(フルネームで)書いてください。書き終えたら、利き手の反対の腕にしっかりと貼り付けてください。
- 6 活動現場までは、ボランティアさんの車に相乗りして向かっていただいています。できるだけ多くの方々の車のご提供をお願いしています。ご協力いただける方は、こちらの付箋紙に記入例を参考に記入をお願いします。
なお、ご記入された付箋紙は、この後の「マッチング」のコーナーの入り口でスタッフにお渡しください。
- 7 すべて書き終わりましたら、次の「マッチング」のコーナーにお進みください。

団体の受付

- 1 おはようございます。ご協力ありがとうございます。
 - 2 団体の代表者の方は、こちらへお越しください。
 - 3 代表者以外の方は、隣(あちら)の机に貼ってある粘着テープに太字のペンで、ご自分のお名前をカタカナで大きくハッキリと書いてください。
 - 4 お名前は、苗字も名前も(フルネームで)書いてください。書き終えたら、利き手の反対の腕にしっかりと貼り付けてください。
 - 5 代表者の方も、受付票のご記入が終わりましたら、布粘着テープでご自分の名札を作成願います。
 - 6 代表の方は、こちらの団体受付票に必要事項のご記入をお願いします。
参加者の名簿は、そちらからお持ちになったものでも代用できますが、お持ちではないでしょうか。
 - 7 お持ち込みの名簿がある場合は、受付票の一番上にある団体名、団体住所、団体電話番号と代表者欄(氏名、一般・学生、性別、携帯等の電話番号、年齢、保険の加入の有無)のみをご記入ください。
 - 8 ご記入後は、お持ち込みされている名簿のメンバーのお名前の横に、ボランティア活動保険の加入の有無を○×でご記入ください。
 - 9 ボランティア活動保険に未加入の方は、当センターで加入手続きをしておきますので、活動現場に出発するまでに、この「ボランティア活動保険加入カード」に必要事項のご記入をお願いします。
活動中は、このカードを携帯願います。補償内容は、カードの裏面に書いてあります。次の「オリエンテーション」のコーナーで保険の説明がありますので、ここでは省略いたします。
 - 10 それでは、次の「オリエンテーション」のコーナーにお進みください。
- ◎ ボランティアバスで来所されている場合は、団体受付、オリエンテーション、マッチングをバスの中で1人のスタッフが行う場合もある。

お車を提供できる方

ふせんし
付箋紙にご記入をお願いいたします

記入した付箋紙は、マッチングコーナー入口でスタッフにお渡しください

市内→ピンク色

クマモト タロウ
1人
軽トラック

市外→クリーム色

クマモト ハナコ
6人
ワゴン

① 氏名 (カタカナ)

*〇〇市(町村)内の方はピンク色、市(町村)外の方はクリーム色の付箋紙に記入

② あなた以外に何人乗れますか？

③ 車種の記入をお願いいたします。

(11) オリエンテーション班

役 割

オリエンテーション班は、災害VCでの活動に初めて参加するボランティアに対して、災害VCの目的や活動内容を紹介するとともに、活動上の注意事項を説明する役割を担う。

被災者のプライバシーの保護、被災者へ寄り添うことの大切さなど、ボランティアの心構えについても、しっかりと学ぶ福祉教育の場でもある。



基本姿勢

オリエンテーションを受けたボランティアが、しっかりと被災者に寄り添う気持ちを持っていただけるよう、大きな声で、わかりやすく、丁寧に笑顔で説明しましょう!!

ボランティアには、「来てくれてありがとう!」と感謝の気持ちを伝え、明るく笑顔で接しましょう!!

手 順

- 1 活動の流れリーフレット【様式11】を使用し、ボランティア受付から、オリエンテーション、マッチング、グルーピング、資材、車両、活動現場、活動報告までの一連の流れを説明する。
- 2 注意事項リーフレット【様式12】を使用し、活動上の留意事項や心構えを説明する。
- 3 被災者からの苦情などスタッフミーティング等でボランティアに伝達すべきと指示のあった事項を説明する。

注意事項・工夫する点

- ◇災害ボランティア活動に初めて参加する方も多く、緊張されている方が多い。説明前にアイスブレイクを入れるなどして、緊張や雰囲気を和らげ、笑顔あふれる場づくりに心がける。
- ◇マッチング班では、1グループを10~15名でグルーピングするケースが多いことから、平日は20~30名毎に説明を行う。
- ◇休日は、ボランティアが大勢集まるため、収容人員の大きな会議室等のスペースを確保し、大人数で説明できるよう準備する。
- ◇説明時間は、10分程度で終了するよう心がける。
- ◇休日などボランティアが大勢来所する日は、マッチングコーナーにボランティアが滞留しやすい。このため、オリエンテーションの時間を長くするなどして、マッチングコーナーにボランティアの行列ができないよう配慮する。
- ◇災害VC内の混雑を避けるため、ボランティアバスなどで来所する団体は、バス内でオリエンテーションを行うなどの工夫を行う。

- ◇2回目以降参加するボランティアには、原則としてオリエンテーションを行わないため、新たな注意事項はマッチング班で説明する。
- ◇オリエンテーション班とマッチング班が同一会場になる場合は、双方の声が聴き取りづらくなるため、パーティーションで仕切るなどの防音対策を講じる。
- ◇ホワイトボードや黒板を利用して、主要な注意事項を表示し、説明すると効果的である。また、活動の流れリーフレットを拡大して掲示し、説明するなどの工夫も行う。
- ◇動画配信により、事前にオリエンテーション動画を見ていただくなど工夫し、ローカルルールのみを説明するなど、簡略化することも検討を行う。

【参考】災害支援サイボウズ 災害VCオリエンテーション動画

【事前の準備】 https://youtu.be/BM28_9rL80

【活動の心得】 https://youtu.be/6Q_x5tPhzgA

準備品

No.	資 機 材 名
1	【様式11】活動の流れリーフレット
2	【様式12】注意事項リーフレット
3	パーティーション
4	ホワイトボード(黒板)
5	メッセージボード
6	指示棒

発言例

災害VC内の流れを説明

- 1 おはようございます。本日は、ご参加・ご協力いただき、ありがとうございます。
- 2 この「オリエンテーション」のコーナーでは、災害ボランティアセンターの流れと災害ボランティア活動を行ううえでの注意事項をご説明します。ケガや事故を未然に防止する重要な事項もありますので、よく聞いてください。
- 3 (センター内が混み合っている場合)
 また、本日は(休日で)たくさんのボランティアさんにお越しいただいているため、大変混み合っています。当センターのボランティアスタッフも増員して対応させていただいていますが、それでも、活動現場に行くまでの待ち時間が長くなったり、作業時間が少ししかなかったりする場合があります。
 それでも「待ち時間が長い!」と怒らないでください。
 それは、たくさんのボランティアさんが参加しているということなので、被災者や被災地にとっては、とても嬉しいことなのです。
 「待つこともボランティア活動」です。最後まで笑顔で参加いただきますよう、ご協力をお願いします。

オリエンテーション班





- 4 まず、災害ボランティアセンターの流れについて説明します。
(ホワイトボードや黒板に掲示した活動の流れリーフレットの拡大図を示しながら説明する。)
- 5 このオリエンテーション終了後は、「マッチング」のコーナーに移動していただきます。
- 6 「マッチング」のコーナーでは、スタッフが被災者のご依頼内容(ニーズ)を順に紹介しますので、自分にできそうな活動があれば、手を挙げて「参加したい」と意思表示してください。
- 7 活動が決まったら、同じ活動現場に行くメンバーでグループを組みます。
(グルーピング)
- 8 グループができたら、リーダー決めを行い、スタッフがご依頼内容などの詳しい説明を行います。
- 9 グループへの説明が終わったら、グループで資材コーナーに進みます。
- 10 資材コーナーでは、スコップや土のう袋、一輪車など、作業に必要な資材を借りて、活動現場に向かっていただくことになります。
- 11 (送迎係を設置して、ワゴン車等による送迎を行う場合)
当センターでは、活動現場までワゴン車等で送迎を行っていますので、資材を受け取ったら、送迎係のスタッフが指定する車に乗り込みます。
- 12 現場で活動した後は、午後4時までに当センターに戻ってきていただき、借りた資材の返却チェックを受けて、リーダーさんは「マッチング」のコーナーで活動報告を、その他のメンバーの方には、借りた資材の洗浄と返却をしていただき、1日の活動が終了となります。
- 13 (送迎車両が不足している場合)
現在、当センターでは送迎車両が不足しています。大変申し訳ありませんが、活動現場までは、できる限り今日お集りの皆さんの車に相乗りして向かっていただきたいと思っております。お車の提供が可能な方は、ご協力をお願いいたします。ただし、お車での事故については、ボランティア保険の対象とはなりませんので、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

活動上の注意事項を説明

- 14 次に、注意事項をご説明します。お配りしました【様式12】の「活動上の注意」をご覧ください。
 - (1) 名前を記入した粘着テープは、利き腕の反対の腕に貼ってください。
災害ボランティアセンターから来たボランティアという証明となりますので、常につけておいてください。依頼先に着いたら「災害ボランティアセンターから来ました」と伝え、ご依頼者と作業内容の確認を行ってください。
 - (2) 次に、プライバシーの保護について説明します。
活動中に知り得た被災者やボランティア仲間の個人情報(個人が特定されるような情報)は、決して他の方に漏れることのないよう注意してください。
家族や友人などにも、個人が特定されるような内容を話すことのないよう、細心の注意を払ってください。
 - (3) グループのリーダーの指示に従い、団体で行動してください。
 - (4) 当センターを出発したら、途中で帰宅することのないよう、必ず全員で当センターに戻ってきてください。

無断で自宅に帰ると行方不明になったと思い、皆で捜索したり、警察に捜索をお願いしたケースもあります。

どうしても途中で帰らなければならない場合や、活動現場から直接帰らなければならない事情が発生した場合は、リーダーに報告し、当センターの了解を得て帰宅してください。

また、リーダーとはぐれた場合は、「活動上の注意」に書いてある災害ボランティアセンターへ連絡してください。当センターからリーダーに連絡し、グループへ合流するか、直接センターへ戻るかなどの指示を行います。

- (5) 被災者の方々は、精神的にも肉体的にも疲れておられます。ボランティアさんが来たら「一緒に作業を手伝わなくてはいけない」と思われがちです。

被災者の方には、「私たちボランティアが来ている時くらいは、どうか、ゆっくりなさってください」と声をかけるよう心がけてください。

- (6) また、ハリキリ過ぎたり、ハシャギ過ぎたりしてしまう方も見受けられます。被災者の立場に立った行動や言動をお願いします。

休憩時間は、被災者やグループのメンバーに自己紹介をしたり、ご自分のふるさとを紹介するなどの会話は大いにされてください。ただ、被災者の方に災害時の状況をお尋ねする行為は、ショックが残っていたり、トラウマになっていらっしゃる方もおられますので、ご遠慮ください。

- (7) ボランティアの皆さんにとっては、活動現場に落ちているものがガレキやゴミに見えるかもしれませんが、被災者の方にとっては、大切な思い出の品かもしれません。「捨てていいですか?」や「どうしましょうか?」ではなく、「洗って、とっておきましょうか?」と尋ねてください。

被災者へ「寄り添う」気持ちで接することを常に心がけてください。

- (8) 被災者宅での写真等の撮影は禁止しています。被災者の心情をお察しいただき、ご遠慮願います。

当センターには、一緒に活動したボランティアの方々と、センターの看板(のぼり)をバックに記念写真を撮影できるコーナーも設けています。

当センターに戻ったら、是非、本日ご参加の皆さんと携帯やデジカメで写真をお撮りください。

- (9) センターにご依頼の多い活動は、次の3つとなっています。

1つ目は、被災者宅の後片付けや、敷地内の汚泥の除去です。

2つ目は、避難所での食事のお世話や救援物資の配付などのお手伝い。

3つ目は、食料品や飲料、衣料、衛生用品などに分ける救援物資の仕分け作業となっています。

詳しくは、この後の「マッチング」のコーナーで紹介がありますので、参加したい活動がありましたら、積極的に手を挙げていただけたらと思います。

また、5日間以上の長期にわたりご参加いただける方の中で、私たちのようなセンタースタッフとして活動されたい方がいらっしゃいましたら、各コーナーのスタッフリーダーにお声かけください。

- (10) 活動現場で、身の危険を感じるような作業や、企業や事業所の営利行為、政治的・宗教的な活動のお手伝いの依頼があった場合は、お断りしてください。
- (11) 活動現場の隣家など近隣の方から活動の依頼があった場合は、安請け合いません。別なボランティアを紹介していただけます」とお伝えし、当センターの





電話番号を教えてください。今日の作業が終わらなくなったり、順番待ちをしている方が後回しになってしまうなど、苦情やトラブルの原因となる場合があるからです。

(12) 依頼者等からの活動に対する謝礼は、受け取らないでください。受け取ると、ボランティア活動として認められず、ボランティア活動保険の補償も受けられなくなります。ただし、お茶やジュースなどの差し入れについては、いただいても構いません。

(13) 本日、ボランティア活動保険に加入されていない方については、当センターで加入手続きをさせていただきます。ケガをしたり、物を壊したりした場合は、保険で補償される場合がありますので、当センターへご連絡ください。

また、保険の補償期間は、本年度末までとなっていますので、明日以降の活動や今回の活動以外のボランティア活動も補償の対象となりますので、ご承知おきください。

(14) 活動終了後は、当センターにお戻りください。作業が終わらない場合も、午後4時までには必ず当センターにお戻りください。

このため、道具を片付ける時間とセンターまでの所要時間を考慮して作業を終了してください。

作業が終了できなかった場合(継続が必要なケース)は、「明日以降もボランティアさんに入ってもらうよう災害ボランティアセンターに伝えておきます」とご依頼者に伝えて戻ってきてください。

(15) 絶対に無理はしないでください。

ボランティア活動ですので、できる範囲で、他のメンバーのペースに合わせるのではなく、自分のペースで作業を行ってください。

また、熱中症予防のため、十分な休憩と水分の補給をしてください。

困りごとが発生した時や体調を崩した時、ケガをした時は必ずリーダーに伝え、治療が必要な場合は、当センターにご連絡ください。

15 最後に、当センターには毎日多くのボランティアさんに来ていただいています。そのため、被災者からのご依頼とボランティアさんとの調整に時間がかかり、ボランティアさんからクレームがくることもございます。しかし、『待つこともボランティア』です。私どもスタッフも、できる限り早く活動に送り出せるよう努力しますので、ご協力をお願いします。

16 オリエンテーションは、以上です。

17 次は、「マッチング」のコーナーへお進みください。

(12) マッチング班

役 割

マッチング班は、被災者のニーズとボランティアを組み合わせる役割を担う。

スタッフは、ニーズ班が作成したニーズ票【様式6】を基に、被災者からの依頼内容と必要人員を紹介し、それに応えたいボランティアを募る。

ニーズ票は、スタッフが緊急性の高い順に1件ずつ紹介し、ボランティアは、参加したいと思う活動が紹介された際に、挙手により自らの参加の意思表示を行う。



基本姿勢

男性も女性も、若者も高齢者も、自分の体力や能力にあった活動に参加できるよう配慮し、大きな声で、わかりやすく、笑顔で説明しましょう!!

ボランティアには、「来てくれてありがとう!」と感謝の気持ちを伝え、明るく元気に接しましょう!!

手 順

- 1 マッチングコーナーの入り口で、車両提供可能者の付箋紙を回収する。
- 2 ニーズ班から受け取ったニーズ票と住宅地図(広域・詳細)から、活動場所、災害VCからの所要時間、作業内容、必要人員、提供が必要なボランティアの車両台数を確認する。
また、入り口で回収した車両提供可能者の付箋紙の中から、候補者の付箋紙をそのニーズ票が入ったクリアファイルに貼付する。
- 3 スタッフは、ニーズ票の主要事項を読みあげたあと、車両提供可能者の候補者がいる場合は候補者の名前を読みあげ、そのニーズの活動への参加と車出しの協力をお願いする。
車両提供可能者がいない(付箋紙がない)場合は、会場の中で車出しができる参加者から手挙げ方式で協力者を募り、乗車可能人数を聞き取る。
車両提供者が確定したら、相乗りで参加したいボランティアを手挙げ方式で募集し、必要人員に達した時点でマッチングを終了する。
- 4 マッチングを行ったスタッフは、ニーズ票を持ったまま活動の確定したボランティアを引率して、グルーピングのコーナーに移動する。
- 5 次のマッチングスタッフが、次のニーズ票を基にマッチングを再開する。

注意事項・工夫する点

◇被災者のプライバシーを保護するため、ニーズ票の内容を紹介する際には、被災者の氏名・性別・年齢などの個人情報公表せず、①活動場所、②活動場所への移動手段と移動時間、③主な依頼(作業)内容2~3項目、④必要人員を大



- きな声と笑顔で紹介する。
- ◇ボランティアが「活動に参加したい」という気持ちが高揚する(モチベーションが高まる)ような説明を心がける。
 - ◇マッチング班とオリエンテーション班が同じ会場(スペース)になる場合は、双方の声が重なって聞き取りづらいため、パーテーション等で仕切るなどの防音対策を施す。
 - ◇マッチングの際には、メンバーが土地勘のない地域外のボランティアのみにならないよう、被災地の地理に詳しい地域のボランティアを組み合わせるよう配慮する。
特に、車両提供者のうち1名は、地理に詳しい(土地勘のある)方を選ぶ。(カーナビ付きの車で来られている方でも可)
 - ◇軽トラックなどの災害VCの車両を貸し出す場合は、先に車の運転ができるボランティアを募集する。
 - ◇ボランティアの中には、力仕事が苦手な男性、後片付けや軽作業が苦手な女性もいることから、力仕事は男性、軽作業は女性という偏見や固定観念(ジェンダー(社会的性別))は、排除する(捨てる)。
「大型家電の運び出しのため、体力に自信のある方を募集します。希望者はいらっしゃいませんか?」「食器や衣類の後片付けと記念写真の洗浄のご依頼です。どなたでもできる軽作業です。参加されたい方はいらっしゃいませんか?」など、性による差別や区別のない発言をする。
ただし、被災者の肌着の整理、避難所でのトイレ介助など、男女別の募集が必要な依頼もあるので十分留意する。
 - ◇マッチングのコーナーは、災害VC内でも常にボランティアの滞留が考えられる場所であるため、1件のニーズをマッチングしたら直ちにグルーピングのコーナーに移動する。
 - ◇マッチングが1件終了するごとに長時間待たされている方がいないか確認し、待たされている方がいれば優先的に調整する。

発言例

- 1 (会場入り口で)
おはようございます。ご協力ありがとうございます。
ボランティア受付で、お車が提供できる方にお配りした付箋紙を記入されている方は、こちらに提出願います。
- 2 おはようございます。ご協力ありがとうございます。
私が、被災者の方からのご依頼内容をご紹介しますので、「参加したい」あるいは「なんとかやれそうだ」と思われたら、後ほど手を挙げて参加の意思表示をしてください。決して無理はしないでください。
「無理だな」、「いやだな」と思われた場合は、手を挙げずに次のご依頼の説明をお聞きください。
- 3 (ニーズ票記入例【様式6】のケースを別紙4「マッチング・シート」等を活用して説明)
(1) (活動場所)
熊本市中央区水前寺にお住まいの方からのご依頼です。

(2) (活動場所への移動手段と移動時間)

活動現場は、ここから東に5kmくらい離れたところにあるご自宅です。地図では、この辺りになります。(掲示された大地図で場所を指す。)車で5分ぐらいの場所なのですが、途中の道路が冠水して迂回する必要がありますので、片道10分ぐらいかかります。

(3) (主な依頼内容・作業内容、作業時間)

主な依頼内容は、床上浸水に伴う床下の汚泥の除去、大型家電の運び出し、地震に伴う室内の後片付けや衣類の整理、庭や家周りの汚泥の除去も希望されています。

作業は、全日(午前中いっぱい)かかる内容になっています。

(4) (必要人員)

人員は15名必要です。汚泥の除去や大型家電の運び出しがあるため、体力に自信のある方をお願いしたいと思います。また、女性の肌着類の整理があるため、15名のうち2名は女性の方をお願いしたいと思います。

4 本日は、当センターの送迎車両が不足しているため、大変申し訳ありませんが、活動現場までは今日お越しの皆さんの車に作業道具を載せて、相乗りして向かっていただきたいと思います。道具を載せたり、汚れて帰ってくるので車内が汚れますが、多くの皆さんのご協力をお願いします。

5 では、まずは、車の提供が可能な方(車出しができる方)の中で、体力や腕力に自信のある方を募集します。

(ボランティア受付で記入した車両提供可能者の付箋紙を確認しながら)

受付で車出しができると付箋紙に記入いただいた、市内のAさんと市外からお越しのBさんに参加をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか？

(「はい」と手が挙がる。)

AさんとBさんは、今日一緒に来られた方はいらっしゃいますか？

(Aさんは友人と2名で、Bさんは知人3名で来た)と回答)

お連れの方も含めて、一緒に参加していただいてもよろしいですか？

(「はい」と回答。)

AさんとBさんたち5名は、前の方に(コチラに)お越しください。

AさんとBさんの車は、お連れの方を除いてあと何名乗れますか？

道具を載せるスペースも必要となるため、それ以外の空いているスペースに乗れる人数を教えてください。

(Aさんはあと3名、Bさんはあと4名乗れる)と回答)

あと1台車が足りません。他に車出しができる方はいらっしゃいませんか？

(数人の手が挙がる。)

あなた(Cさん)には、お連れの方がいらっしゃいますか？

(Cさんは1名で来たため、あと2名乗れる)と回答)

では、Cさんに車出しをお願いしたいと思いますので、前の方にお越しください。

6 次に、肌着の整理と室内の後片付けをしていただける女性2名を募集します。どなたかいらっしゃいませんか？

(友人と2名で来た女性が手を挙げています。)

あなた方、お2人をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。前の方にお進みください。





- 7 それでは、残りの7名の方を募集します。力仕事に自信のある方、どなたかいらっしゃいませんか？
(数名手が挙がり、市内から来た3人組と市外の4人組を指名する。)
では、皆さん方7名にお願いします。前の方にお越してください。
- 8 では、前に集まっていたいただいた15名の皆さんは、私と一緒に次の「グループピニング」のコーナーに進んでいただきます。ご協力ありがとうございました。
次のニーズは、別のスタッフがマッチングを行いますので、しばらくお待ちください。外でお待ちの方は、中にお入りください。

準備品

No.	資 機 材 名
1	【様式6】 ニーズ票(原本・写し)
2	【様式8】 グループ名簿
3	【様式9】 ボランティア紹介リーフレット
4	別紙4「マッチング・シート」
5	車両提供付箋紙(記入済み)
6	住宅地図(広域と詳細)
7	活動場所を説明する際の大地図
8	ホワイトボード(地図が掲示できるもの)
9	クリアファイル
10	用箋バサミ(クリップボード)
11	パーテーション
12	指示棒

No.	1
依頼	被災者
場所	〇〇区
移動	車で10分
内容	<p>床下と庭の 汚泥除去 大型家電の運び出し 室内清掃 衣類の整理</p>
作業	終日
人員	15人

(13) グルーピング班

役 割

グルーピング班は、マッチング班でニーズ票【様式6】に基づいて集められたボランティアをグループ分け(グルーピング)する役割を担う。

リーダーとサブリーダーの選任、依頼内容の詳細説明、グループ活動(行動)における留意点、活動現場までの移動経路(ルート)案内などを行う。



基本姿勢

今日のメンバーで行動できるのは1日限り!!一人でも多くの方と友達になれるよう仲間づくりを推進しましょう!!

リーダーがリーダーシップを発揮するためには、他のメンバーの協力や支援が必要であることをしっかりと伝えましょう!!

リーダーには、困ったときや辛いときは、いつでも助けてくれる仲間がいることを笑顔で伝えましょう!!

ボランティアには、「来てくれてありがとう!」と感謝の気持ちを持って、明るく元気に接しましょう!!

手 順

- 1 メンバーの中からリーダー1名と、使用する車の台数に応じてサブリーダー若干名を選任する。
- 2 リーダー、サブリーダー、メンバーの順でグループ名簿【様式8】に必要事項を記入させる。(携帯電話番号は、リーダー、サブリーダーのみ記入)
- 3 作成されたグループ名簿をコピーする。
- 4 選任されたリーダーに、①ニーズ票の写し、②広域と詳細の住宅地図、③グループ名簿の写し、④ボランティア紹介リーフレット「依頼者の皆様へ」【様式9】の4点が入ったクリアファイルを用箋バサミ(クリップボード)に挟んで渡す。
- 5 ニーズ票と住宅地図を用いて、被災者の氏名や連絡先、活動場所、依頼内容、世帯状況、活動場所の危険度合、ライフラインの状況、駐車可否、トイレの有無、必要資材について説明する。
- 6 ボランティア紹介リーフレット「依頼者の皆様へ」は、活動現場到着後にリーダーから依頼者へ手渡すよう指示する。
- 7 リーダーには、「グループ名簿」の「各リーダーさんへ」の注意事項を読みあげながら説明する。
- 8 リーダーに渡したニーズ票の写しとグループ名簿の写し、住宅地図は、被災者やメンバーの個人情報に記載されていることから、帰所して活動報告する際に返却が必要であることを伝え、紛失しないよう注意を促す。

- 9 グループのモチベーション(意識)やモラル(士気)、団結力(チームワーク)が高まるように、メンバーで円陣を組むなどして、リーダーの音頭で「フアイト!オー!」などの掛け声をあげてもらおう。
- 10 グルーピング班の出口付近にカウンターを設けて、スポーツドリンクや水などの飲料、塩アメ、マスク、軍手、ゴム手袋等のボランティア用支援品を渡す。
- 11 また、グルーピング班の出口付近に案内コーナーを設けて、大地図を掲示し、地域のボランティアスタッフ等が活動現場までの道順や所要時間、道路の危険箇所などのルート案内を行う。
- 12 誘導後は、マッチング業務確認票【様式13】に必要事項を記入する。
- 13 グループ名簿の原本とニーズ票の原本をニーズ班に返却し、用箋バサミ(クリップボード)はマッチング班に返却する。

注意事項・工夫する点

- ◇1件のニーズ票に対して1名のスタッフがマッチングとグルーピングを担当することにより、ボランティアの滞留が減少し効率的な運営が可能となる。
- ◇リーダーとサブリーダーは、移動中も携帯電話で緊急連絡が送受できるよう、車の運転者(車両提供者)以外のメンバーから選任する。
- ◇活動現場に向かう車が1台の時は、サブリーダーを1名選任する。
車が2台以上の時は、リーダーが乗車しない車にサブリーダーを1名ずつ配置し、はぐれた時や悪天候、余震の発生などの緊急時に、リーダーと相互に連絡を取り合えるよう、出発前までに相互の携帯電話番号を交換させておく。
- ◇リーダーとサブリーダーを選任する際は、リーダー経験者や活動経験者に手を挙げてもらい、率先して担ってもらおう。
- ◇リーダーは、グループメンバーの安全管理や災害V Cとの連絡調整の役割を担っていることをメンバー全員に十分理解させる。
- ◇リーダーへ注意事項を説明する際には、他のメンバーにも関わる重要な事項であるため、全員で聞くように促す。
- ◇グループ名簿をコピーしている間に、活動現場までのルート案内を行うなど臨機応変に時間短縮を図る。
- ◇メンバーに被災地の地理に詳しいボランティアがいる場合は、先頭車両に乗ってもらい、活動現場までのルート案内の時間を短縮するなどの工夫を図る。
- ◇マッチング班とグルーピング班は、個人情報を取り扱うセクションであることから、活動現場までの道順説明などの一部の業務を除き、社協職員のスタッフを配置する。

発言例

- 1 では、こちらの場所にお集まりください。積極的に手を挙げてご参加いただき、ありがとうございました。
- 2 皆さんは、ここからは1つのチームとなって、同じ活動現場に向かっていただきます。このため、まず初めに、皆さんの中から、リーダーさん1名とサブリーダーさん〇名(サブリーダーの人数=車の台数-リーダー数)を決めさせていただきます。

グルーピング班





- 3 リーダーさんやサブリーダーさんの携帯電話には、車の移動中にも当センターから緊急連絡の電話をかける場合があります。そのため、活動現場までお車を出していただく方や当センターの車を運転される方は、リーダーやサブリーダーにはなれませんので、私の隣に(こちらに)並んでください。
- 4 それでは、運転されない方の中で過去にリーダーをされたことのある方や、グループや団体で参加されている方のリーダーさんがいらっしゃったら手を挙げていただけますか？
(手が挙がらない場合)
では、今回が2回目以上の参加で、リーダーをしてもいいという方は、手を挙げてもらえますか？
では、あなたに(〇〇さんに)リーダーをお願いします。
皆さん、リーダーの〇〇さんです。拍手をお願いします。
スムーズな活動ができるよう、皆さんのご協力をお願いします。
- 5 次に、乗車する車の班分けを行います。
運転される方は、自分以外の乗車できる人数を手の指で示してください。
*人数に合わせてメンバーを振り分ける。
- 6 次にサブリーダーさんを決めさせていただきます。
リーダーさんが乗る車以外のそれぞれの車に、運転されない方の中からサブリーダーを各1名決めてください。
- 7 ご協力ありがとうございます。サブリーダーの〇〇さんと〇〇さんです。
よろしくをお願いします。リーダーさんの車とはぐれた時にリーダーさんと連絡を取り合ったり、リーダーさんの携帯が繋がらない時に当センターからサブリーダーさんに緊急連絡をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。
- 8 では、今からグループ名簿にメンバー皆さんの氏名を記入させていただきます。
緊急時の連絡のために、リーダーさんとサブリーダーさんには携帯電話の番号の記入をお願いします。リーダーさん、サブリーダーさん、その他のメンバーさんの順で用紙を回して記入してください。
- 9 (メンバー全員の記入が終わったら、グループ名簿のコピーをとり、発言する。)
それでは、リーダーさんに資料をお渡しします。
*①ニーズ票の写し、②広域と詳細の住宅地図、③グループ名簿の写し、
④ボランティア紹介リーフレット「依頼者の皆様へ」の4点を渡す。
- 10 ニーズ票やグループ名簿、住宅地図には、依頼者やメンバーの個人情報が掲載されていますので、作業終了後は、すべて当センターに返却させていただきます。紛失することのないよう、取り扱いには十分注意してください。
- 11 それでは、皆さんが参加される活動の詳細について説明いたします。
*ニーズ票と住宅地図を用いて、被災者の氏名、活動場所、場所が見つからないときの依頼者の連絡先、詳細な依頼内容、世帯状況、活動場所の危険度合、ライフラインの状況、駐車可否、トイレの有無、必要資材について説明する。
- 12 活動内容等について、何かご質問はありませんか？
(質疑に応答する。)

- 13 次に、活動上の注意事項について説明します。「オリエンテーション」のコーナーでも聞かれている内容もありますが、被災者の方からの苦情など重要な内容ですので、再度説明をさせていただきます。
- 14 被災されている方々は、心身ともに疲れていらっしゃると思いますので、寄り添う気持ちで活動してください。特に、活動現場での記念写真の撮影は、被災者のお気持ちをお察しすれば、絶対にあってはならない行為です。禁止していますので、ご注意願います。
- 15 また、依頼者の方々は、毎日のように片付けをされたり、避難所で眠れない日々を過ごされている方もおられますので、「私たちが来ている時くらいは、ゆっくり休んでください」と声をかけるなど、少しでも休んでもらうような配慮をお願いします。
- 取っておく物が捨てていい物かの判断をお願いする際にも、椅子に腰かけていただくなどの心遣いをお願いします。
- 16 汚泥で真っ黒になった衣類やボロボロになった家具も、皆さんにとっては「ゴミ」や「ガレキ」に見えるかもしれませんが、被災者の方にとっては「思い出の品」であったり「記念の品」であったり、どれも大切な品物です。
- このため、取っておくべき物かどうかを、依頼者の方に必ず確認されるようお願いいたします。なお、その際は、「捨てていいですか？」、「どうしましょうか？」と尋ねるのではなく、「洗って、とっておきましょうか？」と声をかけ、被災者の方に寄り添う行動をお願いします。
- 17 スコップなど作業に必要と思われる道具をリーダーさんにお配りしたニーズ票にスタッフが記入しています。次の資材コーナーで貸し出していますので、調達して活動現場に向かってください。
- 18 依頼者の方に不審者と間違われぬよう、リーダーさんには「ボランティア紹介状」となるリーフレットをお渡ししています。活動現場に着いたら、リーダーさんが代表して依頼者に「災害ボランティアセンターから来ました」と挨拶し、そのリーフレットをお渡しください。その後、依頼者の方から依頼内容を確認して作業を始めてください。
- 19 作業途中でも、午後4時までに当センターに帰れなくなる時間が迫った時は、リーダーさんが依頼者に作業の終了を必ず報告して当センターに戻ってきてください。
- 20 戻る際は、メンバー全員が揃っているか、借りてきた資材がすべて揃っているかを確認してください。
- 21 体調が悪い方が出たり、物を壊したりといった事故が発生した場合は、すぐに当センターに連絡をしてください。
- 救護の処置や救急車の手配などの対応を行います。当センターの連絡先は、「オリエンテーション」のコーナーでお配りした注意事項の紙に記載しておりますので、ご確認ください。
- 22 当センターに戻ってきたら、リーダーは「マッチング」のコーナーで活動継続の有無や不足した資材などについて活動報告をしていただきますので、依頼者に継続の希望を確認し、希望される場合は希望日と必要人数、必要な資材の確認もお願いします。忘れないようにリーダーにお渡ししているニーズ票の写しに記入しても結構です。





- 23 リーダーが活動報告している間に、そのほかのメンバーで借りた資材を洗浄して返却していただきますので、最後までご協力をお願いします。
- 24 また、二次災害に遭わないよう、危険を感じた場合は、すぐに作業を中止して依頼者と共に全員安全な場所に避難するようお願いいたします。活動現場に到着した際に、避難場所は依頼者や近所の方にお聞きしてください。
- 25 最後に、小まめに(15分～20分おきに)休憩や水分補給を入れるなど、メンバーの体力や体調に合わせて作業を行ってください。
決して無理はしないでください。ボランティアさんは、皆さん以外にもたくさん駆け付けてくれます。作業途中であっても次のボランティアに上手に引き継ぐことを考えながら、決められた時間の中で作業を終了してください。
- 26 (現地調査を行っていないケースの場合は、次の発言を加えること)
今回は、皆さんは先遣隊として活動に入っていただきますので、活動現場に到着して危険な作業だったり、資材や人員が不足した場合は、すぐに当センターに連絡してください。
- 27 連絡事項は以上です。何か質問はありませんか？
- 28 それでは、グループのチームワークとモチベーションを高めるために、サッカーの試合前や野球のベンチ前のように円陣を組んで、リーダーさんの合図で元気の出る掛け声をお願いします。
(リーダー)「がまだすバイ！ファイトー！」 (メンバー)「オー！」
*掛け声やパフォーマンスは、リーダーに一任する。
- 29 おケガのないよう、頑張ってください。では、次の資材のコーナーにお進みください。

準備品

No.	資 機 材 名
1	【様式6】 ニーズ票(原本・写し)
2	【様式8】 グループ名簿
3	【様式9】 ボランティア紹介リーフレット
4	【様式13】 マッチング業務確認票
5	住宅地図(広域・詳細)
6	飲料水(水、スポーツドリンク)
7	塩アメ
8	マスク
9	軍手
10	ゴム手袋
11	広域大地図

(14) 資 材 班

役 割

資材班は、ボランティアが使用する資材の調達、貸出、洗浄、修理、保管などの管理業務を担う。

単にニーズ票【様式6】に記入された資材を貸し出すのではなく、その内容が活動内容や人員に見合っているかなども再度確認する。

また、必要に応じて、資材の使用方法的説明やボランティアの体格や体力に合った資材への変更を勧めるなどのボランティアへのアドバイス役を担う。

活動現場から資材が不足しているとの連絡を受けた場合は、必要な資材を揃え、車両班や追加ボランティアとして活動現場に向かうメンバーに資材の運搬を調整する。

資材返却の際は、すべての資材が返却されたかのチェックも行う。



基本姿勢

ボランティアには、「来てくれてありがとう！」と感謝の気持ちを持って、明るく元気に接し、気持ちよく活動に送り出しましょう!!

活動から帰ってきたボランティアに対しても、同様の気持ちを持って迎え入れましょう!!

手 順

貸出業務

- 1 グループリーダーが持っているニーズ票(継続の場合は活動報告書)を受け取り、記載された「依頼内容」と「必要資材」の種類・数量を確認する。
- 2 依頼内容を見て、資材数を増減させる必要があったり、資材の種類を増やす必要があれば、ニーズ票の「必要資材」の欄を修正し、ニーズ票をリーダーに返却する。
- 3 リーダーおよびメンバーに、保管庫からニーズ票を見ながら必要な資材を調達し、貸出資材をチェックする場所まで持ってくるよう指示する。
- 4 リーダーから資材が揃ったとの報告を受けたら、ニーズ票と照らし合わせながら資材の種類・数量を確認する。
- 5 資材の種類・数量に間違いがなければ、メンバーで車両に資材を積み込むよう促す。

なお、災害VCで送迎する場合は、資材を持たせ、車両班の場所に誘導する。



ボランティア活動中

- 1 活動中のボランティアグループから資材が不足しているとの連絡を受けた場合は、資材班で必要な資材を用意し、車両班のスタッフ、または、追加で同じ活動現場に入るボランティアに運搬を依頼する。
- 2 ボランティアが活動から帰ってくるまでに、救護班と連携し、活動に使用した資材の洗浄コーナーとトロ箱に水を張った靴底洗浄コーナー、雑巾やタオルに200~500倍に薄めたオスバン液をしみこませた消毒マットを準備する。

ボランティア活動終了後

- 1 ニーズ票を基に、グループが持ち帰った資材の種類・数量に間違いや破損がないか確認する。
- 2 用意してあるトロ箱で靴底を洗浄するよう、メンバー全員に伝える。靴底にこびりついた泥は、ブラシや棒、高圧洗浄機等できれいに落としてもらう。
- 3 リーダーだけを活動報告コーナー(マッチングコーナー)へ誘導し、残ったメンバーで資材を洗浄するよう促す。
- 4 資材洗浄が終わったグループから資材の返却を受け付け、破損がなかったかを確認する。
- 5 メンバーをボランティア活動の記念に写真撮影場所やメッセージコーナーに誘導する。

資材の管理

- 1 土のう袋、ビニール袋、消石灰、軍手、防塵マスク、タオル、雑巾、スポーツドリンク、塩アメなどの毎日大量に消費する消耗資材は、常に残量を確認し、総務班と連携して早めの注文を行い、在庫切れにならないよう特に留意する。
また、総務班に依頼し、ツイッター等で寄贈も呼びかけてもらう。ただし、リツイート(転載)により充足してから送られてくることのないよう、タイミングを見計って募集終了も確実に呼びかける。
- 2 資材管理台帳【様式14】で、災害VCで購入した資材や外部からの無償借用・寄贈等により新たに追加された資材の数を管理し、常に納入された資材の数を把握しておく。
- 3 荒天などにより早朝から活動中止となった時などを利用して、資材の在庫のチェックを行い、破損や紛失した資材数を把握する。

注意事項・工夫する点

資材貸出・返却時

- ◇スタッフが各グループの必要数の資材を揃える方法は、人手と時間がかかることから、活動現場に向かうボランティアグループのリーダーを中心にメンバー全員で揃えてもらい、最後にスタッフが資材数を確認する。
- ◇貸し出す資材は、ニーズ票に記載してあるとおりに貸し出すのではなく、スコップ大をスコップ小や什能に変更するなど、メンバーの体格や体力、腕力に合った使いやすい資材に変更して貸し出すなどの配慮を心がける。
- ◇てみ(手箕)、じゅうのう(什能)、じょれん(鋤簾)、レーキ、土のうバケツ、側溝ふた開け機などの品名や使用方法が分かりづらい資材については、質問があった際に説明できるように準備しておく。
- ◇活動現場に資材を置き忘れないよう、リーダーに伝える。

- ◇活動現場から帰着後は、「お帰りなさい!」「お疲れ様!」の声かけを忘れずに行う。
- ◇汚泥を災害VC内に持ち込まないように、泥落とし、洗浄、殺菌・消毒を促す。

資材の整理・管理

- ◇ボランティアに貸し出した資材数、返却時の資材数、それに基づいた在庫数を毎日記録していくと、手間と労力がかかり、ボランティアの出発や帰宅も遅くなるため、資材管理台帳により災害VCで新たに追加した資材数を加算していき、在庫数のみを把握しておく。ただし、高圧洗浄機、発電機などの高額な資材や数の少ない貴重な資材については、常に紛失や破損がないかを把握しておく。
- ◇外部機関や団体等から借用した資材については、後日返却する必要があるため、資材管理台帳で、借りた数量を把握しておく。
- ◇土のう袋、消石灰、ボランティア用ドリンクなどの消耗資材は、在庫切れのないよう小まめに数量を確認する。
- ◇資材置き場が屋外の場合は、盗難に遭わぬよう、資材返却後は資材をブルーシートで覆うか、施錠可能なテントやプレハブ物置で保管するなどの対策を講じる。

衛生管理

- ◇資材返却コーナーには、汚泥に含まれる雑菌やばい菌を災害VC内に持ち込まないように、トロ箱に水を張った靴底の泥落としコーナーと、雑巾やタオルに200倍~500倍に薄めたオスバン液をしみこませた消毒マットを必ず準備する。(オスバン液は救護班で保管)

設置場所

- ◇資材コーナーは、資材が洗浄できるスペースが必要になることから、水道が使用できる場所に配置する。

資材の確保

- ◇資材の入手先については、平時からルートを整備しておく。入手方法は、ホームセンター等からの購入、災害対策本部・青年会議所・企業などからの支援・寄贈、被災地外の社協・災害関係NPO法人等からの提供、ホームページやマスコミ等を活用しての募集などにより行う。
- ◇全国の社会福祉協議会やNPO団体などからの無償提供や貸与等の支援もあるため、災害VC設置の際に県災害VC(県社協)に相談する。

準備品

No.	資 機 材 名
1	【様式14】資材管理台帳
2	ロープ
3	ブルーシート
4	テント(スーパーハウス)
5	トロ箱
6	消毒マット(夏季は熱中症予防用の飲料水やおしぼり他も必要)



資 材 班



発言例

資材貸出時

- 1 おはようございます。ご協力ありがとうございます。
リーダーさんがお持ちのニーズ票をお預かりいたします。必要資材を確認いたしますので、少々お待ちください。
- 2 ニーズ票では、大きい角型のスコップが10本となっておりますが、腕力や体力にあまり自信がない方には、こちらの短いスコップか、この什能(じゅうのう)の方が使いやすいのでお勧めします。変更を希望される方は、いらっしゃいませんか？(変更希望者がいた場合は、ニーズ票を修正する。)
また、土のう詰めは、土のうマシンに、このように土のう袋を装着すれば、これまでのように2人組にならずに1人で詰めることができますので、10個追加しておきました。便利ですので活動現場で活用してみてください。
- 3 それでは、ニーズ票をお返しします。ニーズ票(活動報告書)に記載してある必要資材を確認して、リーダーさんをはじめ、メンバー全員で保管庫からこちらに持ってきてください。
- 4 資材が見つからない場合や使い方のわからない資材がありましたら、スタッフにお尋ねください。
- 5 すべての資材が揃ったら、スタッフにお声かけください。種類と数量に間違いがないか確認させていただきます。
- 6 (メンバーから資材が揃ったとの報告を受け、種類・数量を確認する。)
資材の確認が済みました。
今から皆さんは、この資材を車両に積み込み、活動現場に向かっていただきます。
(送迎する場合は、「この資材を持って、次の車両班に移動してください。」)
活動が終了し、当センターに戻ってきたら、まず、ここに(または、あの資材返却所に)借りた資材をすべてお返しください。
- 7 活動現場に資材を置き忘れてくる方もいますので、活動現場を出発する前に必ずリーダーさんが借りた資材の数を確認して、戻ってきてください。
- 8 活動現場で資材が不足する場合は、グループ名簿に記載してある当センターの電話番号に連絡してください。スタッフか追加のボランティアメンバーに資材を持たせるなどして活動現場にお届けします。
- 9 それでは、資材を車両に積み込み、活動現場に向かってください。
- 10 くれぐれもおケガのないようお気を付けください。お疲れ様です。
- 11 行ってらっしゃい！

資材返却時

- 1 お帰りなさい！お疲れ様でした！おケガはありませんでしたか？
- 2 それでは、資材の数を確認させていただきます。壊れたりした物はありませんか？それでは、リーダーさんがお持ちのニーズ票をお預かりいたします。
- 3 資材の確認が済みましたので、ニーズ票をお返しします。リーダーさんは、書類を持ったまま、あちらのコーナーで靴底の泥を落として、消毒マットで靴底を拭いて、「マッチング」のコーナーに移動してください。活動報告をお願いします。(リーダーを誘導する。)

残りのメンバーの方は、資材洗浄コーナーで資材と靴底の洗浄をお願いします。

洗浄が済みましたら、道具は全部、資材置き場に返却してください。

4 <資材洗浄後>

ありがとうございました。それでは資材置き場に資材を返却してください。資材の返却が終わりましたら解散となります。

5 お時間のある方は、是非、活動報告の終わったリーダーとメンバーの方々と、あちらの災害ボランティアセンターの横断幕の下で記念写真を撮ったり、〇〇のコーナーで被災地とボランティアへの応援メッセージボードへの書き込みもお願いします。（災害ボランティアセンターの看板が設置されている場所とメッセージボードの置いてある部屋を案内する。）

6 本日は、本当にお疲れ様でした！お気を付けてお帰りください！

ありがとうございました！（一礼して、手を振って別れる。）



資 材 班

必要な資機材の例 1 (地震災害編)

※JVOAD 技術系専門委員会(2022年5月作成)を一部改編

「地震災害での災害 VC(一日 100 人程度の活動を想定した場合)が用意する資機材」

※本表の全ての資機材が必要になるわけではなく、災害の規模や活動内容により使う頻度が少なくなるモノも含まれています。

	資機材名	数量	品番・大きさ／仕様	課題・注意点、その他
清掃・片付け	一輪車(ねこ車)	20	深型 3 才 ノーパンクタイヤ	ガラ(コンクリートブロックの破片など)を運搬する。浅型と深型があり、深型の方が水害時も活用できる。タイヤのパンク頻度が高く、修理が必要になるのでノーパンクタイヤを推奨
	角型スコップ	20	金像印 パイプ柄ショベル 角型	柄が木製は壊れやすく、ケガの恐れもあるため金属柄がおすすめ
	剣型スコップ	10	金象印 パイプ柄ショベル 丸形	柄が木製は壊れやすく、ケガの恐れもあるため金属柄がおすすめ
	レーキ	10	金象印ホームレーキ	農業用品。熊手タイプの方が扱いやすい
	ほうき	20	屋外用(樹脂)、屋内用 (シダなど)	柄の長いもの、短いものなど何種類かあると使いやすい。
	てみ	40	てみ(小)(大)	農業用品、地震の場合は破損することも多い
	ちりとり	40	金属製	地震は金属製を推奨
	土のう袋(白)	2000	共通規格／ガラ袋でも可	袋に入れる際に、分別をすること
	ペンチ	20	200mm サイズ程度	
家具等の解体	ハンマー (仮柱ハンマー)	20	ネオスチール小 スペリ止 付	木柄は破損する場合がありますので、金属もしくはファイバー柄がおすすめ。
	のこぎり(木材用) ※折りたたみ式	10	ゴムボーイ万能目 240	刃が折りたたためて収納できるものがよい。
	ブルーシート (屋根以外)	100	厚み#3000 サイズ 3.6m×5.4m	「#3000」などの番目は厚さを示す。小さいほど劣化が早く、屋外では紫外線の影響で穴が開くため、#3000 以上を推奨
	パール(クギ抜き用)	20	200mm 程度	ハンマーとセットで使用。保護具(手、目、頭)着用
	パール(上記以外)	20	300mm～900mm 程度	経験者の使用を推奨。保護具(手、目、頭)着用
ブロック塀	パール(大きなものを動かす)	5	900mm～1200mm	経験者の使用を推奨。保護具(手、目、頭)着用
	ボルトクリッパー	10	750mm サイズ	経験者の使用を推奨。保護具着用(手、目、頭)
	大ハンマー	5	ヘッドが 3.6 kgか 4.5 kg。 グラスファイバー柄	経験者の使用を推奨。一般的には木柄が多いが、折れた際にケガの可能性がある。保護具(手、目、頭)着用
運搬	軽ダンプ	2	AT 車 4WD ダンプ	ダンプ機能があると廃棄時に便利。
	軽トラック	5	AT 車 4WD	軽ダンプでも代用可。通常の軽トラの荷台は補強されていないため、養生をせずにコンクリートガラなどを積載すると荷台が損傷する(レンタカーの場合修理負担が発生する可能性がある)
	コンパネ(トラック荷台用)	10	厚さ 12mm	1 台につき 2 枚は左右のおおもり もう 2 枚で底面の養生(ダンプは不要)
	ロープ(トラック用)	5	トラック用(太さ 9mm 以上) で長さ 10m 以上	
屋根対応	ブルーシート(屋根用)	100	厚み#3000 サイズ 3.6m×5.4m	一般的なサイズは 3.6×5.4 だが、屋根に張る場合は大きい方(7.2×5.4 など)が重宝する(ただし、入手しづらい場合もある)屋根対応は専門の技術ボランティアの対応を推奨
	土のう袋(黒)	2000	UV 仕様	屋外では白い土のうは1ヶ月程度で劣化するため、耐紫外線の土のう袋を推奨
	ロープ(シート止め用)	10	マイカ線 10mm 幅	農業用品。土嚢袋の落下防止にも有効
	シート固定用テープ	120	エースクロス 011RQ(幅 70mm)	通販で購入可能
個人装備	ヘルメット	50	飛来物落下用	耐用年数があるので注意(古い物は NG)基本は持参を推奨。
	踏抜防止インソール	50	鉄板入り	サイズ各種あり持参を推奨するが予備で貸出のため
	防じんマスク	1000	使い捨て、規格 DS2 または N95、カップ型	呼吸弁付きが楽だが高価。推奨規格品が入手できない場合は DS1 など下位規格を使用。
	ゴーグル	50		
	グリップ手袋	300	ゴム引きのもの	軍手は不向き
	革手袋	300		軍手は不向き

※本表の数量および品目については、災害 VC 設置者の判断により選定していただくことを前提に、記載しています。

必要な資機材の例 2 (土砂災害・水害編)

※JVOAD 技術系専門委員会(2022年5月作成)を一部改編

「土砂災害・水害での災害 VC(一日 100 人程度の活動を想定した場合)が用意する資機材」

※本表の全ての資機材が必要になるわけではなく、災害の規模や活動内容により使う頻度が少なくなるモノも含まれています。

	資機材名	数量	品番・大きさ/仕様	課題・注意点、その他
土砂撤去・床下水抜き等	角型スコップ	40	金像印 パイプ柄	柄が木製は壊れやすく、ケガの恐れもあるため金属柄を推奨
	角型スコップ(小)	20	金属柄	
	剣型スコップ	40	金像印 パイプ柄	柄が木製は壊れやすく、ケガの恐れもあるため金属柄を推奨
	剣型スコップ(小)	20	金属柄	
	パール(釘抜以外)	20	900-1200mm	経験者の使用を推奨。保護具(手、目、頭)着用
	一輪車(ねこ車)	30	深型3才、ノーパンクタイヤ	深型を推奨
	土のう袋	2000	※近年、土砂運搬に土嚢は使わなくなっている	使用する際は片手で持てる程度の量を入れる(3分の1程度)
	土のうホルダー	60	たつーる	プラダンボールでの自作が多い
	移植ゴテ	40		農業用品。
	じょれん	40		農業用品。地域により呼称が異なる
	くわ	40	柄と刃が直角に近いもの	農業用品。畝用は不向き
	ちりとり	60	プラスチック製	
	てみ	60	てみ(小)(大)	農業用品、地震の場合は破損することも多い
	水中ポンプ	2	汚水用	周波数に指定があるため注意(東日本 50Hz、西日本 60Hz)
延長コード(20m)	5	防水用	差し込み部にキャップが付いている防水用を推奨	
家具等の解体	ハンマー(仮杵ハンマー)	20	ネオスチール 小 スペリ止付	木柄は破損する場合があるので、金属もしくはファイバー柄を推奨。
	のこぎり(木材用)	10	ゴムボーイ万能目 240	刃が折れたため収納できるものがよい。
	ゴミ袋(土嚢袋、ガラ袋も可)	1200	ガラス、割れ物は土嚢袋やガラ袋へ	
	パール(クギ抜き用)	20	200mm 程度	ハンマーとセットで使用。保護具(手、目、頭)着用
	パール(上記以外)	20	300mm~900mm 程度	経験者の使用を推奨。保護具(手、目、頭)着用
運搬	軽ダンプ	2	AT 車 4WD ダンプ	ダンプ機能があると廃棄時に便利
	軽トラック	5	AT 車 4WD	軽ダンプでも代用可。通常の軽トラの荷台は補強されていないため、養生をせずにコンクリートガラなどを積載すると荷台が損傷する(レンタカーの場合修理負担が発生する可能性がある)
	コンパネ(トラック荷台用)	10	厚さ 12mm	1台につき2枚は左右のあおり もう2枚で底面の養生(ダンプは不要)
	ロープ(トラック用)	5	トラック用(太さ9mm以上)で長さ10m以上のもの	
洗浄・清掃・消毒	手持ちのタワシ	40		
	洗車用ブラシ	40		
	デッキブラシ	40	柄の長さ120cm程度	
	ほうき	20	屋外用(樹脂)、屋内用(シダなど)	柄の長いもの、短いものなど何種類かあると使いやすい。
	竹ぼうき	20		
	水切りワイパー	20	床用水切り ドライワイパー 45	
	スポンジ(大型)	20	左官用を推奨(厚さ8cm程度)	
	バケツ	60	左官用もしくは金属製	
	高圧洗浄機	5	K2	水道直結タイプが初心者には扱い易い
	ホース(高圧洗浄機用)	5	耐水圧のもので口径12-14mm 長さ10m以上	
	延長コード(10m)	5	防水用	差し込み部にキャップが付いている防水用を推奨
	消毒薬	24	塩化ベンザルコニウム10%溶液(逆性せっけん)	指定倍数に希釈して使用。汚れや水分が残っていると効果はない。十分な洗浄+乾燥後に噴霧。保護具(手、目、口)着用
噴霧器	5	蓄圧式(手動)	次亜塩素酸ナトリウム水溶液は噴霧厳禁	

設備	左官用フネ	2	容量 80L 程度のもの	
	送風機	10	45cm 工場扇 OPF-45S	水がかかる場所では使用不可
個人 装 備	ヘルメット	50	飛来物落下用	耐用年数があるので注意(古い物は NG)基本は持参を推奨すること
	踏抜防止インソール	50	鉄板入り	サイズ各種あり持参を推奨するが予備で貸出のため
	防じんマスク	1000	DS2 または N95	
	軍手	300		
	ゴム手袋	300	耐油仕様が破れにくい	
	グリップ手袋	300		
	革手袋	300		

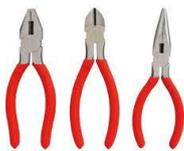
※本表の数量および品目については、災害 VC 設置者の判断により選定していただくことを前提に、記載しています。

災害ボランティア用活動備品一覧

※福岡県社会福祉協議会「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル（令和5年6月改訂）」より引用

No.	資機材名	写 真	活用法等説明
1	平(角)スコップ (大)		水害ボラなどでは剣スコより使用率が高いが、掘ったりするには不適
2	平(角)スコップ (小)		大小あれば用途により使い分けができる。床下の泥かきなどにも使用 軽いので扱いやすい。
3	剣スコップ (大)		土や水圧で倒された木々を掘ったりするのに平(角)スコより便利
4	剣スコップ (小)		大小あれば用途により使い分けができる。 軽いので扱いやすい。
5	十能 (じゅうのう)		床下の泥かきをはじめ、いろいろな使い道があり、あると大変便利
6	かき板		泥や土砂のかき寄せ作業に利用
7	鋤簾 (じょれん)		側溝の泥だし等に使用し、水を含んだ泥や土砂のすくい上げ作業に利用
8	丁能(バチ)クワ		固い土や根起こしに使用
9	三本クワ		固くなった泥を砕いたり、泥を掘り起こしたりするのに使用 平鍬と比べて泥離れがよい

No.	資機材名	写 真	活用法等説明
10	土のう袋(50単位)		必ず必要なもので、がれきや土砂を入れても破れない強度あり
11	土のう袋(UV)		センターテント等を固定する際等に使用 長期間配置に耐えられる土のう袋
12	土のうホルダー		底をくりぬいたバケツのような筒状のもの 土のう袋を持たずに土砂等を入れられる ので、ひとりでも作業ができる
13	移植ごて		狭い場所や少量の土砂撤去に使用
14	バケツ		洗浄時や泥水の汲み出しに使用
15	一輪車(平底)		固い土や重たい土、資機材の運搬にも使用
16	一輪車(深底)		水分の多く含んだやわらかい土やかさばる がれきなどに使用 通称「ネコ」
17	てみ(しょうけ)		泥やがれき、軽い土などをすくうのに使用
18	ちりとり		ごみや土砂の回収、泥かき等に使用
19	土間ほうき		家屋の清掃に使用

No.	資機材名	写 真	活用法等説明
20	熊手、松葉ぼうき		土砂やがれきの回収等に使用
21	レーキ		土砂やがれきの回収、整地等に使用
22	竹ぼうき		屋外の清掃に使用
23	ごみ袋		ごみの回収に使用
24	パール		床板めくりになくてはならない道具
25	ハンマー		釘を打ったり、固くなった泥や石を砕く場合等に使用
26	ペンチ		針金・鉄筋の切断、硬いものを掴む際等に使用
27	つるはし		固い土を掘るのに便利
28	デッキブラシ		床板の洗浄やコンクリートの洗浄など洗車ブラシとともに仕上げ作業に使用
29	水切りワイパー		水を切るのに大変便利で水害V活動には必需品 板の上やコンクリートの上に軽く乗っている土や砂もきれいにとれる。

No.	資機材名	写 真	活用法等説明
30	モップ		家屋の清掃、拭き掃除に使用
31	左官用ふね		資機材や長靴の洗浄に使用
32	高圧洗浄機		床板やコンクリート、ブロック塀等にこびりついた泥をはぎとるのに有効 資機材についた泥を落とすのにも便利
33	塩化ベンザルコニウム (逆性石けん)		戸外、戸外の壁、室内の汚水に浸かった床、壁、家財道具の消毒に使用 ※泥などを洗い流した後、雑巾などで水ぶきした後、消毒液を浸した布で拭く。拭き作業ができない場合は、噴霧器でぬれる程度に噴霧する。
34	噴霧器		塩化ベンザルコニウム(逆性石けん)消毒液の散布等に使用 ※床下の消毒用
35	ホースリール		蛇口から離れた場所での洗浄時に使用 高圧洗浄機と接続しての使用も有効
36	洗車ブラシ		泥の洗浄に使用
37	スポンジ		泥水の吸水に使用
38	ひしゃく		様々な用途に使用
39	水タンク		飲料水の給水用や手洗い用として使用

No.	資機材名	写 真	活用法等説明
40	クーラーボックス		給水用ペットボトル等の保冷用として使用 氷を保冷する場合は、大型クーラーボックスが便利
41	雑巾・タオル		様々な用途で使用(大量使用)
42	ヘルメット		地震災害の場合等、余震等による上部からの落下物から頭をまもるほか、高所作業時に使用
43	ブルーシート		床下作業時等の養生や屋根の応急補修等に使用
44	ロープ		物の固定等様々な用途で使用
45	アルミブリッジ		段差のある場所での一輪車等による土砂等の運び出しに使用
46	カラーコーン		ボランティアや車両誘導、立入り制限場所の表示として使用
47	懐中電灯		床下の状況確認や床下での泥だし作業時に使用
48	マスク		作業時の土ぼこり等の吸引防止用として使用
49	軍手		作業時の手の保護として使用

No.	資機材名	写 真	活用法等説明
50	ゴム手袋		水を使う作業や木片、ガラス等の撤去で使用
51	車両（軽トラ）		土砂やがれき、資機材の運搬 ダンプ機能があると廃棄時に便利
52	災害用テント		災害 VC センター運営用等
53	炊き出し鍋		炊き出し用鍋
54	拡声器（大）		災害 VC センター運営用等
55	発電機		災害 VC センター運営用等
56	電源コードリール		災害 VC センター運営用等
57	担架		救急搬送用
58	毛布		救護用等
59	ゼロポンプ		床下にたまった水や泥の排水に使用

No.	資機材名	写 真	活用法等説明
60	ダクトファン		床下の乾燥に使用
61	フレキシブルダクト		ダクトファンとセットで使用
62	サーキュレーター		床下の乾燥に使用
63	水分計（水量測量器）		床下や畳等の乾燥を確認する際に使用 畳や木材に差し込み、含水率を確認できる。
64	アルコール検知器		呼気中のアルコール成分を検知する際に使用

(15) 車 両 班

役 割

車両班は、ボランティアの中に車両提供者がいなかった場合や活動先での駐車場の確保が困難な場合は、災害VCで管理しているマイクロバスやワゴン車等を使用して、活動現場までボランティアを送迎する役割を担う。

また、送迎車両や作業用車両のレンタル、燃料チェックや保守点検などの管理、活動現場への資材の運搬も行う。

なお、車両班は、資材の運搬業務もあることから、資材班に併設して運営を行う。



基本姿勢

安全運転に細心の注意を払い、ボランティアには、「来てくれてありがとう！」「また来てくれてありがとう！」と感謝の気持ちを伝え、明るく元気に接し、笑顔で活動現場への送り出しとお迎えをしましょう!!

手 順

ボランティアの送迎

<往 路>

- 1 資材班で資材の調達を済ませたグループを集合させ、活動現場付近の乗降場所を巡回しながら送迎することを伝える。
- 2 リーダーが持っている①ニーズ票の写し【様式6】、②広域と詳細の住宅地図、③グループ名簿の写し【様式8】を基に、車両班スタッフ(ドライバー)の持っている住宅地図(広域・詳細)に次の事項を色分けして書き込む。
 - (1) 活動現場の位置
 - (2) 活動現場ごとのリーダーの氏名、携帯電話番号、ニーズ票No.
 - (3) 活動現場最寄りの乗降場所の位置
- 3 往路は災害VCから乗降場所が近い順で、復路は乗降場所が遠い順で巡回ルートをとる。また、復路の乗降場所での出発時刻は、帰所時刻の午後4時から所要時間を差し引きながら、災害VCに近い順に設定していく。
- 4 巡回ルートと各グループの帰路時刻が確定したら、車両班スタッフが持っている住宅地図(広域・詳細)に次の事項を色分けして書き込む。
 - (1) 巡回ルートの矢印
 - (2) 帰路時刻
- 5 出発時刻、帰路時刻、乗降場所、巡回ルートを各グループに伝える。

- 6 活動終了時は、各グループが午後4時までに帰所できるように迎えに行くため、各グループの活動現場から乗降場所への出発時刻を確認する。出発時刻に遅れないように活動を早めに切り上げ、後片付けを始めるよう伝える。
- 7 ドライバーとリーダーは、互いに携帯電話の番号を交換し、活動が予定よりも早く終了した場合は、リーダーがドライバーに連絡すれば、可能な限り迎えに行くことを伝える。
- 8 ボランティアに、トイレや飲料の確保等の出発準備を済ませ、発車時刻の5分前までに災害VC内の乗降場所に集合するよう伝える。
- 9 出発するまでの間、ドライバーの住宅地図に記載している2の(1)～(3)、4の(1)～(2)の事項を車両班の住宅地図に転記する。
- 10 ドライバーは、発車時刻の5分前に各リーダーに全員揃っているかの点呼をとり、送迎車両に資材を積み込んでもらい、活動現場の最寄りの乗降場所を巡回する。

<復路>

- 11 ドライバーは、予定時刻に各グループの乗降場所を巡回し、ボランティアを災害VCまで送迎する。
- 12 乗降場所にボランティアが見当たらない場合は、リーダーに連絡し、乗降時刻を調整する。
- 13 リーダーから、予定よりも早く活動が終了したとの連絡があった場合は、他のグループの帰路の予定時刻に変更が生じないかを確認し、ルート変更や単独送迎など、できる限り対応する。
- 14 災害VC到着後は、ボランティアを資材班に誘導する。
- 15 送迎終了後は、全車両の点検・整備と燃料の確認を行い、次の運行に備える。

資材の運搬

資材を運搬する応援隊のボランティアがマッチングできない場合は、車両班のスタッフで追加が必要な資材の運搬を行う。

- 1 ニーズ班ニーズ係から、活動現場への資材の搬送の連絡を受ける。
- 2 ニーズ班で追加資材の必要なグループのニーズ票の写し、追加資材のリスト、住宅地図(広域・詳細)、グループ名簿の写しを受け取り、資材班で資材を調達して、公用車で資材の運搬を行う。

注意事項・工夫する点

車両の確保

- ◇送迎する場合は、マイクロバス、ワゴン車(10人乗り・15人乗り)が必要になるため、次の機関・団体に協力を求める。
県災害VC、行政、社会福祉施設、近隣の市町村社協、応援協定締結社協、レンタカー会社、タクシー会社、JCなど
- ◇乗車定員11人以上の車両は大型免許が必要となることから、大型免許を有するスタッフを配置するとともに、緊急時のために同免許の保有者リストを作成しておく。
- ◇資材運搬やガレキ・大型ごみの搬送に便利な軽トラックは、多数確保する。
- ◇車両確保の目安(1日に20グループ、300名程度をマッチングする場合)
〔送迎用〕29人乗りマイクロバス1台、15人乗りワゴン車3台、10人乗りワゴン車2台



車両班



〔運搬用〕ワンボックス車5台、軽トラック5台

- ◇緊急時対応車両とニーズ調査用の車両は、送迎・運搬車両とは別にし、常時配備しておく（貸出厳禁）。

各方面行き巡回送迎バスの運行

- ◇被災地が散在している場合は、「1号車〇〇方面行き」「2号車××方面行き」など各方面ごとにグループを集合させて、巡回ルートを決めると送迎の効率が良くなる。

自動車保険

- ◇自動車による事故の中で、ボランティア自身のケガのみがボランティア活動保険の補償対象となり、対物・対人事故の損害賠償責任についての補償は対象とならない。このため、行政や企業等から送迎用車両の貸与を受ける場合は、当該車両が自動車保険に加入している車両に限って借用すること。なお、加入していても運転者が限定される保険もあるため留意する。

*原則として、無保険の車両は使用しない。

車両マグネット

- ◇車両にはマグネットテープ等を利用して「災害救援ボランティア活動中!」「災害ボランティアセンター救援車両」のプレートを貼付し、活動現場等で災害救援車両と認識できるように工夫する。

情報の共有

- ◇各グループの活動現場と乗降場所は、送迎するスタッフだけではなく、車両班全員で情報を共有する。
- ◇車両班の出入口や災害V Cの車両乗降場所等に「運行表」を掲示するなどして、ボランティアが送迎時間を間違わないように工夫する。

準備品

No.	資 機 材 名
1	住宅地図(広域・詳細)
2	広域大地図
3	大型免許保有者リスト
4	マイクロバス1台
5	15人乗りワゴン車3台
6	10人乗りワゴン車2台
7	ワンボックス車5台
8	軽トラック5台
9	車両貼付マグネット
10	自動車免許証

発言例

往路

- 1 資材班で資材を調達されたグループは、こちらへお集まりください。
* (各方面行き巡回送迎バスを運行する場合)
○○方面に行かれるグループは、こちらへお集まりください。(各方面の主な地名をプラカードやボードに表示しておくこと。方面がわからない方は、リーダーのニーズ票を見て誘導する。)
- 2 本日は、ご協力ありがとうございます。
皆さんを活動現場付近まで巡回しながら送迎いたします、ボランティアスタッフの○○と申します。よろしくお願います。
- 3 巡回ルートと帰りの出発時刻を決めますので、各グループのリーダーさんは、順番にニーズ票、グループ名簿、住宅地図のついたファイルを私にご提出ください。
* 各グループの活動現場を確認しながら、ドライバーの住宅地図に活動現場の位置、リーダーの氏名・携帯番号、ニーズ票No.を記入する。
- 4 それでは、リーダーさんにニーズ票、グループ名簿、住宅地図をお返しします。
- 5 (車両班の大地図やドライバーの住宅地図を見せながら)
ルートの中で、ここは道路が冠水しているため、迂回していくこととなります。
リーダーの○○さんのグループは約○分くらいで到着します。
○○さんのグループは約○分、○○さんのグループは○分くらいかかります。
- 6 このルートで活動現場の近くまで送迎しますので、リーダーさんはお手元の地図で、メンバーの方は正面の地図で乗り降りする場所をご確認ください。
- 7 活動終了後は、行きと逆のルートで(このルートで)お迎えに参りますので、車を降りた場所に集合してお待ちください。
- 8 午後4時までには、センターに戻れるように帰路時刻を設定していますので、特にリーダーさんは遅れないようご注意ください。
リーダーの○○さんのグループの帰路時刻は、○時○分をお願いします。
○○さんのグループは、○時○分出発です。
○○さんのグループは、○時○分出発です。
- 9 帰路時刻に遅れないように早めに作業を終了させ、後片付けを始めてください。
- 10 予定よりも早く作業が終了した場合は迎えに行きますので、リーダーさんは私にご連絡ください。後ほど、リーダーさんとは携帯電話の番号を交換させていただきます。
- 11 それでは、正面玄関横の駐車場に、○号車(車両ナンバー○○-○○、白のワゴン車)が停まっていますので、借りた資材を車に積んでください。
出発は○時○分としますので、その間に、トイレや飲料水等の確保をお済ませのうえ、発車時刻5分前に車のそばにお集まりください。



車両班

**復 路**

- 1 (各グループの集合場所で)
お疲れ様でした。センターまでお送りします。
できるだけ靴の泥を落としてご乗車ください。
- 2 (センター到着後)
お疲れ様でした。到着です。
借りられたすべての道具を持って、資材コーナーへ全員移動してください。
車内にお忘れ物のないようご注意ください。

(16) 活動報告班(マッチング班・グルーピング班)

役 割

活動報告班は、災害VCに戻ったリーダーから活動内容の報告を聴き取り、活動報告書【様式10】を完成させる役割を担う。

依頼内容が完了せず、翌日以降も活動の継続が必要なケース(ニーズ)においては、ここでのヒアリングによって作成される活動報告書が次回の活動の有益な情報となることから、できる限り多くの情報を的確に聴き取ることが求められる。

マッチング班のスタッフが活動前のマッチングやグルーピングで、リーダーと顔合わせしていることから、活動報告の聴き取りをスムーズに行えるため、マッチング班のスタッフが活動報告班のスタッフを兼務する。



基本姿勢

「今日は、本当に来てくれてありがとう!!」「本当にお疲れ様でした!!」という感謝の気持ちを持って接し、笑顔を決やさず対応しましょう!

手 順

- 1 リーダーに感謝の言葉をかけ、メンバー全員が災害VCに戻っているかを確認する。特に、ケガ人や事故がなかったかを確認する。
- 2 災害VCの車両を貸し出している場合、車のカギを返却してもらう。
- 3 活動報告書に沿って、次の事項を聴き取る。報告の結果、活動が継続の場合は(3)以下の事項も聴き取る。
 - (1) ケガ・事故の有無について
 - (2) 活動完了、継続について
 - (3) 次回の希望日時について
 - (4) 必要人員について
 - (5) 作業完了までに必要な日数について
 - (6) 作業内容について
 - (7) 必要な資材・車両について
- 4 活動報告書に聴き取った内容を記入し、完成させる。
- 5 リーダーが持っているニーズ票の写し【様式6】とグループ名簿の写し【様式8】、住宅地図(広域・詳細)を返却してもらう。
- 6 完成した活動報告書と、リーダーが持っていたニーズ票の写し・グループ名簿の写し・住宅地図をクリアファイルに入れて、ニーズ班へ渡す。

活動継続が必要なケースのクリアファイルは、ニーズ班で明日以降のマッチングのための調整作業が必要となるため、活動報告終了ボックスには保管せず、速やかにニーズ班へ渡す。
- 7 マッチング業務確認票【様式13】の「報告確認」欄に☑を入れる。



注意事項・工夫する点

- ◇活動報告書に沿って、記入漏れのないよう報告を受け付ける。
- ◇ボランティアの調整件数が多い日は、他の班からの応援体制を整えておく。
- ◇報告が済んでいないグループがあった場合、ニーズ班に連絡し、ニーズ班からグループリーダーに連絡をとってもらうよう依頼する。
- ◇活動報告書に記載してある資材(用具や道具)については、災害の種類によって異なるため、必要に応じて様式の追加・削除を行う。

準備品

No.	資 機 材 名
1	【様式10】活動報告書
2	【様式13】マッチング業務確認票
3	活動報告終了ボックス(完了・継続)

発言例

- 1 お帰りなさい！お疲れ様でした！
- 2 メンバーは、全員センターに戻られましたか？
- 3 では、こちらで活動報告をお願いします。
- 4 (活動報告書の記載項目に沿って、リーダーから活動状況を聴き取る。)
 - (1) ケガや事故はありませんでしたか？
 - (2) 明日以降も継続して活動が必要でしょうか？
 - 継続の場合は、5へ
 - 完了の場合は、10へ
- 5 次回の依頼者の希望日時を教えてください。
- 6 依頼者の方から聞かれている次回の作業内容を教えてください。
- 7 次回は、何人程度必要だと思いますか？
- 8 肌着の整理など女性だけで、あるいは男性だけで行わなければならない作業や依頼はありませんか？
- 9 次回の作業に必要なと思われる資材と数を教えてください。
- 10 最後に、特に気になることや気を付けることなど、引継事項はありませんか？
(被災状況や依頼者の状況、活動中の出来事や感想なども聴き取る。)
- 11 ありがとうございました。活動報告はこれで終了です。
グループのメンバーと合流されて、最後のお別れをしてください。
時間があれば、災害ボランティアセンターの横断幕の前で、みんなで記念写真を撮ったり、〇〇のコーナーに被災地とボランティアさんへの応援メッセージボードを置いていきますので、是非、熱いメッセージの書き込みをお願いします。
お疲れ様でした！お気を付けてお帰りください！
ご協力、本当にありがとうございました！（一礼、ハイタッチなどをして別れる。）

(17) 救 護 班

役 割

救護班は、ボランティアやスタッフの活動中や業務中のケガや事故、体調不良の訴えなどに対し、応急処置などの必要な初期対応を行い、医療機関へ繋ぐ役割を担う。

また、汚泥に含まれる雑菌やばい菌が災害VC内に持ち込まれないような衛生管理業務も担う。



基本姿勢

負傷者や体調不良者への対応は、迅速に的確に行いましょう!!

ボランティアが気持ちよく過ごせるよう、常に災害VC内の衛生管理に努めましょう!!

災害VC内でボランティアとすれ違う時は、「朝ごはん、しっかり食べてきたね?」「水分は十分取らんよ!」などと笑顔で声をかけましょう!!

顔色の悪いボランティアやスタッフを見かけたら、「大丈夫ですか?」など声をかけ、健康管理も推進しましょう!!

手 順

- 1 センター長と総務班長、救護班長の三者で協議し、負傷者や病人の搬送先となる救急指定の医療機関を選定する。医療機関には、災害VCの役割や機能について十分説明し、受け入れに対し理解を求めるなど、患者の受け入れについて協力体制を整えておく。(平時から協力を求めておくこと。)
- 2 搬送先と管内の医療機関については、一覧表にまとめ、救護班だけではなく、総務班、総合受付班、ニーズ班など緊急連絡が入る部署に配付し、壁等に掲示する。
- 3 ボランティア受付班と連携し、保健師、看護師、准看護師等の有資格者のボランティアを早期にローテーションで配置できるよう調整する。
- 4 現地で大きなケガや事故が発生した場合は、現地に看護師等のスタッフを派遣し、救護にあたる。
- 5 必要に応じて、医療機関等での処置、救急車での救急搬送の連絡・通報等の措置を行う。
- 6 救護班での対応は、あくまでも応急処置であり、処置後は必ず医療機関で診察を受けるよう指導する。
- 7 活動中の事故やケガで通院や入院した場合は、ボランティア活動保険の保険金が支払われる(補償の対象となる)ケースが多いことを負傷者に伝え、保険加入の手続きをした社協に問い合わせるよう指導する。なお、負傷者が災害VCで加入手続きをした場合は、保険金請求手続きの流れを説明する。



救護班

- 8 負傷者は傷病者対応一覧【様式15】に記録し、その都度、総務班に報告する。
- 9 災害V C出入口(主にボランティア受付コーナー、資材班の資材返却コーナー)には、汚泥に含まれる雑菌やばい菌が災害V C内に持ち込まれないように、トロ箱に水を張った靴底の泥落としコーナー(高圧洗浄機を置いて可)と、雑巾やタオルに200~500倍に薄めたオスバン液をしみこませた消毒マットを置き、防菌に努める。
オスバン液は救護班で保管し、トロ函の水や消毒マットは小まめに交換する。

準備品

No.	資 機 材 名
1	【様式15】傷病者対応一覧
2	簡易ベッド
3	担架
4	AED
5	血圧計
6	風邪薬
7	腹痛薬
8	目薬
9	体温計
10	テーピングテープ
11	傷薬
12	オスバン液
13	ガーゼ
14	包帯
15	三角巾
16	絆創膏
17	湿布

第5 実践に役立つ！

「市町村災害ボランティアセンター 運営マニュアル」(2 様式集)

【様式1】	ボランティア活動証明書	109
【様式2】	新規ボランティア受付票(個人用)	110
【様式3】	継続ボランティア受付票(個人用)	110
【様式4】	ボランティア受付票(団体用)	111
【様式5】	活動依頼促進リーフレット	112
【様式6】	ニーズ票	114
【様式7】	災害ボランティア活動参加同意書	118
【様式8】	グループ名簿	119
【様式9】	ボランティア紹介リーフレット	120
【様式10】	活動報告書	121
【様式11】	活動の流れリーフレット	123
【様式12】	注意事項リーフレット	124
【様式13】	マッチング業務確認票	126
【様式14】	資材管理台帳	127
【様式15】	傷病者対応一覧	128
【様式16】	運営マニュアル見直しの記録	129

ボランティア活動証明書

令和 年 月 日

住所 _____

名前 _____様

社会福祉法人 社会福祉協議会
災害ボランティアセンター ⑩

上記の者は、当センターが紹介・あっ旋したボランティア活動に、
下記のとおり参加したことを証明します。

記

1 災害名	
2 活動地域	
3 活動期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
4 活動内容	

- 注) 1 正式な活動証明書の発行を依頼されたときに発行します。
2 発行は、活動終了報告後とします。

【様式 2】

受付日時 月 日 時 分	受付者氏名	受付番号
-----------------	-------	------

新規ボランティア受付票（個人用）

フリガナ氏名	性別 男・女	生年月日 昭和・平成 年 月 日（ 歳）		一般
住所	〒 _____ - _____			
電話番号	緊急連絡先 ※自宅もしくは家族			
活動期間	1 本日のみ 2 長期可能 3 _____月 _____日 ~ _____月 _____日			
資格・特技	・医師 ・看護師 ・救急救命士 ・介護士 ・保育士 ・建築士 ・大工 ・整体師 ・配管技師 ・その他〔 〕			
ボランティア活動保険	加入済 ・ 本日加入 ←（注）未加入の方は、「本日加入」に○			
備考			* 未加入者の保険 加入手続処理済	加入プラン 天災 A

【様式 3】

受付日時 月 日 時 分	受付者氏名	受付番号
-----------------	-------	------

継続ボランティア受付票（個人用）

フリガナ氏名	性別 男・女	生年月日 昭和・平成 年 月 日（ 歳）		一般
初回受付日	年 月 日			
住所	・市内 ・県内 ・県外			
電話番号	緊急連絡先 ※自宅もしくは家族			
活動期間	1 本日のみ 2 長期可能 3 _____月 _____日 ~ _____月 _____日			
資格・特技	・医師 ・看護師 ・救急救命士 ・介護士 ・保育士 ・建築士 ・大工 ・整体師 ・配管技師 ・その他〔 〕			
備考				

受付日 年 月 日

ボランティア受付票 (団体用)

団体名 ()

団体住所 ()

電話番号 ()

No.	氏 名		性別	電 話	年 齢	ボランティア 活動保険 の 加入
				携帯電話(無い方は自宅) 上記以外の緊急連絡先		
1 代表者	一般 学生	男 女	男 女			加入済
						本日加入
2	一般 学生	男 女	男 女			加入済
						本日加入
3	一般 学生	男 女	男 女			加入済
						本日加入
4	一般 学生	男 女	男 女			加入済
						本日加入
5	一般 学生	男 女	男 女			加入済
						本日加入
6	一般 学生	男 女	男 女			加入済
						本日加入
7	一般 学生	男 女	男 女			加入済
						本日加入
8	一般 学生	男 女	男 女			加入済
						本日加入
9	一般 学生	男 女	男 女			加入済
						本日加入
10	一般 学生	男 女	男 女			加入済
						本日加入

〔事務処理欄〕

* 未加入者の保険 加入手続処理済	加入プラン	加入人員
	天災 A	人

家の片付けなど 私たちボランティアが お手伝いします！



災害ボランティアセンターにご連絡ください！

災害ボランティアセンターには、全国各地からたくさんのボランティアが駆け付けてくれます。

ボランティアへのご依頼はありませんか？

また、ご近所でお困りの方をご存知ではありませんか？

◆ボランティアの依頼方法

電話かファックスで災害ボランティアセンターへお申し込みください。

(ファックスの場合は、裏面の様式に必要事項を記入して送信してください。)

◆受付期間

月 日 () 時～当面14日間

◆受付時間

電 話 午前9時～午後4時

ファックス 24時間受付

◆お願い

ボランティアでは、対応できない内容もありますので、ご了承ください。

また、災害ボランティアセンターでは、片付けなどお手伝いいただけるボランティアも募集中です。ご協力をお願いします。

お手伝いできる内容
例) 住居の後片付け、
敷地内や住居内の
汚泥の除去など



災害ボランティアセンター

電 話 : — —

ファックス : — —

ファックス送信用紙

ファックス番号 - -
年 月 日 ()

フリガナ	
氏 名	
住 所	
電話番号	
携帯番号	
依頼内容	

* この用紙を受信後、災害ボランティアセンターから内容確認のお電話をいたします。

【様式6】(ニーズ票 表面)

緊急

ニ ー ズ 票

No.

--

受付日時	令和 年 月 日 曜日 時 分	現地調査	済	未
フリガナ	電話番号	(携帯)		
依頼者		(固定)		
フリガナ	性別	男・女	年齢	歳
対象者				
住所 (活動場所)				
電話番号	(携帯)	避難場所等		
	(固定)			
依頼内容	<input type="checkbox"/> 室内清掃(片づけ) <input type="checkbox"/> 家周り等の清掃 <input type="checkbox"/> 土砂除き <input type="checkbox"/> 粗大ごみの搬出・運搬 <input type="checkbox"/> その他()			
	○被災状況等			
世帯状況	<input type="checkbox"/> 一人暮らし高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 一般世帯 <input type="checkbox"/> その他()			
活動場所の被害状況	建物は	<input type="checkbox"/> 一戸建て(木造・鉄骨・鉄筋) <input type="checkbox"/> マンション・アパート		
	家全体は	<input type="checkbox"/> 傾いている <input type="checkbox"/> 傾いていない <input type="checkbox"/> その他()		
	壁は	<input type="checkbox"/> ヒビあり <input type="checkbox"/> 崩落 <input type="checkbox"/> 被害なし		
	屋根は	<input type="checkbox"/> 瓦が落ちた <input type="checkbox"/> ずれている <input type="checkbox"/> 被害なし <input type="checkbox"/> その他()		
	垣根は	<input type="checkbox"/> 崩れている <input type="checkbox"/> 崩れていない <input type="checkbox"/> その他()		
	隣家は	<input type="checkbox"/> 崩壊している <input type="checkbox"/> 傾いている <input type="checkbox"/> 被害なし <input type="checkbox"/> その他()		
	最寄道路は	<input type="checkbox"/> 自動車で通れる <input type="checkbox"/> 通れない <input type="checkbox"/> その他()		
	浸水状況は	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 浸水なし <input type="checkbox"/> その他()		
危険度合	<input type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低 <input type="checkbox"/> その他()			
ライフラインの状況	*使用可能なものをチェック *断水している場合は、給水所が近くにあるか要確認 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 電気			
駐車可否	<input type="checkbox"/> 可能(台数 台) <input type="checkbox"/> 不可能() <input type="checkbox"/> その他()			
トイレの有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> その他()			
希望日	<input type="checkbox"/> すぐに 月 日() 時頃～			
	<input type="checkbox"/> 第2希望 月 日() 時頃～			
必要人員	名 *特に必要な場合 (男 名・女 名)			
備考				

資 材 貸 出 票

依頼者で 準備できる資材	<input type="checkbox"/> 1 角スコップ 大 ()	<input type="checkbox"/> 6 土のう袋 ()
	<input type="checkbox"/> 2 角スコップ 小 ()	<input type="checkbox"/> 7 ブルーシート ()
	<input type="checkbox"/> 3 剣スコップ 大 ()	<input type="checkbox"/> 8 軽トラック (台)
	<input type="checkbox"/> 4 剣スコップ 小 ()	その他 <input type="checkbox"/> 9 ()
	<input type="checkbox"/> 5 一輪車 ()	
必要資材 (貸出資材) * ()内には 数量を記載	<input type="checkbox"/> 1 角スコップ 大 ()	<input type="checkbox"/> 19 ブルーシート ()
	<input type="checkbox"/> 2 角スコップ 小 ()	<input type="checkbox"/> 20 土のう袋 ()
	<input type="checkbox"/> 3 剣スコップ 大 ()	<input type="checkbox"/> 21 ポリタンク ()
	<input type="checkbox"/> 4 剣スコップ 小 ()	<input type="checkbox"/> 22 タオル ()
	<input type="checkbox"/> 5 つるはし ()	<input type="checkbox"/> 23 ゴミ袋 ()
	<input type="checkbox"/> 6 バール ()	<input type="checkbox"/> 24 雑 巾 ()
	<input type="checkbox"/> 7 じょれん ()	<input type="checkbox"/> 25 ハンマー ()
	<input type="checkbox"/> 8 一輪車 ()	<input type="checkbox"/> 26 て み ()
	<input type="checkbox"/> 9 じゅうのう ()	<input type="checkbox"/> 27 スーパー ()
	<input type="checkbox"/> 10 の こ ()	<input type="checkbox"/> 28 消石灰 ()
	<input type="checkbox"/> 11 土間ほうき ()	<input type="checkbox"/> 29 土のうマシン ()
	<input type="checkbox"/> 12 座敷ほうき ()	<input type="checkbox"/> 30 移植ゴテ ()
	<input type="checkbox"/> 13 竹ほうき ()	<input type="checkbox"/> 31 レーキ ()
	<input type="checkbox"/> 14 モップ ()	<input type="checkbox"/> 32 くま手 ()
	<input type="checkbox"/> 15 デッキブラシ ()	<input type="checkbox"/> 33 高圧洗浄機 ()
	<input type="checkbox"/> 16 ちりとり ()	<input type="checkbox"/> 34 側溝ふた開け ()
	<input type="checkbox"/> 17 バケツ ()	その他 <input type="checkbox"/> 35 ()
	<input type="checkbox"/> 18 ホース ()	
必要車両 (貸出車両)	<input type="checkbox"/> 1 軽トラック (台)	<input type="checkbox"/> 3 ワゴン車 (台)
	<input type="checkbox"/> 2 ライトバン (台)	<input type="checkbox"/> 4 その他 ()
返却確認	資 材	車 両
備 考		

【様式6】(ニーズ票 表面)

 緊急

ニ ー ズ 票

No.

受付日時	令和6年 4月 1日 水曜日 10時00分			現地調査	済	<input checked="" type="checkbox"/> 未
フリガナ	クマト ジロウ		電話番号	(携帯) 090-9876-5432		
依頼者	熊 本 次 郎 (息子)			(固定) 096-321-0123		
フリガナ	クマト タロウ		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男・女	年齢	76歳
対象者	熊 本 太 郎 (父)					
住 所 (活動場所)	熊本市中央区水前寺1丁目2-3-456 *センターから車で10分					東95
電話番号	(携帯) 携帯なし		避難場所等	熊本県総合福祉センター		H-6
	(固定) 096-345-6789			096-324-5454		
依頼内容	<input checked="" type="checkbox"/> 室内清掃(片づけ)		<input checked="" type="checkbox"/> 家周り等の清掃		<input checked="" type="checkbox"/> 土砂除き	
	<input checked="" type="checkbox"/> 粗大ごみの搬出・運搬		<input checked="" type="checkbox"/> その他(土のう置き場まで自宅から車で10分)			
	○被災状況等 ・1階の6畳2間の和室と6畳のフローリングのダイニングキッチンが床上浸水 ・家具は倒れ衣類や食器が散乱、冷蔵庫・洗濯機・テレビ等大型家電も要廃棄 ・庭、家の周りの側溝にも汚泥や流木が流れ込んでいる					
世帯状況	<input type="checkbox"/> 一人暮らし高齢者世帯		<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯		<input type="checkbox"/> 障がい者世帯	
	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯		<input type="checkbox"/> 一般世帯		<input checked="" type="checkbox"/> その他(生活困窮者世帯)	
活動場所の 被害状況	建物は	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て(<input checked="" type="checkbox"/> 木造・鉄骨・鉄筋)		<input type="checkbox"/> マンション・アパート		
	家全体は	<input type="checkbox"/> 傾いている		<input checked="" type="checkbox"/> 傾いていない		<input type="checkbox"/> その他()
	壁は	<input type="checkbox"/> ヒビあり		<input type="checkbox"/> 崩落		<input checked="" type="checkbox"/> 被害なし
	屋根は	<input type="checkbox"/> 瓦が落ちた		<input type="checkbox"/> ずれている		<input checked="" type="checkbox"/> 被害なし <input type="checkbox"/> その他()
	垣根は	<input type="checkbox"/> 崩れている		<input checked="" type="checkbox"/> 崩れていない		<input type="checkbox"/> その他()
	隣家は	<input type="checkbox"/> 崩壊している		<input type="checkbox"/> 傾いている		<input checked="" type="checkbox"/> 被害なし <input type="checkbox"/> その他()
	最寄道路は	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車で通れる		<input type="checkbox"/> 通れない		<input type="checkbox"/> その他()
	浸水状況は	<input checked="" type="checkbox"/> 床上浸水		<input type="checkbox"/> 床下浸水		<input type="checkbox"/> 浸水なし <input type="checkbox"/> その他()
危険度合	・ 高		・ 中		・ <input checked="" type="checkbox"/> 低 <input type="checkbox"/> その他()	
ライフライン の状況	*使用可能なものをチェック *断水している場合は、給水所が近くにあるか要確認 <input checked="" type="checkbox"/> 水道 <input checked="" type="checkbox"/> ガス <input checked="" type="checkbox"/> 電気					
駐車可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可能(台数 3 台) <input type="checkbox"/> 不可能() <input type="checkbox"/> その他()					
トイレの有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> その他(近所の公民館)					
希 望 日	<input checked="" type="checkbox"/> すぐに 4月 2日(木) 10時頃～					
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2希望 4月 3日(金) 10時頃～					
必要人員	合計15名 *特に必要な場合 (男 名・女 2名)					
備 考	*母の肌着類の整理があるので、女性2名の希望あり					

資 材 貸 出 票

依頼者で 準備できる資材	<input type="checkbox"/> 1 角スコップ 大 ()	<input type="checkbox"/> 6 土のう袋 ()
	<input type="checkbox"/> 2 角スコップ 小 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 7 ブルーシート (1)
	<input checked="" type="checkbox"/> 3 剣スコップ 大 (1)	<input type="checkbox"/> 8 軽トラック (台)
	<input type="checkbox"/> 4 剣スコップ 小 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 9 その他 (掃除機 1台)
	<input checked="" type="checkbox"/> 5 一輪車 (1)	
必要資材 (貸出資材) *()内には 数量を記載	<input checked="" type="checkbox"/> 1 角スコップ 大 (3)	<input checked="" type="checkbox"/> 19 ブルーシート (大2)
	<input checked="" type="checkbox"/> 2 角スコップ 小 (6)	<input checked="" type="checkbox"/> 20 土のう袋 (200)
	<input type="checkbox"/> 3 剣スコップ 大 ()	<input type="checkbox"/> 21 ポリタンク ()
	<input type="checkbox"/> 4 剣スコップ 小 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 22 タオル (4)
	<input type="checkbox"/> 5 つるはし ()	<input checked="" type="checkbox"/> 23 ゴミ袋 (大30)
	<input checked="" type="checkbox"/> 6 バール (3)	<input checked="" type="checkbox"/> 24 雑 巾 (10)
	<input checked="" type="checkbox"/> 7 じょれん (3)	<input checked="" type="checkbox"/> 25 ハンマー (1)
	<input checked="" type="checkbox"/> 8 一輪車 (2)	<input checked="" type="checkbox"/> 26 て み (7)
	<input checked="" type="checkbox"/> 9 じゅうのう (3)	<input checked="" type="checkbox"/> 27 スーパー (4)
	<input checked="" type="checkbox"/> 10 の こ (1)	<input type="checkbox"/> 28 消石灰 ()
	<input checked="" type="checkbox"/> 11 土間ほうき (1)	<input checked="" type="checkbox"/> 29 土のうマシン (6)
	<input checked="" type="checkbox"/> 12 座敷ほうき (1)	<input checked="" type="checkbox"/> 30 移植ゴテ (2)
	<input checked="" type="checkbox"/> 13 竹ほうき (2)	<input checked="" type="checkbox"/> 31 レーキ (1)
	<input checked="" type="checkbox"/> 14 モップ (3)	<input checked="" type="checkbox"/> 32 くま手 (2)
	<input checked="" type="checkbox"/> 15 デッキブラシ (4)	<input checked="" type="checkbox"/> 33 高圧洗浄機 (1)
	<input checked="" type="checkbox"/> 16 ちりとり (2)	<input checked="" type="checkbox"/> 34 側溝ふた開け (1)
	<input checked="" type="checkbox"/> 17 バケツ (2)	<input checked="" type="checkbox"/> 35 その他 (くぎ抜き1、トラロープ 長1)
	<input checked="" type="checkbox"/> 18 ホース (1)	
必要車両 (貸出車両)	<input checked="" type="checkbox"/> 1 軽トラック (1 台)	<input checked="" type="checkbox"/> 3 ワゴン車 (1 台)
	<input type="checkbox"/> 2 ライトバン (台)	<input type="checkbox"/> 4 その他 ()
返却確認	資 材	車 両
備 考		

災害ボランティア活動参加同意書

_____ 災害ボランティアセンター様

(_____ 社会福祉協議会様)

災害救援ボランティア活動への参加について下記のとおり同意します。

記

1 参加者

氏名 _____ 生年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 保護者(親権者)

氏名 _____ ⑩ 続柄 _____

※保護者本人の直筆で署名すること

住所 〒 _____ - _____

連絡先 _____ - _____ - _____

※携帯電話番号など常時連絡のとれる電話番号を記入

3 同意年月日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

災害ボランティア活動参加同意書

_____ 災害ボランティアセンター様

(_____ 社会福祉協議会様)

災害救援ボランティア活動への参加について下記のとおり同意します。

記

1 参加者

氏名 _____ 生年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 保護者(親権者)

氏名 _____ ⑩ 続柄 _____

※保護者本人の直筆で署名すること

住所 〒 _____ - _____

連絡先 _____ - _____ - _____

※携帯電話番号など常時連絡のとれる電話番号を記入

3 同意年月日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【様式8】(グループ名簿)

リーダーへの連絡	<input type="checkbox"/> 午前 時 分	<input type="checkbox"/> 午後 時 分
----------	---------------------------------	---------------------------------

グ ル ー プ 名 簿

ニーズ票No.

※貸出車両()

グループ()

活動日時： 年 月 日 時 分～ 対象者氏名()

No.	車	氏 名		No.	車	氏 名	
		※カタカナで記入				※カタカナで記入	
1	リーダー			11			
		携帯：		12			
2	サブリーダー			13			
		携帯：		14			
3				15			
4				16			
5				17			
6				18			
7				19			
8				20			
9				21			
10				合 計 名			

各 リ ー ダ ー さ ん へ

- 1 現地への到着が遅れる場合は、依頼者の方へ連絡をお願いします。
- 2 グループ全体の様子を見ながら活動してください。また、適宜休憩をとってください。
- 3 避難指示の報道があった場合は、活動を休止し、安全な場所へ逃げてください。
- 4 必ず携帯電話等を携帯してください。
- 5 活動を継続して行う必要がある場合は、依頼者から希望日・人数・必要な資材等の聞き取りをお願いします。
- 6 何かありましたら「災害ボランティアセンター」に連絡してください。
(ニーズ票の依頼内容と異なる活動の依頼を受けた場合や危険を伴うような活動など)
- 7 ケガ人が出たら、どんなに小さなケガでも、「災害ボランティアセンター」に連絡してください。

活動終了後、活動報告をしていただきますので、
午後4時までに必ず災害ボランティアセンターへお戻りください。

災害ボランティアセンター連絡先： - -

依頼者の皆様へ

私たちは 災害ボランティアセンター から来ました

ボランティアへの報酬は必要ありません。

ボランティア活動で気づいたことや活動の継続等が必要な場合は、その旨をボランティアグループのリーダーにお伝えください。

《ご理解いただきたいこと》

- 作業中に危険であると判断した場合の中断
- 作業終了時間の厳守

災害ボランティアセンターへの帰所時間 午後 4 時まで

* 依頼者宅から当センターまでの所要時間を考慮して作業を終了させていただきます。

- 小まめの休憩の取得

10分程度の休憩を1時間に2～3回

- トイレ借用のご協力
- お断りする作業

- ・ 営利目的の作業や政治・宗教的活動のお手伝い
- ・ 危険が伴う作業（例：高所作業、倒壊の恐れがある場所での作業など）



災害ボランティアセンター

住所：

電話： — —

【様式 10】 (活動報告書)

活 動 報 告 書

令和 年 月 日 ()

センター戻り 時 分

リーダー氏名 :

報告受付者 :

ケガ・事故	ケガ人(あり・なし) 事故(交通事故・物損事故・なし) ありの場合(氏名・ケガの状態) *ケガをした方は、手続きがあります。 ()
活動報告	<p>1 今日で活動は <input type="checkbox"/>完了 <input type="checkbox"/>継続 <input type="checkbox"/>その他()</p> <p>2 次回継続の場合 <input type="checkbox"/> 希望日時 月 日 曜日 時</p> <p><input type="checkbox"/> 作業内容 屋内・屋外</p>
本日の活動内容 進捗状況	<p>()</p>
気づいたこと	<p><input type="checkbox"/> 必要人員()人程度で(男 名・女 名、不問)</p> <p><input type="checkbox"/> その他(連絡事項など)</p> <p>()</p>

【様式 10】 (活動報告書)

次回継続の 場合の 必要な資材	□ 1 角スコップ 大 ()	□ 19 ブルーシート ()
	□ 2 角スコップ 小 ()	□ 20 土のう袋 ()
	□ 3 剣スコップ 大 ()	□ 21 ポリタンク ()
	□ 4 剣スコップ 小 ()	□ 22 タオル ()
	□ 5 つるはし ()	□ 23 ゴミ袋 ()
	□ 6 パール ()	□ 24 雑 巾 ()
	□ 7 じょれん ()	□ 25 ハンマー ()
	□ 8 一輪車 ()	□ 26 て み ()
	□ 9 じゅうのう ()	□ 27 スーパー ()
	□ 10 の こ ()	□ 28 消石灰 ()
	□ 11 土間ほうき ()	□ 29 土のうマシン ()
	□ 12 座敷ほうき ()	□ 30 移植ゴテ ()
	□ 13 竹ほうき ()	□ 31 レーキ ()
	□ 14 モップ ()	□ 32 くま手 ()
	□ 15 デッキブラシ ()	□ 33 高圧洗浄機 ()
	□ 16 ちりとり ()	□ 34 側溝ふた開け ()
	□ 17 バケツ ()	□ 35 その他 ()
	□ 18 ホース ()	
次回必要車両 (貸出車両)	□ 1 軽トラック (台)	□ 3 ワゴン車 (台)
	□ 2 ライトバン (台)	□ 4 その他()
返却確認	資 材	車 両
備 考		

『災害ボランティアセンターにおける活動の流れ』

① ニーズ受付



被災者からの依頼を受け付けます。必要に応じて、依頼促進のチラシ配付や現地調査を行います。

② ボランティア受付



受付票とボランティア活動保険加入カードへの記入、名札の作成を行います。

※ボランティアの募集地域を限定したり、インターネットによる事前登録制の受付を行うセンターが増えていますので、必ず、事前に被災地災害VOCのホームページやフェイスブック等をご確認ください。

③ オリエンテーション



被災者のプライバシーの保護や寄り添うことの大切さなど活動上の留意事項等の説明を受けます。

④ マッチング



被災者からの依頼内容の説明を聞き、参加したい活動に手を挙げ、活動先を選択します。

⑧ 活動報告



リーダーは活動状況と活動の有無をスタッフに報告します。活動継続が必要な場合は引継ぎ事項を伝えます。

⑦ 救援活動



「被災者に『寄り添う』という気持ちを大切にしながら、福祉救援活動を行います。

⑥ 資材の貸し出し・送迎



必要な資材等の貸し出しのチェックを受けます。必要に応じて作業用車両の貸し出しやボランティアの送迎も行われます。

⑤ グループینگ



グループをつくり、リーダーを決め、詳しい依頼内容の説明を受けます。

活動上の注意

活動の際には、依頼者の気持ちを尊重し、依頼者の立場に立った行動や言動を心がけてください。

1 名札について

名前を記入した色ガムテープは、利き腕の反対の腕に貼ってください。災害ボランティアセンターから来たボランティアだという身分証明となります。依頼先に着いたら「災害ボランティアセンターから来ました」と伝え、作業内容の確認をしてください。

2 プライバシーや個人情報の保護について

ボランティア活動中に知り得た被災者やボランティア仲間の個人情報は、決して他の方に漏れることがないように細心の注意を払ってください。

3 必ず団体行動をお願いします

どうしても、活動場所を離れる時は、リーダーに報告してください。また、リーダーとはぐれた時や問題が発生した場合は、リーダーの携帯電話に連絡するか、当センターにご連絡ください。

4 被災者へ寄り添う気持ちで接してください

被災者の中には、ボランティアの方と一緒に作業しなければならないと思う方もおられます。精神的にも肉体的にも疲れておられますので、被災者の方には「どうぞゆっくりなさってください。」と声をかけるよう心がけてください。特に、被災者の気持ちを考え、次の点に配慮願います。

- ① 思い出したくない「災害時の状況」については尋ねないでください。
- ② かなり汚れていたり、壊れていたりしている品物であっても、被災者の方にとっては「思い入れのある大切な品物」です。廃棄するかどうかを確認する際には、「洗ってとっておきましょうか？」と尋ねるよう心がけ、「捨てていいですか？」と尋ねないでください。
- ③ 被災家屋の前での集合写真の撮影や被災者との記念撮影は、絶対に行わないでください。

5 主な活動内容について

災害ボランティアセンターに寄せられる主なご依頼は、次の3つです。

- ① 被災者の住居の後片付け、敷地内や住居内の汚泥の除去
- ② 避難所でのお手伝い(食事のお世話、救援物資の配付など)
- ③ 救援物資の仕分け(衣料、飲料、食料品、衛生用品などに分ける作業)

また、長期間の活動が可能なボランティアさんには、センター運営のお手伝いをさせていただくこともあります。

6 断っていただく活動について

活動先で、企業の営利行為、政治的・宗教活動への手伝い、その他危険な作業の依頼があった場合は断ってください。また、活動現場の近隣の方からの活動の依頼があった場合は、「災害ボランティアセンターに直接お電話してご依頼してください。別のボランティアを紹介していただけます。」とお伝えしてください。判断に困った場合や断りにくい場合は、当センターへご連絡ください。

7 謝礼について

依頼者からの謝礼は、受け取らないでください。お茶やジュースくらいであれば、気持ちよくいただきます。

8 ボランティア活動保険について

皆さんは、ボランティア活動保険に加入しての活動となります。ケガをしたり、物を壊したりした場合は、保険で補償される場合もありますので、当センターへご連絡ください。

9 必ず午後4時までにはお戻りください

片付けの時間と当センターまでの所要時間を考慮して作業を終了してください。終了時間までに作業が終わらないと見込まれるときは、「明日以降もボランティアさんに入ってもらうよう災害ボランティアセンターに伝えておきます。」と伝えて、作業を終了してください。

10 絶対にムリはしないでください

熱中症予防のため、十分な休憩と水分の補給をしてください。困りごと(近隣の方から直接依頼を受けた等)や体調不良、ケガをした時は、必ずリーダーに伝え、治療が必要な場合は、当センターにご連絡ください。また、二次災害に遭わないよう、危険を感じた場合は、すぐに作業を中止して、依頼者と共に全員避難するようお願いします。

【連絡先】

◎現地での作業中に困りごとや問題が発生した場合や、ケガをした時などボランティア活動保険に係るお問い合わせ

→ 災害ボランティアセンター 【電話】 — —

『災害ボランティアセンターにおける活動の流れ』

①ニーズ受付



被災者からの依頼を受け付けます。必要に応じて、依頼促進のチラシ配布や現地調査を行います。

②ボランティア受付



受付票とボランティア活動保険加入カードへの記入、名札の作成を行います。

③オリエンテーション



被災者のプライバシーの保護や寄り添うことの大切さなど、活動上の留意事項等の説明を受けます。

⑦活動報告



リーダーは、活動状況と活動の継続が必要な場合は、次のボランティアへの引継事項をスタッフへ報告します。

④ニーズとのマッチングとグルーピング



被災者からの依頼内容の説明を聞き、参加したい活動に手を挙げて意思表示し、グループになります。リーダー決めも行います。

⑥救援活動



「被災者に『寄り添う』という気持ちを大切にしながら、福祉救援活動を行います。

⑤資材の貸出・送迎



必要な資材等の貸し出しのチェックを受けます。必要に応じてボランティアを送迎します。

マ ッ チ ン グ 業 務 確 認 票

（ 月 日）

No.	ニーズ 票 No.	依頼者	リーダー氏名 (団体名等)	リーダー 連絡先	活動 人数	車両貸出 (車番記入)	備 考 報告確認
							□報告終了
							□報告終了
							□報告終了
							□報告終了
							□報告終了
							□報告終了
							□報告終了
							□報告終了
							□報告終了
							□報告終了
							□報告終了
							□報告終了
							□報告終了
							□報告終了
							□報告終了
							□報告終了
							□報告終了
							□報告終了

【様式14】(資材管理台帳)

資 材 管 理 台 帳

入手区分 ⇒ A: 購入 B: 無償借用 C: リース・レンタル D: 寄贈 E: その他 ()

月 日	入手 区分	資材名	提供・購入先	入庫	在庫合計
備 考					

【様式15】（傷病者対応一覧）

傷 病 者 対 応 一 覧

フリガナ 氏 名	ボランティア 活動保険加入日	受付社協名	傷 病 者 受 付 日	対 応

【様式16】（運営マニュアル見直しの記録）

災害ボランティアセンター運営マニュアル見直しの記録

見直し年度	見直し期日	見直し結果
年度	月 日	<input type="checkbox"/> 一部修正 <input type="checkbox"/> 修正箇所なし
年度	月 日	<input type="checkbox"/> 一部修正 <input type="checkbox"/> 修正箇所なし
年度	月 日	<input type="checkbox"/> 一部修正 <input type="checkbox"/> 修正箇所なし
年度	月 日	<input type="checkbox"/> 一部修正 <input type="checkbox"/> 修正箇所なし
年度	月 日	<input type="checkbox"/> 一部修正 <input type="checkbox"/> 修正箇所なし

* 「見直し期日」には、災害ボランティアセンター設置訓練を実施した期日、又はマニュアルの見直しを行った期日を記入

〔参考〕

市町村災害ボランティアセンター

設置要綱例

〇〇町災害ボランティアセンター設置要綱(例)

(目的)

第1条 「〇〇町災害ボランティアセンター」(以下「センター」という。)は、大規模な地震や風水害等の発生後、〇〇町におけるボランティアの受入体制の確保を図り、ボランティアによる福祉救援活動が円滑かつ効果的に展開されることを目的として、社会福祉法人〇〇町社会福祉協議会(以下「町社協」という。)に設置する。

(センターの設置)

第2条 センターの設置は、町社協会長が決定する。

- 2 センターは町社協内に設置する。但し、同社協が被災し、機能を果たさない場合は、町に協力を要請するなどしてセンターの運営が可能な場所に設置する。
- 3 センターの運営及び事務は町社協が行う。

(本部体制と職務)

第3条 センターの本部体制と職務は次のとおりとする。

- (1) センター長は、町社協(常務理事・事務局長等の役職名を記入)がその任にあたり、センターを総括する。また、重要な事項については、町社協会長と協議のうえ、その任にあたる。
- (2) 副センター長は、町社協(事務局長・総務課長・地域福祉課長等の職名を記入)がその任にあたり、センター長を補佐し、センター長に事故ある場合にはその職務を代理する。

(センターの組織)

第4条 センターの組織については、別に定める「センター運営マニュアル」に基づいて班を組織する。

- 2 各班等に責任者を置く。

(市町村社協・県社協への支援要請)

第5条 センターは、必要に応じて、他の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会への職員派遣及び資材等の提供等を要請する。

(センターの運営方法)

第6条 センターの運営方法については、別に定める「センター運営マニュアル」に基づいて運営する。

(経費)

第7条 センターの運営に要する経費は、全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会の「福祉救援活動資金援助制度」及び共同募金会の「災害支援制度」、町補助金、町社協拠出金、寄付金等をもって充てる。

(センターの閉所)

第8条 センターは、所期の目的が達成されたとき閉所するものとし、その決定は町社協会長が行う。

附 則

この要綱は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。



〔参考〕 協定書例

〇〇ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定書（例）

（趣 旨）

第1条 この協定は、〇〇市、〇〇町、〇〇村の社会福祉協議会（以下「〇〇ブロック社協」という。）の管内において災害が発生し、被災した地を有する市町村社会福祉協議会（以下「被災地社協」という。）独自では社会福祉協議会としての災害救援活動が十分に実施できない場合において、〇〇ブロック社協相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害のうち、災害救助法が適用される大規模災害とする。

2 前項に規定する災害のほか、住民生活に甚大な支障が生じる災害で、被災地社協から応援要請がある災害とする。

（幹事社協の設置）

第3条 本協定の円滑な運営を図るため、幹事社協を置く。

2 幹事社協は、〇〇ブロック社会福祉協議会連合会（以下「ブロック社協連」という。）事務局をもって充てる。ただし、幹事社協が被災等によりその事務を遂行できない場合は、次期ブロック社協連事務局が代行する。

3 幹事社協の役割は、次のとおりとする。

- （1）被災状況の把握及び第6条に定める応援内容に関する連絡調整
- （2）被災地社協を除く〇〇ブロック社協に対する災害救援活動に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣要請
- （3）被災地の交通手段及び宿泊所等に関する情報提供
- （4）応援職員が行う災害救援活動の情報提供
- （5）熊本県社会福祉協議会（以下「熊本県社協」という。）等との連絡調整
- （6）その他応援のために必要な事項

（連絡窓口等）

第4条 〇〇ブロック社協は、あらかじめ本協定に関する担当者を定め、別記様式第1号により、毎年3月末までに幹事社協に提出するものとする。

2 幹事社協は、次年度ブロック社協連総会までに前項の定める連絡の窓口を別記様式第2号にまとめ、〇〇ブロック社協に送付するものとする。

3 〇〇ブロック社協は、災害が発生したときは、幹事社協を通じ必要な情報を連絡するものとする。

(応援要請手続き)

第5条 応援を受けようとする被災地社協は、災害の状況及び必要とする災害救援活動の具体的内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により幹事社協に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 被災地社協は、幹事社協を通じて応援職員の派遣を行う被災地を除く〇〇ブロック社協に対して、被災地への交通手段及び宿泊所の情報提供に努めるものとする。

3 第1項の応援要請を受けた幹事社協は、速やかに被災地社協を除く〇〇ブロック社協と協議し、その結果を被災地社協へ通知するものとする。

4 被災地社協を除く〇〇ブロック社協は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、幹事社協の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

5 応援要請に基づき派遣される職員の傷害保険等の加入手続きについては、各派遣元の社協が行うものとする。

(応援内容)

第6条 応援内容は、次のとおりとする。

(1) 応援職員の派遣

(2) 災害救援活動に必要な備品、資材及び器材の提供及び斡旋

(3) その他応援のために必要な事項

2 応援職員の行う災害救援活動は、次のとおりとする。

(1) 災害救援活動を行うために必要な情報収集

(2) 災害救援活動を行うボランティア・NPO等のコーディネート

(3) 福祉サービスの提供のためのコーディネート支援

(4) 生活福祉資金特例貸付の支援

(5) 社会福祉施設等に対する応援要請及び災害救援活動の支援調整

(6) その他応援のために必要な事項

(応援職員の指揮)

第7条 応援職員は、被災地社協の指揮の下に災害救援活動に従事する。

2 被災地社協が指揮不能の場合は、応援職員は、幹事社協の指揮の下に災害救援活動に従事する。

(経費の負担)

第8条 第6条第1項に要する経費は、原則として応援する市町村社協の負担とする。

2 応援職員を含めた災害救援活動拠点事務所の設置に要する経費は、全社協地域福祉推進委員会の「福祉救援活動資金援助制度」及び共同募金会の「災害支援制度」を活用するものとし、申請等の事務は、原則として被災地社協が行うものとする。ただし、被災地社協がその事務を遂行できない場合は、幹事社協が行うものとする。

(〇〇ブロック以外の災害の対応)

第9条 〇〇ブロック以外の災害への対応については、熊本県社協からの応援要請がある場合、本協定を準用する。

2 〇〇ブロック社協のいずれかがその他の市町村社協と協定を締結し、その市町村社協からの応援要請がある場合は、本協定を準用する。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、〇〇ブロック社協事務局長会議で協議して定める。

(適用)

第11条 この協定は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

この協定の締結を証するため、〇〇ブロック社協会長署名押印の上、各自1通を保管する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人 〇〇市社会福祉協議会
会 長 〇 〇 〇 〇

社会福祉法人 〇〇市社会福祉協議会
会 長 〇 〇 〇 〇

社会福祉法人 〇〇町社会福祉協議会
会 長 〇 〇 〇 〇

社会福祉法人 〇〇町社会福祉協議会
会 長 〇 〇 〇 〇

社会福祉法人 〇〇村社会福祉協議会
会 長 〇 〇 〇 〇

社会福祉法人 〇〇村社会福祉協議会
会 長 〇 〇 〇 〇

別記様式第1号（第4条第1項関係）

令和 年度
〇〇ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定

連 絡 窓 口 報 告 書

令和 年 月 日

社 協 名			
第一責任者氏名・所属	氏名	所属	
第二責任者氏名・所属	氏名	所属	
社協所在地			
電話番号			
F A X			
E-mail			
夜間・休業日の連絡先	第一責任者 自宅連絡先	住 所	
		電話番号	
		携帯電話番号	
		F A X	
	第二責任者 自宅連絡先	住 所	
		電話番号	
		携帯電話番号	
		F A X	

【個人情報の取扱いについて】

本報告書に記載された個人情報については、報告書を保管するとともにコンピュータに入力し、別記様式第2号の連絡窓口一覧を作成する等、協定の運営の目的にのみ利用します。

別記様式第2号（第4条第2項関係）

令和 年度

〇〇ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定連絡窓口一覧

社協名	所管部課名	責任者氏名		自宅住所	電話番号	携帯電話番号	FAX
		第1	第2				
(幹事社協)							

【個人情報の取扱いについて】

本連絡窓口一覧に記載された個人情報については、保管するとともにコンピュータに入力し、協定の運営の目的にのみ利用します。各社協においても同様の取扱いをしてください。

3市町村社会福祉協議会災害時相互応援協定書（例）

（趣 旨）

第1条 この協定は、〇〇市、〇〇町、〇〇村の社会福祉協議会（以下「3市町村社協」という。）の管内において災害が発生し、被災した地を有する社会福祉協議会（以下「被災地社協」という。）独自では社会福祉協議会としての災害救援活動が十分に実施できない場合において、3市町村社協相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害のうち、災害救助法が適用される大規模災害とする。

2 前項に規定する災害のほか、住民生活に甚大な支障が生じる災害で、被災地社協から応援要請がある災害とする。

（連絡窓口等）

第3条 3市町村社協は、あらかじめ本協定に関する担当者を定め、別記様式第1号により、毎年3月末までに各市町村社協に提出するものとする。

2 3市町村社協は、災害が発生したときは、必要な情報を連絡するものとする。

（応援要請手続き）

第4条 応援を受けようとする被災地社協は、災害の状況及び必要とする災害救援活動の具体的内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により被災していない市町村社協に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 被災地社協は、被災していない市町村社協に対して、被災地への交通手段及び宿泊所の情報提供に努めるものとする。

3 被災していない市町村社協は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

（応援内容）

第5条 応援内容は、次のとおりとする。

（1）応援職員の派遣

（2）災害救援活動に必要な備品、資材及び機材の提供及び斡旋

（3）その他応援のために必要な事項

2 応援職員の行う災害救援活動は、次のとおりとする。

（1）災害救援活動を行うために必要な情報収集

（2）災害救援活動を行うボランティア・NPO等のコーディネート

（3）福祉サービスの提供のためのコーディネート支援

（4）生活福祉資金特例貸付の支援

（5）社会福祉施設等に対する応援要請及び災害救援活動の支援調整

- (6) 各種義援金に関して必要な支援調整
- (7) その他応援のために必要な事項

(応援職員の指揮)

第6条 応援職員は、被災地社協の指揮の下に災害救援活動に従事する。

- 2 被災地社協が指揮不能の場合は、応援職員は、応援する市町村社協（以下「応援社協」という。）が定める代表社協の指揮の下に災害救援活動に従事する。

(経費の負担)

第7条 第5条第1項に要する経費は、原則として応援社協の負担とする。

- 2 応援職員を含めた災害救援活動拠点事務所の設置に要する経費は、全社協地域福祉推進委員会の「福祉救援活動資金援助制度」及び共同募金会の「災害支援制度」を活用するものとし、申請等の事務は、原則として被災地社協が行うものとする。ただし、被災地社協がその事務を遂行できない場合は、応援社協が定める代表が行うものとする。

(3市町村社協以外の災害の対応)

第8条 3市町村社協以外の災害の対応については、熊本県社会福祉協議会からの応援要請がある場合、本協定を準用する。

- 2 3市町村社協のいずれかがその他の市町村社協と協定を締結し、その市町村社協からの応援要請がある場合は、本協定を準用する。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、3市町村社協事務局長会議で協議して定める。

(適用)

第10条 この協定は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

この協定の締結を証するため、3市町村社協会長署名押印の上、各自1通を保管する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人 〇〇市社会福祉協議会
会 長 〇 〇 〇 〇

社会福祉法人 〇〇町社会福祉協議会
会 長 〇 〇 〇 〇

社会福祉法人 〇〇村社会福祉協議会
会 長 〇 〇 〇 〇

令和 年度
3市町村社会福祉協議会災害時相互応援協定

連絡窓口報告書

令和 年 月 日

社協名			
第一責任者氏名・所属		氏名	所属
第二責任者氏名・所属		氏名	所属
社協所在地			
電話番号			
ファックス			
Eメール			
夜間・休業日の連絡先	第一責任者 自宅連絡先	住所	
		電話番号	
		携帯電話番号	
		F A X	
	第二責任者 自宅連絡先	住所	
		電話番号	
		携帯電話番号	
		F A X	

【個人情報の取扱いについて】

本報告書に記載された個人情報については、協定の運営の目的にのみ利用します。

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書
(様式例)

《行政》（以下「甲」という。）と《社会福祉協議会》（以下「乙」という。）は、災害時における、（市・区・町・村）災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、（市・区・町・村）災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

□センターの設置場所は、具体的に記すことが望ましい。ただし、予定していた場所が利用できない場合を想定して、行政が設置場所を確保・提供するよう記す。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

□センターの運営について、乙の協力機関・団体先があれば具体名を記す。

(協力の要請)

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

(センターの業務)

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 《市・区・町・村》災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

□被災地において、遡っての協定とする場合、有効期間については、以下の文言とする

(第16条 この協定の有効期間は、令和2年〇月〇日から1年間とする。〜〜)

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所／行政首長 印

乙 住所／市区町村社会福祉協議会会長 印

ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に係る事務（等） に関する委託契約書（ひな形）

《行政》（以下「甲」という。）と《社会福祉協議会》（以下「乙」という。）は、災害時における、甲の実施する救助と、乙が設置・運営する災害ボランティアセンターのボランティア活動の調整の事務（等）の委託に関し、下記のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、本契約の定めるところにより、以下のボランティア活動と甲の実施する救助との調整に係る業務（等）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の範囲）

第2条 乙が行う委託業務の範囲は次のとおりとする。

- （1） 甲による救助とボランティア活動の調整業務

（契約期間）

第3条 本契約期間は、令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額●●円）とする。

- 2 前項の消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の83の規定に基づき算出した額とする。
- 3 第一項の契約金額は、契約時に想定される金額であり、精算の際には第5条で定める費用の実費を支払うものとする。

（委託費の負担）

第5条 甲は、この契約により委託した事項を実施するため、乙が実施した調整事務に関し、下記費用を負担する。

- （1） 人件費（乙の職員（既存の臨時職員及び非常勤職員を含む）及び被災自治体の災害V C に派遣される社協職員）の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）
- （2） 人件費（乙が新たに雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）
- （3） 旅費（被災自治体外から災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費）

（契約保証金）

第6条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（新規職員雇用の承認）

第7条 乙は、第二条（1）に定める業務を実施するために臨時職員及び非常勤職員を新たに雇用する場合、あらかじめ甲の承認を得ることとする。承認の手続きは、電子メール等によって行うことができることとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、委託業務上知り得た甲の秘密又は業務事項を第三者に漏らしてはならない。

(報告義務)

第9条 乙は、業務終了後、甲に報告書を提出しなければならない。

(報告結果確認の通知)

第10条 甲は、前条による報告を受領し内容を確認したときは、速やかに乙に通知しなければならない。

(委託費の請求及び支払)

第11条 乙は前条の規定により委託費を請求するときは、甲が別に示す様式及び算出基準に従って、甲に請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3 甲は、乙の請求に関し必要があると認めるときは、乙の行った業務について監査することができる。

(契約内容の変更)

第12条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天変地異、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

3 前二項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙は相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方に書面により通知を行い、契約を解除することができる。なお、本条による契約解除は損害賠償の請求を妨げない。

(1) 甲又は乙がその責に帰すべき事由により、本契約の全部又は一部を履行しない場合又は履行できない場合。

(2) 甲又は乙がその責に帰すべき事由により、本契約の条項又は法令に違反した場合。

(3) 甲又は乙の信用又は経営に重大な変化が生じた場合。

(4) 甲又は乙に背信行為があった場合。

2 前項各号の事由以外に、甲乙いずれか一方の申し出により、甲乙双方の協議及び合意のうえ、本契約を解除できるものとする。なお、その場合の契約解除に関わる違約金及び損害賠償金の支払いについては、甲乙双方の協議及び合意のうえ、これを決定するものとする。

(損害賠償)

第14条 甲又は乙は、本契約の履行に関し、故意又は過失により相手方に損害を与えた場合、当該損害を賠償しなければならない。

2 甲又は乙は、本契約の履行に関し、故意又は過失により第三者に損害を与えた場合、その当事者が賠償する責任を負うこととし、不明な場合は甲乙協議のうえ決定する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(暴力団の排除)

第16条 暴力団排除に関する契約条項については、別添の「暴力団排除に関する条項」によるものとする。

(紛争の解決)

第17条 この契約書に定めのない事項又は契約内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(その他)

第18条 本契約を締結する証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれで記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所／行政首長 印

乙 住所／●●●社会福祉協議会会長 印

〔参考〕

**市町村災害ボランティアセンター運営強化
推進会議設置要綱、委員名簿**

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
市町村災害ボランティアセンター運営強化推進会議 設置要綱

(目的)

第1条 大規模又は甚大な災害が発生した場合に備え、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）が設置する災害ボランティアセンター（以下「市町村災害ボランティアセンター」という。）の本県での迅速な開設や円滑な運営を図るため、社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に、市町村災害ボランティアセンター運営強化推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(機能)

第2条 推進会議は、本県における市町村災害ボランティアセンターの開設・運営のあり方について協議し提言を行うとともに、同センターのマニュアルの見直し・改訂を行うものとする。

(組織)

第3条 推進会議は、12名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、県社協ボランティアセンター所長及び市町村災害ボランティアセンターでの支援経験を有する市町村社協職員、またはボランティア担当の市町村社協職員の中から県社協会長が依頼する。

3 委員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 推進会議は、必要に応じて県社協会長が招集する。

6 推進会議は、委員の過半数以上の出席を得て開催する。

7 推進会議は、必要に応じて委員以外の者の出席及び意見を求めることができる。

8 推進会議に議長を置き、議長は県社協ボランティアセンター所長をもって充てる。

9 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指定する委員がその職務を代行する。

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、県社協ボランティアセンターにおいて処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない推進会議の運営に関する事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月6日から施行する。

市町村災害ボランティアセンターガイドライン策定委員

【第7期 市町村災害ボランティアセンター運営強化推進会議 委員】

任期：令和6年2月1日～令和8年1月31日（敬称略）

委員氏名	所属・役職
上村 憲二	熊本市社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉推進課 ボランティアセンター 主査
池田 匡史	和水町社会福祉協議会 地域福祉係 福祉活動専門員
古家 淳宏	山鹿市社会福祉協議会 菊鹿支所 統轄
濱崎 喜弘	苓北町社会福祉協議会 事務局次長
村上 政昭	菊池市社会福祉協議会 福祉課 課長
今村 直博	宇土市社会福祉協議会 事務局 参事
椋野 紡夢	小国町社会福祉協議会 地域福祉課 福祉活動専門員
富嶋 智香子	益城町社会福祉協議会 地域福祉課 課長
山北 翔大	八代市社会福祉協議会 地域福祉係 主事
田中 裕二	津奈木町社会福祉協議会 地域包括支援センター 主任介護支援専門員
福原 寿	あさぎり町社会福祉協議会 地域福祉課 参事
川口 和博	熊本県社会福祉協議会 地域福祉部 部長 兼 ボランティアセンター 所長

市町村災害ボランティアセンター運営強化推進会議 事務局

氏名	所属・役職
池尻 憲二	熊本県社会福祉協議会 ボランティアセンター 主任
高本 淑郎	熊本県社会福祉協議会 ボランティアセンター 災害ボランティアコーディネーター

*「所属・役職」は、令和6年4月1日現在

過去の策定委員名簿
についてはコチラ⇒



日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり) 団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増適用

保険金の種類		プラン		
		基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)		
		年間保険料		
		350円	500円	

商品パンフレットは
コチラから



(ふくしの保険
ホームページ)

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

<引受幹事> 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

令和7年度

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します!



ホームページでも内容を紹介しています
https://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)		基本補償(A型)
基本補償(A型)	定員 1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
	以降1名~10名増ごと	1,500円
見舞費用付補償(B型)	基本補償(A型) 保険料	+
	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円	

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護職の賠償責任補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償
使用者賠償責任補償
- ② 役員・職員の傷害事故補償
- ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

市町村災害ボランティアセンターガイドライン

発行日 平成25年11月29日(マニュアル初版)
平成26年 4月 1日(マニュアル第2版)
平成27年 4月 1日(マニュアル第3版)
平成28年 3月 7日(マニュアル第4版)
平成31年 4月 1日(ガイドライン初版)
令和 4年 4月 1日(ガイドライン第2版)
令和 7年 2月12日(ガイドライン第3版)

編集 社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 ボランティアセンター
市町村災害ボランティアセンター運営強化推進会議

発行所 社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
〒860-0842
熊本市中央区南千反畑町3番7号 熊本県総合福祉センター内
TEL 096-324-5436

